

第三編 融和事業團體

一七〇

互の人格を尊重し協同調和の實を擧げ相倚り相扶けて益々社會の福祉を増進せむとす。

眞摯に同感有志の士、幸に吾人の微意を諒として進んで本會の趣旨に賛同せられ其の成果を期せむことを。

大正十二年八月二十八日

2、會 則

第一條 本會ハ京都府親和會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ京都府廳内ニ置ク

第三條 本會ハ因襲的觀念ヲ除去シ同胞ノ親和向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞親和親愛觀念ノ宣傳

一、融和親愛ヲ妨グ可キ事象ノ除去

一、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名
理事 三十名以内 協議員 若干名

本會ニ相談役ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

第七條 會長ニハ京都府知事ヲ副會長ニハ京都市長及京都府學務部長ヲ推戴ス

理事中三名ハ會長ニ於テ京都府內務部長同警察部長並ニ京都市

助役中一名ニ囑託シ其ノ他ハ協議員會ニ於テ選舉ス、協議員ハ會長之ヲ囑託ス

前各項ノ役員中選舉ニ依ルモノノ任期ハ二ケ年トス

第八條 會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス

會長ハ理事會及協議員會ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條 理事ハ理事員ヲ組織シ豫算其ノ他重要會務ヲ審議ス

第十條 協議員會ハ毎年一回之ヲ開ク

但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ開催ス

協議員會ハ會務ノ報告ヲ受ケ理事ノ選舉本會則ノ改廢並ニ決議ヲナシ會長ノ諮問に應ズ又本會事業ニ關シ會長ニ建議スルコトヲ得

第十一條 本會ニ幹事若干名書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十二條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 本會ノ經費ハ獎勵金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

本會ノ會計年度ハ四月一日ニ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

3、役 職員

會長 齊藤宗宜 副會長 大森吉五郎

副會長 川久保 常次郎 理事 阿部 惠水

理事 後藤 環 同 理事 阿部 惠水

同 内山 廣三 同 同 風間 八左衛門

同 高本喜平治 同 同 平井 正憲

理事 藤岡 治郎 理事 渡邊 豊次郎
同 松下 源三郎 同 福田 磯吉
幹事 木村 忠二郎 幹事 森 梁 香
同 伏見及那部各警察署長 書記 尾瀬 盛三郎
書記 坂口 眞 道 同 中西 清一郎
同 上村 茂

4、支會及會員數

支會九、會員五〇〇〇名

二、昭和八年年度預算並事業計畫

1、豫算 總額 一三、〇九六圓

歳入 補助金一〇、七五〇圓(國庫四、五〇〇圓、府五、〇〇〇圓、其他二、二五〇圓、雜收入一四六圓、前年度繰越金二、二〇〇圓)

歳出 事務費二、九三一圓、會議費九五〇圓、事業費三、二〇〇圓、講演會費五〇〇圓、懇談會費四〇〇圓、講習會費一、〇〇〇圓、文化講習會費一〇〇圓、調査費四〇〇圓、文書宣傳費八〇〇圓、經濟更生施設費一、七〇〇圓、協議會費二〇〇圓、講習會費五〇〇圓、經濟更生地區指導費一、〇〇〇圓、補助費四、二〇〇圓、支會及町村補助一、〇〇〇圓、視察會補助三〇〇圓、育英奨勵一、七〇〇圓、産業奨勵一、二〇〇圓、準備費一、一五〇圓

臨時部 豫算 總額二、二三七圓(歳入)貸付金償還金一、一三六圓、借入金一、〇〇〇圓、雜收入一圓、繰越金一〇〇圓、歳出)借入金償還一、一三六圓、貸付金一、〇〇〇圓、雜費一圓

第二章 融和團體の組織及事業概要

三、昭和七年事業概況

一、會 議

京都府親和會協議員總會 一回、四〇〇名

内部經濟更生の具體策に關する諮問及滿蒙移民に關する陳情を決定ス

二、協議懇談會等

理事會二回、三三名。幹事會一回、三〇名、内部自覺懇談會一回、八〇名、各郡婦人代表者協議會七回、三二〇名、融和日打合會一回、二〇名、方面委員融和協議會一回、二〇〇名、支部總會二回、二〇〇名、近畿協議會四回

三、調査、研究、視察等

部落經濟實情調査一回、更生地區視察 靜岡縣下を視察、融和 教育視察一回三〇名、

四、普及宣傳に關する施設

内部婦人家事講習會二回、公民講座二回、指導者講習會三回、婦人幹部講習會一回、保母講習會一回、中堅宿泊講習會三回、婦人啓蒙講演會二回、青年啓蒙講演會四回、啓蒙遊藝講習會一七回

商店員啓蒙講演會二回、映畫會六回、文書宣傳融和時報小冊子、國民融和日施設、文書宣傳三件、集會宣傳三件、交通宣傳五件

五、差別事象及事件の對策

共有財產問題一件、學校關係一件、差別言辭一件

六、内部自覺に關する施設

内部自覺講習會一九回、内部青年講習會一回、内部自覺講演會二

第三編 融和事業團體

同、内部婦人講演會二回、内部自覺懇談會一回、

七、産業及經濟に關する施設

職業輔導講習會二回、産業獎勵助成八團體、經濟更生協會一回、經濟更生委員會一回、各郡部落代表者經濟更生協議會七回、實情調査、更生地區視察、幹旋獎勵等六件、産業經濟團體二團體、經濟更生委員會一

八、青年及婦人融和運動

大日本青年融和愛國聯盟、親善支會婦人融和部

九、兒童融和教育

融和教育調査會補助一、融和教育研究會講師派遣二回、兒童融和教育團體の活動二團體

一〇、教育に關する施設

教育獎勵助成一四五名

一三、他團體との聯絡提携に關する事項

二團體(京都府融和團體聯合會、近畿融和聯盟)

四、支那活動狀況

支那名	所在地	代表者	七年度事業
親善支會	井手善齋	五十嵐定七	巡回講演會、融和教育研究會指導者講習會融和日宣傳、視察團、事件調停
相樂郡同	木津同	秋月 清秀	婦人巡回講演會、融和日事業、學識調停
南桑郡同	龜岡同	侯野 昌平	同右
船井郡同	岡部同	奥村 英一	同右

何鹿郡同	綾部同	土屋 良一	同右
天田郡同	福知山同	高木 半兵衛	同右
加佐郡同	舞鶴同	山田 音次郎	同右
同新舞鶴	新舞鶴同	中尾 正武	内部講習會 融和日事業
支那	宮津同	絲井 品藏	内部協議會 融和日事業
與謝郡支會	峰山同	西山 繁治	婦人講習會、青年講習會 融和日宣傳
中郡同			

三 大阪府公道會

他府縣では、概して府縣單位の團體からはじめて、然る後に郡市町村に互つて支部を設置するといふ方針で進んでゐるが大阪府では先づ郡單位の團體(誠和會)を組織しその基礎の成りたる後に、更に是等を支部とする府單位の團體を結成す可く努力して來たが、三四郡に於ける既設團體たる誠和會を支部として茲に昭和三年二月廿九日を以て同會を創立したのである。創立は他の關係府縣に比して甚しく遅れた感があるが、それは如上の理由に基いてゐて、創立後日尙淺きも組織は良く完備し堅實なる諸施設が著々進められつゝある。

一、要 覽

1 趣 意 書

國運發展の道は國民をして協和親和の實をあげるに在り協和親和

は社會連帯の觀念を養ふに如かず、一人の同胞其の處を得ざるものあれば何をもつて平和の發達を見るを得ん、畏くも 明治大帝は維新の初め五ヶ條の御誓文を發せられ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき安謐を示させ給ひ、更に君民同治國民平等の大義を定めさせらる。爾來星移り歳變り茲に六十年諸般の文物制度は燦として光を放つ誠に現代の遺澤と謂ふべし。然るに舊來の陋習獨り今尙蟬脱せず慘害に泣くの同胞を見る。豈に忍べけんや。

昭和三年二月二十九日

大阪府公道會

2 會 則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ大阪府公道會ト稱ス

第二條 本會ノ區域ハ大阪府下一圓トシ事務所ヲ大阪府社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ我國建國ノ大精神ニ基キ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來

第二章 融和團體の組織及事業概要

ノ陋習ヲ改メ國民協同親和ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去、同胞相愛觀念ノ普及宣傳

一、融和事業ノ講習會、講演會、懇談會等ノ開催

一、融和事業ニ關スル調査、研究、視察

一、會報並參考資料ノ刊行

一、其他本會ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 會員及役員

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、通常會員(年額一圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金五圓以上ヲ納ムル者)

一、贊助會員(年額二圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金十圓以上ヲ納ムル者)

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名

理事 若干名(内常任理事若干名)

參事 若干名

幹事 若干名(内常任幹事若干名)

支部長 若干名(地方委員若干名)

會長ハ大阪府知事、副會長ハ大阪府學務部長並大阪府助役中社會事業事務擔任者ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三編 融和事業團體

理事ノ内常任理事ハ會長之ヲ選任ス
 參與、幹事、支部長地方委員ハ會長之ヲ委囑ス
 役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨ケス
 補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘留期間トス
 第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 會長副會長事故アルトキハ常任理事之ヲ代理スルモノトス
 第八條 理事ハ理事會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス
 一、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
 一、同決算ヲ認定スルコト
 一、本會ノ施設スヘキ事業計畫ヲ定ムルコト
 一、本會則ノ改廢並諸規程ノ制定
 一、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項
 一、其他重要ナル事項
 第九條 參與ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又意見ヲ述フルコトヲ得
 第十條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス
 幹事ノ内常任幹事ハ有給トナスコトヲ得
 第十一條 地方委員ノ職務並ニ設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム
 第十二條 本會ノ會議ヲ分チテ理事會參與會幹事會及地方委員會トス
 第十三條 各會議ハ會長之ヲ召集シ其ノ議長トナル

各會議ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ本會諸般ノ事項ヲ報告スルモノトス
 第十五條 理事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ
 第十六條 本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得
 支部設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム
 第十七條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
 一、會費 一、補助金 一、寄附金 一、其他ノ收入
 第十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
 第十九條 本會ハ理事會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルニ非ラサルハ解散ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十條 會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認メタル者ハ除名スルコトアルヘシ
 第二十一條 本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム
 第二十二條 本會設立當初ノ理事ハ創立委員之ニ當ルモノトス

3 地方委員設置規定

第一條 本會ハ本會ノ目的ヲ達成セムカ爲メ必要ト認ムル地方ニ地方委員ヲ設置ス
 地方委員ハ名譽職トス
 第二條 地方委員ヲ設置スヘキ地域及其ノ員數ハ會長之ヲ定ム
 第三條 地方委員ハ其ノ地域ニ於ケル會員中ヨリ會長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二ケ年トス
 第四條 地方委員ハ會長ノ指揮ニ依リ其ノ地域ニ於テ本會ノ事業ヲ掌理スルモノトス地方委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム
 第五條 地方委員ハ必要ナル場合數ヶ地域ヲ合シ委員會ヲ組織スルコトヲ得委員會ニ關スル必要ナル規約等ハ其ノ委員會ニ於テ之ヲ定ム直ニ會長ニ報告スルモノトス
 第六條 地方委員ハ其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ直ニ會長宛之カ届出ヲナスヘシ、住所ノ移動アリタル場合又同シ
 第七條 地方委員會ノ經費ハ適當ト認メタルトキ本會ヨリ支出スルコトヲ得

支部 三 會員數 五、五〇〇名
 一、昭和三十八年度豫算並事業計畫
 1 豫算 總額 一八、四二〇圓
 歳入 會費五、〇〇〇圓、補助金九五、〇〇〇圓（國庫四、五〇〇圓、府四、五〇〇圓、中央融和協會五〇〇圓）、財産收入一〇〇〇圓、雜收入二〇〇圓、繰越金三、八〇〇圓
 歳出 事務費二、九四〇圓、會議費一、〇五〇圓、事業費四、二〇〇圓（講演會費六〇〇圓、講習會費一、三〇〇圓、映畫會費四〇〇圓、國民融和日諸費八〇〇圓、懇談會費一〇〇圓、印刷費三〇〇圓、宣傳諸費二〇〇圓、事業雜費四〇〇圓、獎勵助成費八、〇〇〇圓、支部事業補助費六、二〇〇圓、就學獎勵費六〇〇圓、産業獎勵費六〇〇圓、補習教育獎勵費四〇〇圓、講習出席者補助費二〇〇圓、婦人部費八〇〇圓、負擔費六五〇圓、雜費四〇〇圓、豫備費三八〇圓、
 二、事業計畫
 總會及委員會の開催、講演會一〇二回、講習會一三回、映畫會四〇回、國民融和日宣傳懇談會一〇回、調査研究、印刷物宣傳、支部事業助成、就學獎勵六〇名、産業獎勵、補習教育獎勵、講習會派遣一〇名、婦人講習會及婦人部事業獎勵。
 三、昭和七年度事業概況
 一、會 議
 第四回總會、一、〇〇〇名、六年度事業の報告、講演等
 二、協議懇談會等

3 役員

會長(知事) 縣 忍 副會長(學務部長) 崎山 省吾
 副會長 池川大次郎 常務理事(社會課長) 藤澤喜太郎
 理事 前田宇治郎 他五十八名
 幹事 上妻 宗康 同 山上 貞一
 同 野村 泰岳 同 奥 正三郎

第二章 融和團體の組織及事業概要

第三編 融和事業團體

支部總會五回、一、一五〇名。懇談會一七回、八二五名。婦人部發會式一回、三五〇名

三、調査・研究・視察等
視察 一回、和歌山縣内兒童融和教育状態視察。
調査 二回、豊能郡納谷村外一經濟調査

四、普及宣傳に關する施設
講習會二〇回。講演會八五回。映畫利用講演會四二回。文書宣傳小冊子八冊。國民融和日施設 總會、集會宣傳一週間、文書宣傳三件、交通宣傳一件

五、差別事象及事件の對策
差別官辭一〇件、差別容姿一件、兒童關係一件、差別字句二件其他二件

六、内部自覺に關する施設
内部自覺懇談會 一回

七、産業及經濟に關する施設
職業輔導講習會二回、産業獎勵助成、生産資金貸付二箇村

八、青年及婦人運動
大阪府公選會婦人部の事業 懇談會、講習會。婦人中堅者養成講習會一回

九、兒童融和教育
兒童融和教育研究會

一〇、教育に關する施設
教育獎勵助成 六六名(高等小學、補習學校)

一一、委員制度
地方委員 二五〇町村 四五〇名 町村内に於て公道會事業の幹旋、實施並に差別事件等の速報解決等に於たる

一二、他團體との聯絡提携に關する事項
聯絡團體 一個團體(大阪府教化團體聯合會其他)

一四、其他

支部助成 獎勵支部 一三支部

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	七年度事業概況
北區支部	北區役所	松村 信義	豫算一、〇二二圓 事業數 二二一件
浪速支部	浪速區役所	木村 稔	一、二六〇圓 一一一件
泉南支部	岸和田市	養本 一	一、二〇三圓 三二一件
三島支部	三島郡天木町	田畑 新吾	八二六圓 一二二件
泉北支部	泉北郡鳳町	古藤増次郎	三〇〇圓 一七一件
豊能郡支部	豊能郡池田町	森 寛	一、三一〇圓 二六一件
北河内郡支部	北河内郡枚方町北野常次郎		一、〇四一圓 一三一件
南河内郡支部	南河内郡富田	堀端重太郎	五〇〇圓 一〇一件
中河内郡支部	中河内郡八尾	小川 英三	二九〇圓 六件

堺市支部	堺市役所	森本 仁平	同	九五〇圓 一三三件
東淀川區支部	東淀川區役所	佐奈 正雄	同	六〇〇圓 八件
東淀川區北支	東淀川區出張所	米谷卯三郎	同	六五三圓 一五五件
住吉區支部	住吉區役所	村尾 靜明	同	六三八圓 三三件

四 神奈川縣青和會

大正十二年八月鎌倉町圓覺寺に於て縣主催の社會教化講習會が開催された。此の時、多大の感激を受けた講習員が自發的に一つの團體を組織することを申合せた。偶々數日を経た九月一日の大震災に遇ひ、縣下一般に莫大なる被害を受け爲に出先を摧かれた感があつたが、翌十三年の八月再び第二回の前記講習會が開催された時、開會第四日に同會場で本會の發會式が擧げられ、終に本團體の成立を見るに至り爾來夏季講座講習會、講演會、機關誌の刊行等の事業を行ひ尙縣下主要の地十二ヶ所に支部を擁し多大の成績を擧げてゐる。

一、要覽

1 趣意書
自治！ 自律！ 熱と愛！
それはことに人格完成の要諦である。私共は茲に此の要諦を唯一の信條として先づ自己自身の品性を高め、進んでは社會のあらゆる

第二章 融和團體の組織及事業概要

人々を熱愛せねばならぬ。至心の要求の前に奮ひ起つた。現下の世相に直面すれば、私共は餘りにその心情を傷ましむる事實の多いのに驚く。けれども其の善にまれ、惡にまれ私共の組織する社會の出來事に對しては、連帶責任の觀念を以て之に當らねばならぬ。而して私共の爲すべきこと、將又爲さねばならぬ仕事は甚だ多い。すべて社會連帯の人類愛の基調に立つて、社會上に於ける不合理的事象を改善し、心地よき社會、住よき社會とせねばならぬ。かゝる聖なる念願を懷いて我が「青和」は生れた。我が「青和」の使命は實に重大である。既に地上に其の自覺の第一歩を印した上は、我が「青和」の將來に對する責任の一に懸つて、私共の雙肩に在ることを切實に感ずる。まことに同じ理想の下に集つた同志である限り、希くば我が「青和」の聖なる念願をして圓滿成就せしめんことを。

大正十三年八月二十四日

2 規程

一、名 稱
第一條 本會ハ神奈川縣青和會ト稱ス

二、目 的
第二條 本會ニ自治、自律、熱ト愛ノ信條ニ基キ人格ヲ尊重シ同胞間ノ因襲的偏見ヲ脱却セシメテ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

三、事 業
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

第三編 融和事業團體

- 一、融和促進上必要ナル調査研究
- 二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡ヲ圖ルコト
- 三、總會、協議會、講演會、講習會等ヲ開催スルコト
- 四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト
- 五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト
- 六、其他本會ハ目的ヲ達スル爲メ特ニ必要アリト認メタル事項

第四條 本會ハ本部ヲ神奈川縣内ニ置キ支部ヲ會員二十名以上ノ所在地ニ置ク

第五條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、正會員 本會ノ目的達成ノタメニ奉仕セントスル同志
- 二、賛助員 本會ノ目的ヲ贊助スル篤志家

第六條 本會ニ入會セントスル者ハ其ノ旨中込ミ會長ノ承認ヲ受クヘシ

會員退會セントスルトキハ其ノ旨會長ニ届出ツヘシ

第六、役員

第七條 本會ニ在リ役員ヲ置ク

- 會長 一名 副會長 一名
- 理事 若干名 評議員 若干名

第八條 會長及副會長ハ理事トシ會長ハ神奈川縣學務部長副會長ハ神奈川縣社會教育課長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス

第九條 理事ハ前條ニ依ル者ノ外正會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

八、評議員會

第十九條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出預算ヲ議定スルコト
- 二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト

事業執行ノ状況ハ決算ト共ニ之ヲ評議員會ニ報告スルモノトス

第二十條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

第二十一條 第十二條及第十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ適用ス

第二十二條 役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル

第二十三條 役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

九、會計

第二十四條 本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條 本會々員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ納ムルモノトス

第二十六條 本會ニ基本金ヲ設クルコトヲ得

基本金ノ積立及管理方法ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム基本金ハ役員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二章 融和團體の組織及事業概要

當務理事ハ理事ノ互選トス

第十條 評議員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

- 一、支部ニ於テ推薦シタル者
- 二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十一條 顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十二條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ第八條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス、補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 役員ハ任期満了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

書記 若干名 書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

第十六條 本會ハ毎年一回以上總會ヲ開ク

七、理事會

第十七條 理事會ハ臨時會長之ヲ招集ス

第十八條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト
- 二、豫算ヲ議定スルコト
- 三、決算ヲ議定スルコト
- 四、基本金ノ積立及管理處分ヲ議定スルコト

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會々則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第二十九條 本會支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ定ム

3 役員

會長	山縣三郎	副會長	越野菊雄
常務理事	植木俊助	理事	小山忠義
理事	保 尙義	同	中津川 定次郎
同	都 倉義知	同	長島重三郎
同	田邊久衛	同	成實 隆翁
同	森崎和三郎	同	藤川 林藏
同	松木平吉	評議員	二十七名
囑託	青木信二	書記	栗原 源七
支會及會員數		會員	九〇〇名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 六、三〇〇圓

- 歳入 會費一、四四〇圓、補助金四、四〇〇圓、(内都省二、五〇〇圓、縣一、七〇〇圓、育英一〇〇〇圓、産業獎勵五〇〇圓)、寄附金一〇圓、雜收入五〇圓、繰越金四〇〇圓
- 歳出 事務所費一、六八〇圓、事業費四、三八〇圓(會議費三五〇圓、講演講習會費八〇〇圓、經濟更生指導費七〇〇圓、育英獎

第三編 融和事業團體

助費三〇〇圓、支部助成費五〇〇圓、圖書購入パンフレット發行費一五〇圓、會報發行費一、二〇〇圓、衛生施設費二五〇圓、融和日宣傳費一三〇圓、圖書費一四〇圓、特別會計繰入金一〇〇圓、特別會計 雜費總額 四八〇圓基金歳入

2 事業計畫

總會及役員會、講演會、講習會、相互修養會、懇談會、經濟更生指導、青英獎勵(高小、補習)支部助成(十二支部)、圖書購入及パンフレット發行、會報發行(青和、融和時報)、衛生施設、融和日宣傳

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會等

役員會 一回、三一名。支部長會 三回、五二名。自力更生協議會 一回、三〇二名。融和會發會式 五回、一七〇名。懇談會四回、一三〇名。青英者懇談會一回、一六名、一六名、父兄、關係者出席

四、普及宣傳に關する施設

婦人講習會二回、一夜講習會二回、相互修養會一回、融和講座三回。講演會四回、小講演會六回。映畫講演會一回。文書宣傳「青和」及融和時報發行。國民融和日施設 文書宣傳二件、集會宣傳二回

七、産業及經濟に關する施設

職業輔導講習會二件、經濟更生協議會一回

八、青年及婦人運動

- 高部屋支部 中郡高部屋村 小澤 光雄 講演會二、協議會二、修養會三、懇談會一
- 神田支部 中郡神田村 八田 勝治 小講演會一、協議會一
- 酒匂支部 足柄下郡酒匂村 松木 平吉 小講演會三、協議會二、懇談會二
- 小結支部 愛甲郡小結村 外山 直英 協議會二、懇談會一

五 兵庫縣清和會

同會は大正十二年十月創立、事務所を縣廳内に置き、一市十三郡に支部を設置して全縣歩調を一にし、常に積極的にその事業を進めてゐる。

一、要 覽

1 創立趣意書

人類平等は天地の公道にして亦實に明治維新諸政改革の眼目たり、一國文化の發達社會人類の進歩一に懸りて此の觀念に根源す。惟ふに我邦立國の精神たる君臣一系の體制に自由平等を原則とし國民は擧げて陛下の赤子にして此の間何等の差別觀念を容さず然るに武門執政の除弊は自ら階級的差別觀念を誘致し永く一の慣習を成せり。

明治天皇英明御親政の初頭先づ此の弊を認められ五箇條の御誓文を下して國政の大綱を示し給ひ次で太政官をして四民平等の布達を發せしめ給ふ爾來歲月を閲すること既に五十餘年に及び國運の發展亦昔日の比に非ずと雖も因襲の久しき今尙舊來の陋習に因はれ動もすれば國民融和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上

第二章 融和團體の組織及事業概要

神奈川縣青年融和聯盟 〇圓、青英獎勵費五〇〇圓、青英獎勵費一五〇圓、會報發行費一、二〇〇圓、衛生施設費二五〇圓、融和日宣傳費一三〇圓、圖書費一四〇圓、特別會計繰入金一〇〇圓、特別會計 雜費總額 四八〇圓基金歳入

九、兒童融和教育

教育關係者融和問題懇談會三回、兒童融和教育一〇、教育に關する施設 〇圓、圖書費一〇圓、教育獎勵助成二一名(高等小學校八名、補習學校二名、商業學校一名)

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	七年度事業概況
宮前支部	橋本郡宮前村	郡倉 義知	講演會一、總會一、懇談會一
六浦莊支部	久良岐郡六浦莊村	長島重三郎	總會一、相互修養會三、協議會一
浦賀支部	三浦郡浦賀町	加藤小兵衛	講演會一、座談會一
北下浦支部	同 北下浦村	田渡 久衛	講演會一、映畫會一
鎌倉支部	鎌倉郡大船町	成實 隆翁	講演會一、懇談會二、小講演會一、融和日宣傳
瀬谷支部	同 瀬谷村	川口國太郎	講演會一、協議會一、講習會一、映畫會一
秦野支部	中郡秦野町	梶山久次郎	總會一、講演會二、融和會式、旅行、リリーフレット配布
伊勢原支部	中郡伊勢原町	田中 音吉	小講演會二、協議會一

看過すべからざる所たるのみならず上仁慈なる淑慮に對し奉りても洵に恐懼に堪へざる所なり抑も差別觀念の存する所眞に文化の發達を期し難く眞に國家の富強を期し難し一部社會の者が向上的精神を消磨し退嬰姑息の境遇に甘んずるが如き本主として之に原因せるが如し吾人深く刻下の時勢に鑑みる所あり國民の一致協力に依り從來の因襲的偏見の輕減を期し各其の材を伸へ練を磨くの機會を得しめ一方地方改善上必要なる各種の施設を講じ以て社會共榮の道を計り國民融和の實を擧げむことを期す曷くは吾人の微衷を諒とせられ本會の爲め直接間接の援助を寄せられんことを。

2 規 程

- 第一條 本會ハ兵庫縣清和會ト稱ス
- 第二條 本會ハ正義人道ノ觀念ニ基キ舊來ノ因襲的陋習ヲ打破シ同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進上必要ナル調査研究
 - 二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡助成ヲ圖ルコト
 - 三、協議會講演會講習會等ヲ開催スルコト
 - 四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト
 - 五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト
 - 六、地方改善事業ノ指導獎勵ヲナスコト
 - 七、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ本部ヲ神戸市下山手通四丁目三十八番地(兵庫縣社會課内)ニ置キ支部ヲ各郡市役所所在地ニ置ク

第三編 融和事業團體

第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル個人又ハ團體ヲ以テ會員ト
ス團體加入ノ場合ハ其ノ團體員全部ヲ本會々員ト看做ス
本會々員中本會維持ノ爲メ寄附行爲ヲ以テ出捐スルモノヲ名譽
會員、特別維持會及維持會員トス
一、名譽會員 一時ニ二百圓以上又ハ毎年五十圓以上五箇年間
納ムルモノ
一、特別維持會員 毎年會費五圓以上ヲ納ムルモノ
一、維持會員 毎年會費 圓以上ヲ納ムルモノ
第六條 會員タラムトスル者ハ住所氏名職業ヲ記載シ入會申込書
ヲ調印申込ムヘシ但シ團體ノ場合ハ團體ノ規約豫算團體員數役
員氏名ヲ記載シタル入會書ニ代表者調印申込ムヘシ
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
總裁 一名 理事 十名
委員 各都市ニ若干名ヲトス
一、理事ノ内一名ヲ會長ニ名ヲ副會長トシ一名ヲ常務理事トス
第八條 本會ニ顧問ヲ置ク事ヲ得
顧問ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ囑託ス、顧問ハ本會ノ事業ニ關
シ會長ノ諮問ニ應シ又自ラ意見ヲ述フルコトヲ得
第九條 總裁ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推戴ス
會長、副會長、常務理事、理事ハ委員會ノ議決ヲ得テ之ヲ選任
ス、但設立當初ノ會長、副會長、常務理事、理事ハ發起人會ニ
於テ之ヲ定ム
委員ハ各支部ノ選定ニ依リ會長之ヲ囑託ス

但支部ノ設置ナキ都市ニ於テハ那市長ノ推戴ニ依リ會長之ヲ囑
託ス
第十條 總裁ハ本會ヲ指導監督ス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ處理ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
常務理事ハ事務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職
務ヲ代理ス
第十一條 理事會ハ會長之ヲ招集ス
理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル
理事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルト
キハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ
一、委員會ノ權限ノ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノ
ヲ議決スル事
二、委員會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急務ヲ要シ會長ニ於
テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認メタルトキ委員會ニ代テ議決ス
ル事
三、會長ヨリ委員會ニ提出スル議案ニ付會長ニ對シ意見ヲ述ブ
ル事
第十三條 委員會ハ毎年一同之ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時之ヲ開
ク事アルヘシ
第十四條 委員會ハ會長之ヲ招集ス
委員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルト

キハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十五條 委員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
一、歳入歳算ヲ定ムル事
二、決算ノ報告ニ關スル事
三、役員ヲ選舉スル事
四、規程改廢ニ關スル事項
五、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項
六、其他重要ナル事件
第十六條 理事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急務ヲ要シ會長
ニ於テ招集スルノ暇ナシト認メタルトキ會長ハ之ヲ專決處分シ
次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ
第十七條 本會役員ノ任期ハ總テ二箇年トス
但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ
殘任期間トス
第十八條 本會役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職ス
ル迄ハ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ
第十九條 本會ニ事務執行ノ爲メ主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ
囑託又ハ任免ス
主事ハ會長及常務理事ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌リ書記ハ役員ノ命ヲ
承ケテ庶務ニ従事ス
第二十條 本會ノ經費ハ左ニ掲グルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
一、寄附金
二、補助金

三、雜收入
第二十一條 本會ニ基本金ヲ設ク基本金ノ積立及管理方法ハ委員
會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
基本金ハ委員會出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分ス
ル事ヲ得
第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十
一日ニ終ル
第二十三條 本會ノ歳算ハ每會計年度開始前委員會ノ議決ヲ經テ
之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後委員會ノ認定ヲ經ルモノトス
第二十四條 支部ニ關スル規程ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム
第二十五條 本規程ハ委員會ノ議決ヲ經テ改廢スル事ヲ得

3 役員

會長	白根竹介	副會長	石建國次郎
副會長	川西清兵衛	常務理事	物部薫郎
理事	藏重久	同	足立收
同	畑七右衛門	同	木村義吉
同	帆保昇證	同	大森横太郎
同	今出茂吉	主事	小田直藏
主事	内海正名	囑託	藤阪常次郎
囑託	金子念阿	同	瀨崎利雄
同	高崎法源	書記	岡村武雄

4 支部及會員數

第二章 融和團體の組織及事業概要

支部 二五 會員 二二〇、〇〇〇名

二、昭和八年度決算並事業計畫

1 豫算 總額 二二、四〇〇圓

歳入 補助金二六、九五〇圓(内務省五、〇〇〇圓、縣七、四五〇圓、縣救済協會三、〇〇〇圓、中央融和事業協會一、五〇〇圓)、會費三〇〇圓、寄附金二〇〇〇圓、雜收入一五〇圓、繰越金三、〇〇〇圓

歳出 事務費四、〇〇〇圓、事業費一七、九三五圓(支部事業獎勵費一、七六〇圓、育英獎勵費二、〇〇〇圓、産業獎勵費一、〇〇〇圓、講演會費五〇〇圓、講習懇談會費一、〇〇〇圓、婦人講習會費四〇〇圓、活動寫眞講演會費五〇〇圓、國民融和日宣傳費五〇〇圓、文書宣傳費二六五圓、雜誌刊行費一、五〇〇圓、融和時報購入費二一〇圓、諸會合費一、〇〇〇圓、大會費三、七〇〇圓、調査費三、五〇〇圓、表彰費一〇〇圓、特別會計繰入金三、一五〇圓、職員退職金特別會計二四〇圓、生業資金特別會計七五〇圓、豫備費一五〇圓

特別會計 職業講習豫算 總額一、〇〇〇圓、「歳入」補助金一、〇〇〇圓、「歳出」職業講習補助金一、〇〇〇圓

同 生業資金豫算 「總額」二六〇圓、「歳入」借付金償還金一八五圓、「歳出」會計繰入金七五圓、「歳出」償還金二六〇圓、利子六〇圓

2 事業計畫

支部事業獎勵、部落産業講習、育英獎勵(高小、徒弟學校)、講演

産業獎勵助成 四二件。經濟更生協議會。四四回、調査 一七回 生業資金貸付 二團體

九、兒童融和教育

融和教育協議會 一回、融和教育研究会 一回、融和教育教案配布 一回

一〇、教育に関する施設

教育獎勵助成 二四二名

一三、他府縣との連絡提携に関する事項 中國六縣及近畿融和聯盟外四團體

四、支會活動狀況

支部名	所在地	代表者	七年度事業概要
三原郡支部	三原郡市村	金谷 仁作	支部總會、講習會一、活動寫眞會五、視察 宣傳指導講習會一、映畫會三、講習會二、融和日宣傳委員會
多可郡 同	同 東村役	東田 經吉	總會、委員會、青年講習會一、映畫會三、差別事件一
赤穂郡 同	同 赤穂町元	高田 貞治	講習會一八、講習會二、自覺講習會四、映畫會七、視察一、諸會合一〇
城崎郡 同	同 豐岡町役	足立 宗法	講習會一八、講習會二、自覺講習會四、映畫會七、視察一、諸會合一〇
武庫郡 同	同 西宮市元郡	善塔又次郎	委員會一
掛保郡 同	同 龍野町元	長谷川安太郎	總會、座談會六、講習會二、派遣映畫會五、研究會二

第二章 融和團體の組織及事業概要

會(十ヶ所)、講習懇談會(十數ヶ所)、婦人講習會(十ヶ所)、活動寫眞講演會(三〇ヶ所)、國民融和日宣傳、文書宣傳、會報刊行、融和時報購入、大會、諸會合、調査、表彰、職業講習、

三、昭和七年度事業概況

一、會 議

第八回大會 一回、五〇〇名。「執行事項」報告、講演等

二、協議懇談會等

委員會 一回、一〇〇名。支部長會議 一回、四二名。支部總會 五回、一、三五〇名。宗教家懇談會 四回、五二名。懇談會 三回、七〇名。

三、調査、研究、視察等 産業經濟に関する調査 一七回。融和問題研究会 九回、一九五名。役員員其他新業關係者出席。融和教育研究会 三回、四五名。職業教育家視察等出席。

四、普及宣傳に関する施設 講習會 一三回。講演會 一九回。映畫會 二六回。文書宣傳「融和」融和時報。國民融和日施設 文書宣傳五件、集會宣傳二件、交通宣傳一件。

五、差別事象及事件の對策 差別官辭 五件、差別的字句 一件

六、内部自覺に関する施設 内部自覺懇談會 五回

七、産業經濟に関する施設

支部名	所在地	代表者	七年度事業概要
出石郡支部	同 出石町役	池田吉太郎	活動寫眞會二、講習生派遣二、協議會二
飾摩郡 同	同 姫路市西新町元郡役所	石見 卷治	講習會三、映畫會三、印刷物宣傳、職業獎勵、視察
加東郡 同	同 阿合村役	栗津正一郎	講習會二、融和日宣傳(演説、ピラ、樂隊)
水上郡 同	同 祐原町元	宮垣 幸吉	懇談會九、講習會四、融和日講習會六、差別事件三
美方郡 同	同 同村町元	西村藤十郎	講習會一、映畫會一、協議會三
宍粟郡 同	同 同山崎町元	福岡 一幸	視察一、協議會二
明石郡 同	同 明石市元郡役所内	北井喜三郎	大會一、表彰、視察、協議會三
津名郡 同	同 同志筑町役	脇 常平	講習會五、評議員會三
朝來郡 同	同 山口村役	山口 九郎	副業獎勵八、講習會五、融和日宣傳
養父郡 同	同 八鹿町元	西村齊一郎	映畫會七、懇談會一三、委員會二、副業獎勵
加古郡 同	同 高砂町役	戸田龜太郎	講習會三、經濟更生協議會一三、差別事件一
川邊郡 同	同 伊丹町元	内藤 常二	活動寫眞會五、協議會三、融和教育研究会一、懇談會三、委員會
美濃郡 同	同 三木善茶	吉田	講習會三、副業獎勵、奉獻會三、徒弟養成、協議會三

神崎郡 同	同八千種村	花園 潤澄	講演會一九、講習會一、 協賛會三、副業獎勵
佐用郡 同	同佐用町元	原田 徳	協賛會二
多紀郡 同	同藤山町元	古川岩太郎	講演會三、懇談會二、委 員會一
有馬郡 同	同三田町元	山脇 延吉	協賛會五、支部創立以來
加西郡 同	同北條町役	宮崎龜太郎	協賛會三
神戸市 同	神戸市社會 課内	黒瀬 弘志	洋學學校、融和教育研究 會、融和日談會、講演 會、委賞會、宣傳

六 埼玉縣社會事業協會事業部

埼玉縣社會事業協會は左記趣意書に基き、大正十二年三月創立す。爾來縣内ニ事務所を置き、主として縣下社會事業の連絡統一をはかり、併せて縣民一體の融和親善を促進すべくその活動を續けてゐた。然るに大正十三年三月十八日の評議員會を経て、更に地方改善事業に對する積極的運動の機關とすべく、事業部を新設するに至つた。爾來事業部規程並に協和委員會設置規程により、協和委員を委嘱し種々の具體的運動を進めて融和實現のためにその活動を續けてゐる。

一、要 覽

1 趣意書

社會事業は社會連帯の思想を根柢として社會の疾患を除去し一般共同の福祉を増進せんが爲行はるゝ一切の努力なるが故に其の對象亦千差萬様に於て社會の進化に伴ひ益々複雑多岐に亘るべきは當然なりと雖も其の同一脈の統制を有し相提携して目的の達成を期せざる可からず、從來縣下に於ける新業の發達相嘗見るべきものなきにあらざるも概ね臨機に成るもの多く其の間連絡統制を缺き經營主體は互に個々獨自の主觀に立脚して時に或は孤立の状態を呈するものあり、又或は局部的重複相集せるものあり未だ何れも充分なる効果を發揮し得ざるの感なき能はざるを以て茲に新に埼玉縣社會事業協會を設立して既設社會事業の連絡統制を期し、施設相互の長短を補足すると共に普く大方の士と俱に社會の缺陷に對する綜合的合理的の研究調査を遂げ、更に新事業の普及と進展とを圖り以て廣く新業の効果を社會に補充せんとす希くば社會正義を愛し社會連帯責任の念を重んぜらるゝ江湖の諸士此の微衷を容れ審て本會事業を翼賛せられんことを。

2 會 則

- 第一條 本會ハ埼玉縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ埼玉縣内ニ置ク
- 第三條 本會ハ埼玉縣内ニ於ケル各種社會事業ノ連絡統一ヲ圖リ併セテ縣民相互ノ融和親善ヲ促進スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、社會事業相互ノ連絡ヲ圖ルコト

- 二、社會事業經營主體ト篤志家トノ連絡ヲ圖ルコト
- 三、社會事業ヲ指導誘致シ且其經營方法ヲ補助スルコト
- 四、社會事業ニ關スル講演會又ハ研究會ヲ開催スルコト
- 五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト
- 六、融和促進ノ爲事業部ヲ置クコト
- 七、其他必要ト認ムル事項
- 第五條 本會ノ會員ヲ分チテ正會員贊助會員名譽會員ノ三種トス正會員ハ縣下ニ於ケル社會事業經營主體トシ其ノ會費ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 贊助會員ハ毎年度三回以上五ヶ年間離出スルモノ又ハ一時ニ金十圓以上ヲ離出シタルモノトス
- 第七條 名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノ及學識經驗アルモノ又ハ金百圓以上ヲ離出シタルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、會長 一名
 - 二、副會長 二名
 - 三、評議員 若干名
 - 四、理事 若干名
 - 五、主 事 若干名
- 第七條 會長ハ埼玉縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス
- 第八條 副會長ハ埼玉縣事務部長及埼玉縣會議長ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス
- 第九條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第二章 融和團體の組織及事業概要

- 第九條 評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 第十條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ノ會務ヲ審議ス
- 第十一條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス、但シ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
- 第十二條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決メ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十三條 理事及主事ハ會長之ヲ委嘱ス
- 第十四條 理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
- 第十五條 主事ハ會長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
- 第十六條 理事及評議員ノ任期ハ二ヶ年トス
- 第十七條 但シ官吏ヨリ出テタル者ハ本縣在職期間トス
- 第十八條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十九條 書記ハ會長之ヲ任免ス
- 第二十條 書記ハ會長之ヲ任免ス
- 第二十一條 書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
- 第二十二條 本會ノ經費ハ會費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十四條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム
- 第二十五條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三編 融和事業團體

3 事業部規程

- 第一條 本會事業部ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、地方ニ於テ講習會講演會懇談會アル場合ニハ需ニ應ジ講師ノ派遣ヲ爲シ又ハ講師ヲ紹介スルコト
 - 二、地方融和機關ノ幹部ノ會同ヲ求メ事業促進ニ關スル打合せヲ開クコト
 - 三、講習會講演會懇談會ヲ開クコト
 - 四、小冊子其ノ他印刷物ヲ頒布スルコト
 - 五、會報ヲ發行シ若ハ他ノ雜誌等ニ材料ヲ供給スルコト
 - 六、各方面ニ亘リ人材ノ登用ニ留意シ能フ限り適材ヲ適所ニ周旋シ就業志望者ノ便宜ノ世話ヲ爲スコト
 - 七、修學中ノ故障ヲ排除シ其ノ成業ニ力ヲ添フルコト
 - 八、各種經濟的組合ノ利用ヲ促進スルコト
 - 九、移轉移住等ノ希望者ニ對シ便宜ノ取扱ヲ爲スコト
 - 一〇、委員ヲ設ケ必要ナル調査研究ヲ爲スコト
 - 一一、以上ノ外融和促進ニ關シ特ニ必要アリト認ムル事項
- 第二條 本會事業部ノ總旨ニ翼賛スル者ハ何人ト雖本會事業部正會員タルコトヲ得
- 第三條 本會事業部ノ會計ハ特別會計トシテ別ニ之ヲ處理ス
- 4 役員員
- 會長 島 繁 三
副會長 上原 參 良
同 横川 廣 三

理事	小川與之助
同	阿佐美新作
評議員	外三名
	高澤俊徳
	外一九名
主事	安藤專哲
囑託	佐藤新太夫
囑託	岡野徳太郎
書記	岩倉政治

5 支會及會員數

支部 二 會員 二、五〇〇名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

- 1 豫算 總額 七、一五一圓
- 歳入 奨助助成金、六、八〇〇圓(縣三、〇〇〇圓、國庫三、〇〇〇圓、中央融和事業協會教育奨助金、四〇〇圓、同協會産業奨助金、四〇〇圓)預金利息、五〇圓、寄附金、一圓、繰越金、三〇〇圓
- 歳出 事務費、二、五六〇圓、事業費、四、三五〇圓(懇談會費、二五〇圓、講習講演會費、三〇〇圓、映寫會費、三〇〇圓、調査研究費、五〇圓、協和委員會費、二〇〇圓、協議委員會費、二〇〇圓、地方事業奨助費、四〇〇圓、融和教育費、三〇〇圓、男女青年指導費、一〇〇圓、奨學費、八五〇圓、融和日費、二五〇圓、會報費、七五〇圓、職業輔導費、四〇〇圓)豫備費、二四一圓
- 2 事業計畫

懇談會補助、講演講習會(講習會一回 講演會二回)映寫會(對象婦人二十ヶ所)調査研究、協和委員會、協議委員會、地方事業奨助(大里、北埼玉兩支部其ノ他)融和教育(中等學校十校)男女青年指導奨學事業(講義録配付其ノ他二十名)融和日施行、會報刊行(融和時報四八、〇〇部)職業輔導

三、昭和七年度事業概況

一、會 議

關東融和事業協議會「期日」八月二十七日「場所」秩父郡長瀨有隣俱樂部「協議事項」融和問題に關する件。「參會者」協和委員、關東一府八縣並融和團體代表者

二、協議懇談會

協議會一回、懇談會 一〇回、四〇〇名、融和問題に關する懇談

三、調査、研究、視察

資料研究 融和事業施設に關し必要なる書籍の購入をなし研究す

四、普及宣傳に關する施設

婦人修養講習會 一回、融和問題と經濟講習會 一四回、講演會一〇回、映寫會二六回、文書宣傳 融和時報發行、國民融和日施設 文書宣傳三件、他團體施設依頼、視察

五、差別事業及事件の對策

差別官辭 六件、差別容姿 二件

六、内部自覺に關する施設

青年修養講習 一回(郡融和青年同盟に補助を與へて開催)

第二章 融和團體の組織及事業概要

七、産業及經濟に關する施設

産業奨助助成二〇件、産業經濟團體二團體、經濟更生協議會一回

八、青年及婦人融和運動

埼玉縣青年融和聯盟、埼玉縣婦人融和同盟

一一、委員制度

協和委員 委員數二〇二町村四七九名、融和事業の方途に就て協議す

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	七年度事業概況
大里郡支部	熊谷市役所内	石坂 養平	講演會、懇談會、調査研究、宣傳、他團體との連絡、其他
北埼玉郡支部	北埼玉郡 舊郡役所内	出井 兵吉	講演會、懇談會、協議會、協議停協、青年指導、研究、調査、職業奨助其他

七 群馬縣融和會

大正十五年一月十九日、各郡市長並に縣下有力者を集めて融和機關設置に關して協議した結果、同會設立の事が議決されたので、創立總會を開き、會則其他を決議し同二月十二日前橋市臨江閣別館に於て發會式を舉行した。

爾來各種の事業を着々と進め堅實なる成績を挙げつゝある殊に同會はその組織に於て他の團體と異り、水平社幹部を役員に列し、特に内部同胞の自覺と相互の協調に努めつゝある

は同會の特色と見るべきものである。

一、要 覽

1 趣 意 書

人間社會の發展は全人類が和衷協同して共存共榮の實を擧ぐるに存する。

國運の伸長も亦この人間の協和に基く。

長くも 明治大帝は四民平等を宣明し天地の公道を弘布せられ國民の歸趨を明示し給はれた。

爾來五十餘年今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念は其の跡を絶たず謂はれなき差別が行はれてゐる。

惟ふにこの地上に於て人間としての存在を無視する、程悲惨なことはない。人間が人間を冒瀆する程恐しい罪過はない。人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず國運の伸張を妨げ社會の進展を阻害する。

今や内外の情勢は斯の如き罪過、斯の如き觀念の存在を許さない。この故に吾人同志は茲に群馬縣融和會を組織し人間性の復活と過去罪過の懺悔の融和運動を起し人間相愛の大旗の下に協同諸和の實を擧げんとするのである。

人間體に燃ゆる上毛の士よ！ 起て！ 事積年の弊風に起因するとも吾人同志は赤誠を傾注し勇往邁進此の使命を果さんとしてゐる。

同憂有志の士よ、吾人の微意を諒とし本會の趣旨に賛同せられ其の力を致されんことを。

大正十年二月

2 宣 言

國家社會の進展は之を構成する各人の協同調和に存す而して各人の協同調和は相互に人格を尊重し各自に實務を遂行するにあり

長くも 明治大帝は維新の當初五ヶ條の御誓文中上下心を一にし官民相一致し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を昭示し給へり爾來五十餘年上下協力國運の伸張昔日の比に非ずと雖陋習尙其の跡を絶たず、時に同胞間に協同調和の實擧らず共存共榮の天理に背くが如き憾みあるは實に人道上の罪過たるのみならず上は仁慈なる觀應に背き延て社會の平和を傷ひ國運の進展を阻害するものにして洵に痛嘆措く能はざる所なりや今や内外の情勢國民協力一致益々社會の平和國運の伸張を圖り進で世界文化の發達に寄與すべきの秋に當り如此事相を見るは洵に我社會平和の慮患たるのみならず外は列強の間に伍して國家の隆昌を計る所以にあらざりし國民の自覺を促し同胞融和の實を擧げざるべからず。

吾人茲に同胞相愛の本義に則り各人相倚り相扶けて益々國家社會の福祉を増進せむことを期す。

大正十五年二月十二日

群馬縣融和會

一、吾人は各種團體と聯絡提携し同胞融和の普及徹底を期す
二、人類の原理に基き因襲的差別觀念の徹底的茲除を期す

3 會 則

第一條 本會ハ群馬縣融和會ト稱ス

第十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集ス

第十五條 理事會及評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十六條 本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

第十七條 本會ニ幹事主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務ノ報告ヲナス

第十九條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 本會ノ經費ハ獎勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

- 4 役 員
- 會長(知 事) 金澤 正雄 副會長(學務部長) 星子 政雄
 - 副會長(兼會議長) 金澤富三郎 理 事(社會課長) 乾 伊太郎
 - 理 事 坂田 秀雄
 - 幹 事 設樂 仁
 - 主 事 澤口 忠藏 書記 上井 致
 - 囑託講師 石原 秀雄 同 石川 憲
 - 同 平原 忠雄 同 宇津木義祐

第二章 融和團體の組織及事業概要

- 第二條 本會ノ事務所ハ群馬縣廳内ニ置ク
- 第三條 本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、同胞融和親善ノ宣傳並ニ因襲的偏見ノ除去
 - 二、融和促進上必要ナル調査研究
 - 三、其他必要ナル事項
- 第五條 本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス
- 第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名 副會長 二名
 - 理 事 若干名 評議員 若干名
- 第七條 會長ハ知事、副會長ハ學務部長及縣會議長ヲ推舉シ評議員ハ會長之ヲ囑託ス
- 第八條 理事ノ内二名ハ社會課長及社會事業主事ヲ推シ他ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス
- 第九條 評議員會ニ於テ選舉セラレタル理事及囑託セラレタル評議員ノ任期ハ各二年トス但再選ヲ妨ケス
- 第十條 補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十一條 役員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十二條 會長ハ理事會評議員會ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十三條 理事ハ豫算其ノ他重要會務ヲ審理ス

第三編 融和事業團體

支會 四 會員 一、七四七名

二、昭和八年年度算並事業計畫

1 豫算 總額 四、六四五圓
收入 補助金二、六〇〇圓(縣)、奨励金二、〇〇〇圓(縣)、雜
收入四五圓

支出 事務費一、一一〇圓、事業費三、〇一〇圓(協議懇談會
費一三〇圓、講演會費一五〇圓、映畫利用講演會費一五〇圓、講
習會費五八〇圓、經濟更生指導費三五〇圓、宣傳費七五〇圓、研
究會費一〇〇圓、融和團體補助費八〇〇圓)、豫備費一二八圓

2 事業計畫

協議懇談會(十ヶ所) 融和講演會(三十ヶ所) 映畫利用講演會(十
ヶ所)、講習會(青年二ヶ所、婦人一ヶ所)、部落經濟更生指導者講
習會(一ヶ所) 宣傳(融和時報毎月三、〇〇〇部、パンフレット
一回三、〇〇〇部)、第六回國民融和日實施(ポスター三、〇〇〇
枚、リーフレット二〇、〇〇〇部、映畫利用講演會三ヶ所) 研究
會(一回)、融和團體補助

三、昭和七年年度事業概況

一、協議懇談會

支部設立懇談會二回、二三〇名。懇談會七回、三九〇名。乙種學
事會區域協議懇談會六回、二二五名。部落經濟更生運動懇談會一
三四、五九〇名。

四、普及宣傳に關する施設

中堅青年指導者講習會一回、一夜講習會四回、農村經濟講座二回、

家庭講座二回、男女教員融和事業講習會一二回、部落經濟更生指
導者講習會二回。融和講演會二四回。部落講演會一二回。映畫講
演會一回。文書宣傳小冊子一件及融和時報發行。國民融和日施
設集會宣傳二件、文書宣傳一件

六、内部自覺に關する施設

中堅青年指導者講習會一回、講演會一二回

七、産業及經濟に關する事項

經濟更生指導會一回、更生運動懇談會一三回、農村經濟講座二回、
更生指導者講習會二回

八、青年及婦人融和運動

各部に於ける青年融和團體の活動(多野解放青年聯盟、群馬青年
修養會、西毛解放聯盟、佐渡青年會、中部融和會青年部)

一三、他團體の聯絡提携に關する事項

五團體(中部融和會、多野融和會、多野解放青年聯盟、西毛解放
聯盟、群馬青年修養會)

四、支部活動狀況

支部名 所在地 代表者
東毛三都支部 新田郡太田町 武川六太郎 七年度事業概要
大川 支部 邑樂郡大川村 岩瀬 達一 會二差別事件調停三
總社 支部 群馬郡總社町 宮下 彌一 講演會一、

八 千葉縣社會事業協會融和部

大正十五年二月本會設立の計畫を立て同年六月十八日發起

正會員 金拾圓以上疎出したる者

特別會員 金參拾圓以上疎出シタル者

名譽會員 一、金百圓以上疎出シタル者

二、本會ニ功勞アル者又ハ學識經驗アル者ニシテ
特ニ評議員會ニ於テ推薦シタル者

第四章 役員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

役員ハ名譽職トシ其ノ任期ヲ二箇年トス 但シ重任ヲ妨ケス

一、會長 一名 千葉縣知事ノ職ニアル者ヲ推薦ス

二、副會長 二名 内一名ハ千葉縣學務部長ノ職ニアル
者ヲ推シ一名ハ評議員會ニ於テ推薦
シ共ニ會長之ヲ委囑ス

三、幹事長 一名 千葉縣社會課長ノ職ニアル者ニ會長
之ヲ委囑ス

四、幹事 若干名 會長之ヲ委囑ス

五、評議員 若干名 總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第六條 役員ノ任期左ノ如シ

一、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

會長ハ總會及評議員會ヲ召集ス

會長ハ總會及評議員會ニ議案ヲ提出シ其ノ議決ヲ施行ス

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ定メタル
順位ニヨリ之ヲ代理ス

三、幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

人會を開催資金募集に着手、九月廿六日創立總會並發會式舉
行、同日千葉縣振更會總會を開催し同會を本會に併合の件を
議し同會基金貳萬五千八百四圓八十錢及備品全部を本會に歸
屬せしめ現在基本金十一萬七千七百餘圓に達す。
而して昭和五年四月融和部を本會に設置し融和促進事業を
實施するに至る。

一、要 覽

1 綱 領

縣下社會事業の聯絡提携を圖リ時勢に順應する社會事業を調査
研究し新案の改良發達を期するを目的とす。

2 會 則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ千葉縣社會事業協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ千葉縣學務部社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ縣下社會事業ト聯絡提携ヲ圖リ時勢ニ順應スル社
會事業ヲ調査研究シ新案ノ改良發達ヲ期スルヲ目的トス

前項ノ目的ヲ達成スルタメ本會自ラ事業ノ施設經營ニ當ルコト
アルベシ

第三章 會 員

第四條 本會ノ會員ハ本縣内ニアル社會事業團體及本會ノ趣旨ニ
賛同シタル者ニシテ左ニ該當スル者ヲ以テ組織ス

賛助會員 金拾圓未満ヲ疎出シタル者

第二章 融和團體の組織及事業概要

第三編 融和事業概況

- 四、幹事ハ幹事長ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス
- 五、評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ重要ナル事項ヲ審議ス
- 第七條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス
- 顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得
- 第八條 會長ハ會務ノ必要ニ應ジ書記若干名ヲ置クコトヲ得
- 書記ハ幹事長及幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第五章 會 議

第九條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フモノトス 但シ必要アル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

- 一、前年度中ノ事業及會計報告
- 二、議 事
- 三、本則ノ定ムル所ニ依ル選舉

第十條 評議員會ハ毎年一回通常會ヲ開キ臨時會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

評議員會ニ於テ行フヘキ重要ナル事項左ノ如シ

- 一、副會長ノ選舉顧問及名譽會員ノ推薦
- 二、預算ノ議決及決算ノ認定
- 三、其他重要ナル事項

第十一條 會長ハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第十二條 會長ハ會長之ニ當リ議事ハ總テ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第六章 會 計

第十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條 本會ノ資金ハ左記ヨリナル

- 一、本會ノ基本金及其利子
- 二、會員ノ贈金
- 三、補助金及寄附金
- 四、其ノ他ノ支入

第十五條 本會ノ經費ハ資産(但シ基本金ヲ除ク)ヲ以テ之ヲ支辨ス 但シ止ムヲ得サル場合ハ總會ノ議決ヲ經テ基本金ヨリ支出スルコトヲ得

第十六條 本會ノ資産ハ評議員會ノ承認ヲ經テ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入シ若ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ會長之ヲ管理ス

第七章 支 部

第十七條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ置クコトヲ得

第十八條 本會々則ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第十九條 本會則ハ總會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス

第二十條 千葉縣振更會基金ノ寄附者ハ本會則第四條ニ準シ本會々員トス

3 役職員

業、福利事業

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會

經濟更生懇談會(二〇ヶ所) 參會者村內有志、部落居住者約三〇〇名

四、普及宣傳に關する施設

第三次文化講習會一同、講演會三同、文書宣傳融和時報。國民融和日施設、文書宣傳一件、集會宣傳一件他團體施設依頼二件

七、産業及經濟に關する施設

職業輔導講習會一同、産業獎勵助成二團體、販賣幹旋一件、産業經濟團體一件、經濟更生懇談會一〇同

八、青年及婦人融和運動

印旛郡酒々井町昭和婦人會

一〇、教育に關する施設

教育助成獎勵五、各高等小學、補習學校

九 下野昭和會

融和事業の目的達成上唯に行政廳にのみ頼ることなく、民間に於ても自ら進んで活動するの氣運は大正の末年に於て特に顯著なる傾向を表してゐたが、この傾向は同縣に於ては從來縣下に散在する町村單位の融和團體を一纏にした縣區域の連絡團體設立の聲を高め、遂に昭和二年二月二十日縣主備地

會長	岡田文秀	副會長	留岡幸男
幹事長	宇佐美毅	幹事	佐藤猪三郎
幹事	安田龜一	幹事	小林哲一郎
評議員	二十四名	書記	増田正直
顧問	七名		

4 支會及會員數

支會數ナシ、會員三、六三名(名譽會員二名、特別會員元名)

正會員三、七名、贊助會員二、六三名

二、昭和八年度預算並事業計畫

1 總算 總額 一、九〇〇圓

歳入 繰入金六五〇圓、補助金八〇〇圓(國庫五〇〇圓、中央融和事業協會三〇〇圓) 寄附金一〇〇圓、生業資金貸付回收金一三〇圓、雜收入一〇圓、繰越金三三〇圓

歳出 事務費二五〇圓 事業諸費一、一〇〇圓(經濟更生諸費三〇〇圓 調査費二〇圓、經濟更生獎勵費一五〇圓、經濟更生指導費一〇〇圓、印刷費三〇圓) 講話宣傳費二〇〇圓(講話費一〇〇圓、懇談會費七〇圓、宣傳費三〇圓) 授産獎勵費四〇〇圓(講習會費二〇〇圓、購買販賣幹旋費五〇圓、生業資金貸付金一五〇圓) 生活相談費五〇圓、地方改善費一五〇圓 負擔金五〇圓、補助金三三〇圓、雜費一三〇圓、準備費六〇圓

2 事業計畫

調査、經濟更生獎勵(地區三分所) 經濟更生指導、印刷物發行、講話會、懇談會、宣傳(融和日等) 講習會、共同購買販賣幹旋、生業資金貸付、生活相談(二ヶ所) 地區整理、教育事業、授産事業

第二章 融和團體の組織及事業概要

方改進黨業懇談會席上に於て本會設立の提議があつた。會する者悉く之に賛して設立に關する一切を縣當局へ委任し、當局は直ちに準備を進めて名稱會則を定め各其の位置に就て同年四月一日四十六名に對し協議員を委嘱し、五月十六日最初の協議員會を開き、昭和二年度豫算及事業方法に就いて審議を了し、茲に愈々活動を開始し寄附金を集め會員を募り國庫栃木縣及中央融和事業協會の補助を得、着々として基礎を固め現在に至つた。

一、要 覽

1 趣 意 書

正義と人道とに依り、共存共榮の社會を建設せんとするは、是れ人類の志願であるばかりでなく又使命でなければなりません。君臣一體を經とし同胞相愛を緣とする我が國情にありましては特に此の感を深うせざるを得ません。

明治天皇 御親政の初めに當り長くも五ヶ條の御誓文を御下しになり、國政の大綱を御示しになりました。其の一に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と宣へ給ふたのであります。尋いで明治四年八月二十八日、太政官布告第六十一號を以て一部國民に對する稱呼を廢し、國民平等の令を發せしめ給ひました。敎慮の深遠なる寔に感激に堪えない次第であります。

爾來、年を閱すること五十有餘年、其間文物燦然として輝き、

國運の隆昌亦他國に其の比を見ないのであります。然るに國民中未だ舊來の陋習に囚はれ、爾もすれば融和親善の美を傷くるの狀態を生ぜんとするは、仁慈なる敎慮に對し奉り、誠恐懼に堪えざるのみならず、人道上看過すべからざる痛恨事でなければなりません。

若し現状を以て推移しましたならば、或は同胞相互間に於ける溝渠は、日に、月に、其の深さを増し、遂に國民の福祉を増進することが出来ないのでないかを、恐るゝものであります。

今上陛下、昭和元年十二月二十八日朝見の御儀に於いて、親しく文武百官を召され長くも 勅語を下し給ひ

況ク一視同仁ノ化ヲ宜ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是レ朕力軫念最モ切ナル所

と宣へ給ひました。御聖旨を拜し寔に恐懼に堪えない次第であります。

本縣茲に積ふるところあり、昭和二年一月二十一日懇談會席上融和促進團體設立の件を附議し、滿場の協賛を得まして、下野昭融和會を設立した次第であります。

本會は一視同仁の聖旨を奉戴し、同胞の融和促進を圖り、共存共榮の實を擧ぐるを以て、目的とするのであります。即ち同胞相愛の大義を闡明して、偏狹なる感情、固陋なる思想の打破に努め賤視の觀念に基く差別待遇の根絶を圖り、以て縣民諧和の實を擧げ、國運の進展に貢獻せんとするのであります。

冀くは本會の趣旨と其の運動とに翼賛せられ、密つて本會に入

會せられんことを切望する次第であります。

2 會 則 (昭和六年三月十二日改正)

- 第一條 本會ヲ下野昭融和會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ栃木縣社會課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ一視同仁ノ聖旨ヲ奉戴シ同胞ノ融和促進ヲ圖リ共存共榮ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和促進ニ必要ナル調査研究
 - 二、融和親愛觀念ノ普及並ニ因襲的陋習ノ除去
 - 三、同一目的ノ團體トノ聯絡並ニ融和團體ノ助成
 - 四、協議會講演會講習會等ノ開催
 - 五、人事相談及職業紹介
 - 六、地方改進黨業ノ指導獎勵
 - 七、其ノ他必要ト認ムル事業
- 第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、贊助會員 本會ニ對シ金貳拾圓以上寄附シタル者
 - 二、普通會員 入會ニ際シ金壹圓ヲ提出シタル者
 - 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長一名 副會長一名 理事若 干名 協議員若干名
 - 第七條 會長ハ栃木縣知事ノ職ニ在ル者副會長ハ栃木縣學務部長ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

第二章 融和團體の組織及事業概要

- 但シ理事ノ内一名ハ栃木縣社會課長ノ職ニ在ル者トス
- 第八條 理事及協議員ノ任期ハ二ヶ年トス但シ再任ヲ妨ケス
- 補缺ニ依リ依囑セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 本會役員ハ任期満了スルモ仍後任者ノ就職スルマデ其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第九條 本會ニ相談役若干名ヲ置クコトヲ得
- 相談役ハ協議員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス
- 第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス相談役ハ會長ノ諮問ニ應ヘ又本會ノ事業ニ關シ意見ヲ陳フルコトヲ得
- 第十一條 本會ハ毎年一回協議員會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ開會スルコトヲ得
 - 一、歳入出豫算ヲ定ムルコト
 - 二、歳入出豫算ヲ承認スルコト
 - 三、相談役ノ推戴
 - 四、本會々則ノ改訂ニ關スルコト
 - 五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第十二條 協議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
- 第十三條 協議員ハ其ノ他ニ於ケル融和ノ狀況ヲ調査シ本會事業ノ普及ヲ圖ルモノトス
- 第十四條 本會ニ事業施行ノ爲主事又ハ書記ヲ置キ會長之ヲ任免

第十五條 本會ノ經費ハ左ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

一、入會金補助金及寄附金

第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一、三 役員

會長(知事)半井 清 副會長(學務部長)菊地 角馬

理事(社會課長)工藤鐵太郎 協議員 四十六名

主事 城本 三男 書記 宇梶 時照

書記 藤原 新 同 梶山 幹三

同 山三郎

支會及會員數

支會無シ 會員數 三九六名

一、昭和八年年度事業計畫

一 豫算 總額 七、〇二六圓

收入 入會金一〇〇圓、助成金三、四六〇圓(內務省一、二〇〇圓、中央融和事業協會六五〇圓、縣一、六一〇圓)、寄附金一〇〇圓、樂收入一六圓、繰越金三、三五〇圓

支出 事務費八九〇圓、會議費一二〇圓、事業費五、九一六圓(會報費二〇〇圓、教化宣傳費二、〇二〇圓、教育獎勵費八〇〇圓、補習教育費二〇〇圓、產業獎勵費五〇〇圓融和團體改善事業補助費八〇〇圓、懇談會費一〇〇圓、視察費二〇〇圓、經濟更生地區

助成費七〇〇圓、農業練習生養成費三九六圓)、豫備費一〇〇圓

二 事業計畫

會報發行其他(社會と人生、融和時報)、教化宣傳(講習會二、活動寫真會一〇、印刷物の配布、講演會、講師派遣)、教育獎勵(補習學校、高等小學)、補習教育(書籍雜誌配布)、產業獎勵、助成事業(融和團體、町村融和事業、改善事業)、懇談會六、視察員派遣、經濟更生施設(五地區)、農業練習生養成、

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會等

協議會二回、一一〇名、豫算及事業計畫に付協議。懇談會一回、四〇名、産業、青年運動に付

三、調査、研究、視察

視察一回、六名、滋賀、兵庫岡山縣下優良部落視察

四、普及宣傳に關する施設

講演會三回、文書宣傳二種、國民融和日六件

七、産業經濟に關する施設

職業輔導講習會二回、産業獎勵助成七件、地區融和一、資料配布一、經濟更生協議會一回、宅地利用講演會二ヶ所

九、兒童融和教育

兒童融和教育教案配布一回

一〇、教育に關する施設

教育獎勵三〇名(高等小學補習學校)

一〇 大和同志會

本會は大正元年八月左記の趣意をもつて創立され、民間的團體として奈良縣下を活動區域とし融和促進に盡して來た古い歴史を有する融和團體である。後、事務所を奈良縣廳内に移し淺田好太郎氏を會長に推して副會長の吉川吉治郎氏中心となり、引きつづき活動を續けてゐる。

一、要 覽

1 趣 意 書

近頃は人の心も非常に亂れて色々な問題を掲げて騒ぎ廻り稍もするとトンドもなき事を惹き起しますのは誠に國家に取りて衷心に堪へない次第であります。依て本會は最も剛健と實實とを旨とし輕佻虚飾を戒め皇室中心主義を以て餘り急に走らず又は緩に失せず中正を以て精神振作に努め改惡遷善に力を致し忠良なる民風を振興し鴻大の聖恩に感謝致したのであります。然るに封建時代に於ける階級制度の陋習の今尙社會の一部に存在するのは昭和聖代の一大痛恨事であります。之れ實に正義人道に背き社會の全一的發達を妨ぐる計りでなく國家の將來に對し甚だ面白からざる現象であります。故に徹底的融和を計らねばなりません。眞の融和を實現するのは萬物同根の海兄弟の眞意を了得し互に理解と同情とを以て兄弟般的に融和を根柢とし差別の觀念を去り各自に反省自覺し人間美を發揮せねばなりません。明治天皇の御製に「罪あらば我を咎めよ天つ神民は我が身のうみし子なれば」と誠に

第二章 融和團體の組織及事業概要

畏れ多い事があります。國民の一人一人の責任を上御一人に背負ふて下さるゝ御仁並の大御心であります。此の大御心を奉戴すれば世の中と自分を別々に見ないようになり一人の事件は其人一人の問題でなくして共同生活をして居るお互全體の責任であります。ソコで一人でも苦んで居るものが共に同情し助け合ふて行く處に人間美が現はれるのであります。故に本會は官民の後援と理解を得て舊來の陋習を一掃し一視同仁の人間美を實現し大に文化の進運に伴ひ國運の發展を企圖し以て聖恩の萬一に報謝いたしたのであります。庶幾くば同胞階級精神振作に誠意ある諸賢は本會微意ある處を諒し以て理想を實現し社會の安寧維持に賛同助力せられん事を希望いたします。

2 我等の叫び

國家の隆昌を計り社會の圓滿なる發達を促すには必ずや社會構成の各成分を全一的に進展せしめねばならぬ。

吾人帝國に生を享けたるもの同じくこれ 陛下の赤子にして等しく是れ同胞である、然るに社會的因襲により胚胎せる醜惡なる差別觀念は今尙除かれず相愛すべき同胞をして蕙ぐまれざる境遇になかじめ冷酷なる人生を懸望せしめつつあり、これ實に國を念ひ人を愛するもの、看過すべからざる大問題ではないか。

人間が人間を同視することは悲しむべき社會的罪惡であり崇高なる人間の心靈を傷くる恐しき荊棘である。此の荊棘すべき社會的罪惡を淨化して相愛すべき同胞が燦然として輝く榮光に法悦すべき愛に満てる國家社會を實にせしめねばならぬ、これは國民

第三編 融和事業團體

全體の重大なる責務である。此の社會的病根を絶つには人間禮讃を基調とする宗教的信念により不合理なる精神を刈り取り以て相倚り相扶けて醇化せる社會生活を樂しむにあり。

3 會 則 (昭和八年三月改正)

第一條 本會ハ同胞相愛ノ大義ニ則リ徹底的ニ因襲ノ排除並ニ融和親善ノ美風ヲ作興シ以テ社會ノ福祉増進國運ノ伸展ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本會ハ大和同志會ト稱シ事務所ヲ奈良縣廳内ニ置ク

第三條 本會々員ヲ分テテ左ノ四種トス

一、正會員ハ本縣在住者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會ノ手續キテ了シタル者

二、特別會員ハ縣内ノ官公吏並ニ教育者宗教家其ノ他公職ニアル者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル者

三、名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノニシテ會長ノ推薦シタル者

四、贊助會員ハ本會ノ趣旨ニ賛同セル篤志家ニシテ會長ノ推薦シタル者

第四條 本會ハ必要ニ應ジ支部並ニ青年部及婦人部ヲ置ク但シ各部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 本會ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、地方改善事業獎勵
二、講習會、講演會、座談會、懇談會等ノ開催

三、會報其他印刷物ノ刊行

四、職業指導並ニ紹介

五、産業並ニ育英獎勵

六、移住獎勵

七、各部ノ指導獎勵

八、差別事業ノ處理

九、各種ノ調査研究

一〇、各職和團體トノ連絡提携

一一、其他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第六條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

役員 一、總裁 一名(奈良縣知事)

二、顧問 若干名(本縣三部長並本會功勞アル者)

三、會長 一名

四、副會長 二名(一名ハ本縣社會課長トス)

五、評議員 若干名

六、理事 若干名

職員 一、主事 一名

二、會計 一名

三、書記 若干名

第七條 顧問及正副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第八條 評議員、理事ハ會長之ヲ囑託ス、職員ハ會長之ヲ任免ス

第九條 總裁及七顧問ハ福機ニ參與ス
會長ハ會務ヲ總理ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ

之レヲ代理ス

評議員ハ第十五條ノ決議權ヲ有ス

理事ハ本會事業執行ニ參與ス

主事ハ會長ノ命ニ依リ本會ノ事務ヲ處理シ正副會長事故アル時ハ之レヲ代理ス

會計ハ會長ノ命ニ依リ會計事務ヲ掌リ書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ庶務ニ從事ス

第一〇條 各役員ノ任期ハ三ヶ年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ

第一一條 本會ノ役員ハ總テ名譽職トス

第一二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第一三條 本會ノ經費ハ會員ノ據金附庫及縣費ノ交附金並ニ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第一四條 本會ノ會議ハ左ノ三種ニ分テ會長之ヲ召集ス

一、評議員會

二、理事會

三、支部長會

第一五條 評議員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、會則ノ設定改廢

二、豫算ノ議定決算ノ承認

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第一六條 理事會ハ本會ノ事業執行上ニ關スル諸般ノ事項ヲ調査研究ス

第二章 融和團體の組織及事業概要

第一七條 各支部並ニ本會トノ連絡提携ヲ圖ル爲メ支部長會ヲ開催ス

第一八條 總會ニ報告スベキ事項左ノ如シ

一、會務ノ報告

二、豫算決算ノ報告

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第一九條 會議ハ役員半數以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

但シ定刻一時間後迄ニ出席者定數ニ滿タザル時出席者少數ト雖モ開會スルコトヲ得

第二〇條 役員ノ權限ニ屬スル事項ニシテ緊急ヲ要シ會長ニ於テ召集スルノ速ナシト認メタル時ハ會長之ヲ專決處分シ次ノ評議員會ニ於テ承認ヲ求ムルモノトス

第二一條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第二二條 會議ハ出席員ノ多數ニヨリ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ定ム

第二三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第二四條 會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認メタル者ハ除名スルコトアルベシ

附 則

本會則ハ昭和八年三月七日改正シ即日之ヲ施行ス

4 役 職 員

第三編 融和事業團體

二〇二

總裁(知事) 久米 成夫 顧問(内務部長) 平 敏孝
 顧問(警察部長) 泉 守紀 同(事務部長) 久藤 學
 會長 淺田好太郎 外三名
 副會長 多田 儀一 副會長(主事) 吉川吉治郎
 理事兼評議員 廣田 正敏 理事兼評議員 片岡 正雄
 同 德田 忠一 同 吉本勝太郎
 同 阪本 清俊 同 藤井彦五郎
 同 東 清吉 同 高田 寅造
 同 中岡繁次郎 同 中川 義雄
 同 松浦雄太郎 同 山中 善齋
 同(奈良市長) 森田宇三郎 同(縣町村長會長) 岡村治右衛門
 同 中村 駒藏 同 書記 十楚 培
 同 書記 岸本 勝久 書記 今西 正夫
 外評議員 百十七名
 支部 三五 會員數 一五、〇〇〇名

二、昭和八年度預算並事業計畫

1 豫算 總額 八、七〇〇圓
 歳入 國庫下附金三、〇〇〇圓、縣下附金三、五〇〇圓、中央融和
 事業協會下附金九五〇圓、雜收入二五〇圓、會員募金一、〇〇〇圓
 歳出 事務所費二、九一〇圓、事業費五、六九六圓、融和事業費三
 四四六〇圓、「評議員會費」一〇〇圓、理事會費五〇圓、支部長會費三
 〇圓、總會費三〇〇圓、旅費六五〇圓、表彰費一〇〇圓、座談會費
 二〇〇圓、婦人部指導費二七六圓、青年指導費二〇〇圓、支部指導

費一五〇圓、宣傳費一五〇圓、會報費四〇〇圓、教育獎勵費六〇〇
 圓、融和週間費一五〇圓、負擔費九〇圓、「經濟更生費」二五〇圓
 「講演會費三五〇圓、講習會費四〇〇圓、調査費四五〇圓、産業獎勵
 費九〇〇圓、經濟講座費一五〇圓」、豫備費九四圓
 2 事業計畫
 總會、宣傳印刷物、融和時報の刊行、男女青年講習會、産業經濟
 に關する指導幹旋、差別問題、調停、調査研究、表彰、諸會議懇談
 會、婦人部の運動、青年運動、融和週間運動、優良地の視察、兒童
 融和教育、支部設置、獎勵助成、産業、生業資金の融通、育英獎勵
 改善施設、獎勵、移住移轉の獎勵、經濟更生地區指導、經濟講座
 三、昭和七年度事業概況
 一、會 議
 第二十二回總會一同、五二〇名「執行事項」表彰、會務報告、講
 演、餘興
 二、協議懇談會
 役員會五回、一〇七名(理事會、幹事會、支部長會)。婦人部委員會
 二回、八三名、婦人運動の實施計畫協議。座談會九回、二一八名、融
 和問題の研究
 三、調査、研究、視察等
 融和事業視察調査四五回、縣内及他府縣六五ヶ所に付行ふ。兒童
 融和教育研究會五回、七三名、兒童融和教育教案實施に付。産業施
 設調査研究三二回、他府縣及縣内各地實情に付
 四、普及宣傳に關する施設

婦人融和事業講習會一同。融和問題經濟講習會一四回。融和問題
 講演會八一回、時局と融和問題講演會一四回。文書宣傳三件、國民
 融和日施設、文書宣傳五件、集會宣傳三件、交通宣傳一件、他團體
 聯絡三件、其他の宣傳二件

五、差別事象及事件の對策

文書關係一、差別言辭六、社交關係八、學校關係二
 六、内部自覺に關する施設
 男女青年自覺向上講習會八八回、自覺向上融和促進座談會二四回
 七、産業及經濟に關する施設
 生業資金貸付二一件、經濟講習會二〇回、就職旋幹五件、懇談會
 五回、調査視察三二回

八、青年及婦人運動

町村單位青年團體二、男女青年修養會五二箇所、同會婦人部の事
 業、女子青年修養會

九、兒童融和教育

兒童融和教育五回、教育者座談會三回、資料配布一件
 一〇、教育に關する施設
 教育獎勵四〇名(高等小學校、補習學校)
 一三、功勞者表彰
 個人五名、團體二
 一四、他團體との聯絡提携に關する事項
 二件(近畿府縣及融和團體)
 一五、其 他

第二章 融和團體の組織及事業概要

一一 三重縣社會事業協會 融和部

三重縣社會事業協會は大正十二年四月、三重縣下の感化救
 濟其他の社會事業相互間並に社會事業家と、一般社會との聯
 絡を圖り、且つ其健全なる發達を期する目的のもとに創立せ
 られたものであるが、同會では別記の如く十二年十二月より
 融和部を特設して縣下の融和問題解決に努め來つたが、同會
 は更にその基礎を固くするため組織を改めて財團法人となす
 こととなり、七年八月四日內務大臣より同法人を許可さるゝ
 こととなつた。

一、要 覽

1 趣 意 書

本會は縣下社會事業の相互並社會事業と一般社會との聯絡
 を圖り且つ其の健全なる發達を企圖する爲め、或は講習、講
 演を催し、或は社會事業を指導誘致して其の發展に寄與する
 所からす。然るに最近に於ける社會事情の變遷は更に各種
 社會事業の興隆促進を望みて止まざるもの切なるに鑑み、茲
 に本會の組織を更めて財團法人と爲し、汎く篤志家を叶合し

て淨財を享け別紙事業概要に掲ぐる諸般の施設を具現し以て其の使命を益々更張擴充せむとするものなり。

2 財團 三重縣社會事業協會寄附行爲 法人

(昭和七年八月四日付内務大臣許可)

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ財團法人三重縣社會事業協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ三重縣津市大字塔世字南浦 八一六番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ三重縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達ヲ圖リ併テ社會事業ノ經營ヲ爲スヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、縣下社會事業ノ聯絡統制ニ關スル事項
- 二、社會事業ノ獎勵助成ニ關スル事項
- 三、社會事業ノ調査研究ニ關スル事項
- 四、經濟的保護施設ニ關スル事項
- 五、醫療及保健施設ニ關スル事項
- 六、兒童保護ニ關スル事項
- 七、社會教化事業ニ關スル事項
- 八、社會事業會館經營ニ關スル事項
- 九、其ノ他必要ト認ムル事項

第三章 資産及會計

第五條 本會設立ノ日ニ於ケル資産ハ別紙目錄ニ掲グルモノトス前項ノ資産ハ基本財産トシテ之ヲ維持ス

第六條 本會ノ資産ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入レ若ハ國債證券其ノ他確實ナル有價證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス但シ理事會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入ル、コトヲ得

第七條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、資産ヨリ生ズル收入
 - 二、寄附金
 - 三、事業ヨリ生ズル收入
 - 四、其ノ他ノ收入
- 第八條 本會ノ豫算ハ毎年度評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ附スルモノトス
- 第九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 會員

第十條 本會ノ會員ハ左ノ二種トス

名譽會員 本會ニ對シ多額ノ金品ヲ寄附シタル者又ハ特ニ功勞アリト認ムル者若ハ學識經驗アル者ニシテ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ維持會員

年額百圓以上ヲ十ヶ年間寄附スルモノ

第五章 役員

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 五名

評議員 十五名

理事ノ内一名ヲ會長一名ヲ副會長一名ヲ常務理事トス會長ハ三重縣知事ノ官職ニ在ル者ヲ推シ其ノ他ノ理事ハ會長之ヲ委嘱ス

副會長常務理事ハ理事會ニ於テ互選ス

評議員ハ會員總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選定ス

第十二條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

第十三條 役員ノ任期ハ四ヶ年トス

補充ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ニ主事及書記ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第六章 會議

第十六條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、理事會
- 二、評議員會
- 三、總會

會議ハ會長之ヲ招集シ會長議長トナル

第二章 融和團體の組織及事業概要

第十七條 理事會ハ左ノ事項ヲ議決ス

一、事業ノ執行ニ關スル事項

二、評議員會ニ提出スベキ事項

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十八條 評議員會ハ左ノ事項ヲ議決ス

一、豫算ノ議決及決算ノ認定

二、基本財産ノ處分ニ關スル事項

三、其ノ他理事會ニ於テ必要ト認メ附議シタル事項

第十九條 會員總會ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ

一、評議員ノ選定

二、事業報告ノ承認

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十條 議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ議決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第七章 附則

第二十一條 本會附行爲ハ評議員總數四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ受クルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十二條 本會解散後ノ殘餘財産ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ公益事業ニ寄附スルモノトス

第二十三條 本會附行爲ヲ施行スルニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

第二十四條 本會設立當時ノ理事ヲ定ムルコト左ノ如シ

廣瀬久忠 淵上房太郎

野鳥善之助 雲井憲二郎
能 眞 海

3 役員
會長 廣 瀬 久 忠 副會長 淵上房太郎
常務理事 野鳥善之助 主 事 山下嘉三太
主 事 岡 正 雄 同 山川五郎
囑 託 河村 敦 榮 囑 託 高波瀨 米三郎
書記 梅澤喜代次

二、昭和八年年度算並事業計畫

1 豫算 總額 四、一〇〇圓 (融和部支出豫算)

歳入 中央融和事業協會補助金五〇〇圓、地方改善事業費補助金一、〇〇〇圓、其他同協會經常部歳入豫算中ヨリ(融和部歳入ヲ別に區別せず)

歳出 給與五四〇圓、育英奨励費一、二〇〇圓、融和講習講演會費八〇〇圓、融和運動費六八〇圓、融和宣傳費三九〇圓、指導講演費五〇〇圓

2 事業 計畫

育英奨励 高等小學校、經濟施設、經濟更生地區指導 一五ヶ町村、經濟更生指導者講習會二回、兒童融和教育研究會五回、宣傳事業三重縣社會事業、融和時報、講習會 男子青年四回、女子青年三回、講演會二五回、青年同盟運動 各支部事業助成一〇ヶ所。其他の施設特別經濟事業(わかばの朋會同組合、鹿の子校授職、伊勢表生産組合)

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會
部落經濟更生協議會六回、五七三名。伊勢表生産組合代議員會一回、六〇名。青年同盟役員會二回、七五名

二、普及宣傳に關する施設

青年講習會二回、青年一日講習會四回。講演會七回、婦人講演會三回、補習學校科外講座五回。映寫會二三ヶ所。文書宣傳展覽、三重縣社會事業、融和時報、兒童融和教育指導、融和問題の歴史的考察、經濟更生資料發行。國民融和日施設、文書宣傳三件、集會宣傳一件、交通宣傳一件

三、差別事象及事件の對策

兒童關係五件、差別言辭(官吏)一件

四、内部自覺に關する施設

伊勢表生産組合其他協同組合等内部の經濟的施設を通じて内部自覺ノ喚起に努めつゝあり。

五、産業及經濟に關する施設

職業指導講習會四回、經濟更生協議會六回、伊勢表生産組合代議員會一回。産業經濟團體、生産組合四回、中央市場一、消費組合一〇

六、青年及婦人融和運動

三重縣青年融和聯盟支部六聯盟員八三八名。わかばの朋會、わかばの朋會協同組合、組合員二五〇名

七、兒童融和教育

第一章 總意書

本會は夙に縣下に於ける少數同胞部族の融和改善に關する事業に従事し來れるが愈々融和事業の重大性を帯ぶるに至るや縣下に融和團體の必要を認め大正十五年六月縣下碧海郡大濱町に於て融和事業講習會を開議したるを嚮導として本會に融和部を設け融和事業の調査研究をなすと共に差別問題の解決融和の促進其の他必要なる事業を遂行し以て融和の實現を期せむとす。

第二章 融和團體の組織及事業概要

第一條 總則

愛知縣では大正十五年七月一日同縣社會事業協會内に融和部を設置し、同年六月縣下大濱町に於て開催された講習會出席者約五十名を以て會員とし、爾來本事業に賛同する者を會員に加へ、漸時發展に向つてゐる。

第二條 本會ハ財団法人愛知縣社會事業協會ト稱ス

本會ハ事務所ヲ名古屋市中區新榮町愛知縣廳内ニ置ク

第三章 融和團體の組織及事業概要

第三條 本會ハ社會事業ノ調査研究並經營ヲ爲スト共ニ愛知縣ニ於ケル社會事業ノ聯絡統一ヲ圖リ其ノ改良發達ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルヲメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、社會事業ノ研究會ヲ開催スル事
- 二、講演講習會ヲ開催スル事
- 三、機關雜誌其ノ他必要ナル印刷物ヲ發行スルコト
- 四、社會事業ニ功績アルモノヲ表彰スルコト
- 五、社會事業従事員ノ慰安ヲ圖ルコト
- 六、必要ナル社會事業ヲ直營スルコト
- 七、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト
- 八、其ノ他理事會ニテ必要ト認メタルコト

第二章 資産及會計

第五條 本會ノ資産ハ基金及通常財産ノ二種トス

基金ハ左記資産並將來受クヘキ寄附金其ノ他ニシテ基金ニ編入スヘキ財産トス

一、金一萬九千九百五十四圓六十一錢 現金

一、額面金一千圓四分利付國庫債券 基金ノ元本ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 資産ニ關スル現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入レ

若ハ國庫證券其ノ他確實ナル有價證券ヲ購入ス資産ニ關スル現金ハ之ヲ不動産トシテ管理スルコトヲ得

第三編 融和事業團體

第七條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
 一、通常財産及基金ニヨリ生スル收入
 二、補助金又ハ寄附金
 三、會費及事業ヨリ生スル收入
 四、其ノ他ノ收入
 第八條 本會年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
 第九條 歳入歳出ノ豫算ハ毎年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
 第十條 歳入歳出決算ハ翌々年度ノ歳入歳出豫算ヲ議スル理事會ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス

第三章 會員

第十一條 本會ノ會員ハ特別會員普通會員名譽會員ノ三種トス
 會員ニ關スル規定ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、理事 九名 一、監事 三名
 第十三條 理事中會長副會長並常務理事各一名ヲ置ク 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス常務理事ハ常務ヲ掌理ス
 第十四條 會長ハ愛知縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
 副會長ハ愛知縣事務部長 常務理事ハ愛知縣社會課長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ委嘱ス

附則

第二十一條 理事會ノ會議ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第二十二條 本會附行爲ノ變更ハ理事三分ノ二以上出席シタル理事會ニ於テ出席理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ主席官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得
 3 役職員

會長(知事) 遠藤 柳作 副會長(事務部長) 眞崎 長平
 理事(庶務課長) 島山 昌福 理事(名古屋市長) 大岩 勇夫
 同(農會會長) 堀尾 茂助 同(名古屋商工) 伊藤 謙
 常務理事(社會課長) 官崎謙太 融和部長 佐藤 合
 主事 小川 百助 主事 阿久津今朝五郎
 書記 豊島 貞樹

二、昭和八年年度豫算並業務計畫

1 豫算 總額 一三三、一五七圓
 歳入 歳收入九、〇三二圓、歳入金二、七七九圓、補助金九、五六五圓、(國庫三、〇〇〇圓、縣四、五〇〇圓、市町村一、三六五圓、一般補助七〇〇圓)、寄附金一、七八〇圓、繰越金一圓、歳出 事務費八二二圓、關係事業費八、七二二圓、診療事業費七、六八四圓、小兒保健所費四、一四七圓、融和事業費一、三〇〇圓、(獎勵費三〇〇圓、講習會費三五〇圓、講演會費一五〇圓、活動寫眞會費一〇〇圓、融和日宣傳費一〇〇圓、總會費一〇〇圓、協議會費二〇〇圓)、管理費四三〇圓、豫備費五四圓

2 事業計畫

關係事業の開催(二ヶ所)、講習會及講演會(一般講習會 五ヶ所、巡回講演會一五ヶ所)、活動寫眞班の派遣、各種事業國民融和日宣傳協議會の開催

三、昭和七年事業概況

一、協議懇談會
 懇談會一二回、一七〇名、協議會九回一七七名、母の會六回、

第二章 融和團體の組織及事業概要

三二四名。
 三、調査、研究、視察
 貧困者調査三回、人口戸數調査一回、視察三回
 四、普及宣傳に關する施設
 保嬰講習會二回、婦人講習會二回、融和事業講演會八回、生活改善講演會五回、映畫會七回、國民融和日施設集會宣傳一〇件、文書宣傳二件、ラヂオ宣傳、委員設置、他團體施設
 五、差別事象及事件の對策
 差別言辭一件
 六、内部自覺に關する施設
 自力更生運動に關する協議會一二回
 七、産業及經濟に關する施設
 經濟更生協議會一回、貯金獎勵二ヶ所
 八、兒童融和和教育
 兒童融和資料配布
 一〇、教育に關する施設
 教育獎勵助成一九名(高等小學校補習學校)

一三 靜岡縣社會事業協會

融和部

靜岡縣には大正九年三月一日設立に係る社會事業協會が

あるが、大正十三年十一月同評議員會に於て融和部を新設するに決定した。更に同融和部としては尙ほ縣下各町村に於ける融和問題の徹底を期する爲、大正十四年二月縣下關係町村に實行委員を囑託して該委員を中心として専ら融和問題の解決に當らしむる等の方針を執つたが、同協會は更に其の基礎を堅くするため昭和七年組織を改めて社團法人とすることとなり、同年八月二十七日右法人の許可を得て益々縣下社會事業の發達に寄與することとなつた。

一、要 覽

1 趣 意 書
 靜岡縣社會事業協會ハ大正九年三月創設以來縣下社會事業團體相互ノ聯絡統一ヲ圖ルト共ニ、助成金ヲ交付シテ其ノ事業ノ運営ヲ援助シ講演會講習會ヲ開催、機關雜誌ノ刊行、印刷物ノ配布等ノ施設ニ依リ社會事業ニ關スル思想ノ普及啓蒙ニ努メ、一方融和部ヲ特設シテ國民融和ノ促進ニ關スル方策ヲ講スル等、所期ノ目的達成ニ鋭意努力シ來リタルモ、今ヤ時運ノ進展ト一般社會生活ノ實情トニ鑑ミ此ノ際之ヲ民法第三十四條ニ依ル財團トシテ、一層之カ基礎ヲ鞏固ニスルノ必要ヲ認メ茲ニ財團法人靜岡縣社會事業協會ヲ設立シ、倍々本縣社會事業ノ健全ナル發達ニ寄與セムトスルモノナリ

2 會 則

財團靜岡縣社會事業協會寄附行爲(昭和七年八月二十七日)

第一章 名 稱
 第一條 本會ハ財團法人靜岡縣社會事業協會ト稱ス

第二章 事務所

第二條 本會ノ事務所ハ靜岡市追手町二百五十一番地ニ置ク

第三章 目的及事業

第三條 本會ハ靜岡縣内ニ於ケル社會事業ノ 全ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、社會事業ニ關スル調査研究ヲナスコト
- 二、社會事業ノ聯絡統制ヲ圖ルコト
- 三、社會事業ノ獎勵助成ヲナスコト
- 四、社會事業ニ關スル講習會、講演會、懇談會ヲ開催スルコト
- 五、社會事業ニ關スル印刷物ヲ刊行スルコト
- 六、其ノ他必要ト認メタル事業

第四章 資産及會計

第五條 本會ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ別紙財産目録ニ掲ケル財産ヲ以テ組成ス

前項ノ資産中四萬參千參百九拾四圓六拾壹錢ハ之ヲ基金トシ處分スルコトヲ得ス、但シ天災ノ他已ムコトヲ得サル事由アリト認メ評議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ニ依ル議決ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本會ノ資産ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ若ハ國庫證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス

第七條 本會ノ經費ハ左ニ掲ケルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基金ヨリ生スル收入

二、會員ノ募金

三、寄附金

四、事業收入

五、其ノ他ノ資産

第八條 本會ハ評議員ノ議決ニ依リ特別會計ヲ設クル事ヲ得

第九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 本會ノ豫算ハ毎會計年度開始前評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後評議員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第五章 會 員

第十一條 本會ノ會員ヲ分チテ特別會員及通常會員ノ二種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者及學識名望アル者又ハ特別寄附金ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ノ中ニ就キ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

通常會員ハ會費トシテ毎年金貳圓ヲ納ムルモノトス

第六章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 十一名

理事ノ一名ヲ會長、二名ヲ副會長、一名ヲ常務理事トス

會長ニハ靜岡縣知事、副會長ノ一名ニハ靜岡縣事務部長、常務理事ニハ靜岡縣社會課長ノ官職ニ在ル者ヲ推舉ス

第二章 融和團體の組織及事業概要

理事三名ハ靜岡縣社會事業主事及靜岡縣社會課勤務ノ屬ノ中ヨリ會長之ヲ囑託ス

副會長一名、理事四名ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ選舉ス

監事一名ハ靜岡縣會計課長ヲ推舉シ他ノ一名ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ選舉ス

三、評議員 五十名

評議員ハ會員中ヨリ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

第十三條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ評議員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ推薦ス

第十四條 選舉ニ依ル役員及評議員ノ任期ハ二ヶ年トス但シ再任ヲ妨ケス

選舉ニ依ル役員中缺員ヲ生シタルトキハ必要ニ依リ補選ヲ行フ

補選ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ前任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク

書記ハ會長之ヲ任免ス

第十七條 職務權限

第十八條 會長ハ本會ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

理事會ノ召集及議長ノ職務ハ會長之ヲ掌ル

副會長ハ會長ヲ補選シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三編 融和事業團體

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス
評議員ハ評議員會ニ出席シ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス
書記ハ常務理事ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第八章 評議員會

- 第十七條 評議員會ハ會長之ヲ招集ス
- 第十八條 評議員會ノ議長ハ之ニ當ル
- 第十九條 評議員會ニ於ケル選舉ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十條 評議員會ハ評議員三分ノ一以上出席スルニ非テレバ會議ヲ開クコトヲ得ス 但シ同一事項ニ就テ招集再同ノ場合ハ此ノ限リニアラス
- 會議ニ代フルニ書面ヲ以テ表決ヲ探ルコトヲ得
- 第二十一條 評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第二十二條 本會附行爲施行ニ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
- 第二十三條 本會附行爲ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルニ非テレハ變更スルコトヲ得ス

附 則

- 第廿四條 本會解散ノ場合ニ於ケル財産ノ處分方法ハ評議員會ノ決議スル所ニ依ル
- 第廿五條 本法人設立當初ノ理事ハ靜岡縣社會事業協會ノ會長、

副會長、理事及幹事ヲ以テ之ニ充テ評議員ハ靜岡縣社會事業協會ノ評議員ヲ以テ之ニ充ツ
第十二條 第二號ニ依ル監事一名ハ會長之ヲ選任ス
任期アル役員ノ任期ハ法人許可ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第廿六條 本法人設立ノ際ニ於ケル靜岡縣社會事業協會ノ會員ハ本會ノ會員タルモノトス

第廿七條 靜岡縣社會事業協會ノ有スル權利義務ハ法人許可ノ日ヨリ本法人ニ於テ之ヲ繼承スルモノトス

2 役員

- 會長(知事) 田中 太郎 副會長(學務部長)廣田增太郎
- 副會長 中田 縣郎 常務理事(社會課長)加藤裕藏
- 理事 佐竹 準 理事 佐々井信太郎
- 同 官本 甚七 同(沼津市長)和田博太郎
- 同(社會事業主事) 安藤 寛 同(社會事業主事)齊藤 三郎
- 同(屬) 大井 新一 囑託 清水 芳隆
- 3 支會及會員數
- 支會 無し 會員數 特別會員 一三四名、普通會員 一一七名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

- 1 豫算 總額 五、三〇六圓
- 歳入 寄附金三〇〇圓、補助金三、五〇六圓(國庫二、三七六圓、中央融和事業協會一、一三〇圓)、一般會計補充金一、二〇〇圓、雜收入五〇圓、繰越金二五〇圓
- 歳出 事務費一、六二六圓、事業費三、六七二圓(實行委員費

一〇〇圓、獎勵費一、六〇〇圓、講習會費一、〇三二圓 講演會費
費二五〇圓、協議會費二八〇圓、文書宣傳費三六〇圓、調査費五
〇圓) 費總額一三三圓

2 事業計畫

實行委員(五〇名其他二〇名) 移住獎勵(一六家族)、講習會(産
業講習會四ヶ所、青年講習會一回、女子青年講習會一回、講習員
派遣)、講演會(中等學校十校)、一般講演會十五ヶ所)、協議會(融和
問題、關東融和聯盟)、文書宣傳(靜岡縣社會事業、融和時報)、調査

三、昭和七年度事業概況

一、協議會懇談會等
部落經濟更生協議會一回、四九名、掛川町大日本報徳社に於て開
催

三、調査、研究、視察

教育關係調査五九箇所、内部同胞の高等小學校及補習學校に在學
中のもの、生活程度調査、經濟調査五九箇所、關係市町村に對し
調査表を作製せしめ調査をなす。

四、普及宣傳に關する施設

女子融和事業講習會一回、融和事業講演會一回、文書宣傳「靜
岡縣社會事業」一二回發行。國民融和日施設 文書宣傳二件、集
會宣傳八ヶ所

七、産業及經濟に關する施設

職業補習講習會五回、部落更生講習會一回、協議會一回、
一一、委員 制度

第二章 融和團體の組織及事業概要

實行委員 一五箇所 六〇名
意志の疎通を圖り相互の聯絡を
とる協議會を開き地方改善に關
する諸問題を研究し之が實行上
の促進を圖る

【靜岡縣融和團體聯合會】

靜岡縣には既に縣單位の團體として「靜岡縣社會事業協會
融和部」あり、其他に三郡一市七町村に、十一の純民間團體
があつて、夫々活動を續けて來たが、右の中十一の民間團體
は、聯合のもとに活動範圍を擴大して、全縣的なものたらし
むべく、又融和運動の積極化を圖るため、昭和六年十二月六
日、靜岡市縣教育會館に於て「靜岡縣融和團體聯合大會」を
開催し、宣言決議に關する件、靜岡縣融和團體聯合 設立の
件、知事諮問事項、郡市町村融和團體提出案の協議を順次進
め、聯合會設立の件は即時満場一致を以て可決、直に會則を
制定し、役員は詮衡委員に附託、其他の件も委員に附託決定
された。

一、要 覽

1 趣 意 書

惟ふに學國同心の基礎は一に以て國民偕和協調に在り、然るに

第三編 融和事業團體

多年因襲の存する所、同胞間に無形の牆壁、不合理なる差別の今
禽獸去し難きものあるは眞に現代の根事と謂はざるべからず。加
ふるに一般的不況と因襲の偏見により内部同胞の經濟苦は實に見
るに忍びざる状態なり。

我等縣下融和團體は深くこれを慨し、奮然起つて問題解決の爲
に斷へず事業を進め、運動を繼續し來りしも、未だ所期の目的を
達成するに至らず其の途上幾多多き事件發生し吾人の理想する
明るき社會を見る能はざるを痛感するものなり。

今や内外非常の秋、舉國一致、明治大帝の聖旨に基き吾等は
一切の陋習を打破し、御聖徳の下に等しく幸福の生活をなし以て國
運の進展を寄與せんことを期し茲に縣下融和團體聯合會を組織し
各團體の聯合提携を以て融和の促進を圖らんとす。

2 會 則

- 第一條 本會ハ靜岡縣融和團體聯合會ト稱シ其ノ事務所ヲ靜岡縣
融和會館内ニ置ク
- 第二條 本會ハ靜岡縣内ニ於ケル融和事業ノ連絡統制ヲ以テ同胞
融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ舉クルヲ
以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、融和團體聯合大會ノ開催
 - 二、融和事業ニ關スル講習、講話、研究、懇談會ノ開催
 - 三、當局ノ諮問ニ答ヘ建議及請願ヲナスコト
 - 四、其他役員ニ於テ必要ト認ムル事項

第四條 本會ハ縣下融和團體ヲ以テ組織ス

第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル篤志會ヲ以テ贊助員トス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ二ケ年トス
會長一名、副會長一名、評議員幹事、若干名
幹事ニ常任幹事若干名ヲ置ク

第七條 會長副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ幹事ハ會長ニ於
テ適當ト認ムルモノニ之ヲ委嘱ス

但シ設立ノ際ハ創立總會ニ於テ之ヲ決定ス

第八條 本會ニ總裁ヲ置キ靜岡縣知事ヲ推戴ス

第九條 役員中ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アルトキハ補缺選舉ヲ行
フ、補缺員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期満了ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモ
ノトス

第十條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名ニ依ル其
ノ一人ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十一條 本會評議員ハ會員タル融和團體ヨリ郡市ニアリテハ二
名町村ニアリテハ一名ヲ選出スルモノトス

第十二條 評議員會ハ豫算、決算其他重要ナル事項ヲ議決ス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス評議員會ノ議長ハ會長之
ニ當リ基ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス

第十三條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

宣 言

吾人は世界の大事と我國刻下の情勢とに鑑み縣内融和團體相互
の連絡統一を圖り同胞親愛の大義を闡明し偏狹なる感情と固陋な
る思想の打破に努め同胞融和の徹底を期し以て縣民福利の實を舉
ぐると共に一面亦互に相扶け相導き健全なる自覺の下に習俗の改
善教育の振興經濟並産業の更張を圖り以て國運興隆の進展に副は
んことを期す
茲に第二回靜岡縣融和團體聯合大會を開催するに方り普く縣民
各位に宣す

決 議

- 一、融和問題の重大性を徹底せしめ縣民福利の實現を期す
- 一、内部の産業並經濟の組織化、計畫化を圖り之が促進を期す
昭和七年十二月二十九日 靜岡縣融和團體聯合大會

決 定 事 項

(諮問) 内部經濟更生に關する有効適切なる具體的方法

答 申

- 一、自己人格の完成に務め忠良なる臣民たるを自覺し自力奮闘克
く弊局を打開し獨立不羈の人たんとする念を旺盛ならしむる
こと
- 二、生活を改善し勤儉節約の習慣を作ること
- イ、冠婚葬祭冗費等に飲食の濫費を排除すること
- ロ、日常に於ける生活費を更に節約すること
- ハ、時間尊重の念を旺盛ならしめ勤勞を奨励すること
- 三、産業組合を設置し經濟組織の改善を圖ること

顧問ハ役員會ノ決議ニヨリ會長之ヲ推戴ス

第十四條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、會費
- 二、補助金及寄附金
- 三、其他ノ收入

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ル

第十六條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ
得ルニ非ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

主 役 員

- 名譽總裁(宮内大臣) 一木喜徳郎 總裁(知事) 田中廣太郎
- 會長(縣町村會副會長) 大石廉一 副會長 岡本 敦平
- 副會長 北村電三郎 相談役(社會事) 安藤 寛
- 評議員 北村新三郎 外十三名
- 幹 事 若荷 信三 外六名

執 行 事 項

(第二回靜岡縣融和團體聯合大會)

靜岡縣下十一の融和團體が結成する靜岡縣融和團體聯合會
主催の下に、七年十月二十九日午前十時濱松市公會堂に於て
第二回靜岡縣融和團體聯合大會が開催せられた。
來集者は濱松市、濱名郡、小笠郡、榛原郡、可美村、中泉
村、南山村、相良町、川崎町、五和村、藤枝町の融和團體幹
部及構成員は勿論、縣下の内部同志約三百五十名であつた。

第二章 融和團體の組織及事業概要

- イ、生活必需品及原料の共同購入をなすこと
- ロ、生産物を統制し共同販賣を行ふこと
- ハ、低利資金利用の途を開き生業資金の融通を簡便らしむること

四、職業的進出を容易ならしむること

- イ、各地方の事情に適應せる職業に進出する便を與ふること
- ロ、子弟に對し職業指導をなすこと
- ハ、子弟の職業教育に對し相當の補助をなすこと

第一部

一、融和會未設置方面に之が設置を懇請すること

(濱松市融和協會提出)

- イ、其の土地の事情を斟酌し縣に於て設置促進を盡力せられ度きこと
- ロ、本會に於ても同様懇請すること
- ハ、各町村長會に於ても同様盡力を乞ふこと

ニ、政府又は縣に於て地方改善産業資金補助等の交付ある場合は今後必ず本聯合會長の意見を徴すること

ホ、次會は成るべく未設置土地例せば沼津市に於て開催すること

二、融和網徹底に關する件(可美村融和會提出)

- イ、各種會合に於て同胞融和の精神を織り込み融和促進に努むること
- 1 縣當局より市町村自治團體へ通牒を發すること

2 各種會合主催者は本問題説明の機會を作ること

- ロ、各郡市並縣主催男女青年講習會等に於ては必ず融和促進に關する講話を加ふる事
- ハ、從來行はれし内部同胞、或は外部一般同胞を加へたる融和講習會の外、今後は男女青年團、教育者、市町村職業者等外部同胞のみの融和講習會を開催すること

第二部

一、臨時匡救事業費中地方改善事業増額に關する件

(榛原郡融和會)

臨時匡救事業費中地方改善事業費は部落の状況に依り適切なる事業に充當し得るものと且つ其の經費の増額支出を其筋に請願すること

一、負債整理の爲相當多額の低利資金を貸付せらるゝ據其筋に請願の件(濱松市融和協會及濱名郡融和會提出)

負債整理並生業資金の爲相當多額の低利資金貸付せらるゝ據其筋に請願すること、其方法として貸付に當りては擔保物件無き場合と雖も貸付得る便法を設け且償還期限は十箇年賦以上とするに

一、第二回地方改善應急施設を計畫し道路下水等の新設改修をなし以て勞務の機會を與へられ度し(小笠原郡融和會提出)

可決

一、縣費豫算に於ける地方改善費を倍額に致し度き件

(濱松市融和協會提出)

イ、地方改善費の増額を縣當局に要望する様本會に於て轉送すること

ロ、右補助金の交付に際しては善に地方の實狀を調査して公平に交付せられ度し

以上四問題は内部死活の重大問題なるが故に本會議に於て極力之が貫徹を期する様縣及中央融和事業協會の援助を得て至急請願せられ度其の願未は次回大會に於て報告せられ度し

一四 山梨縣共愛會

同會は人格尊重、同胞相愛の人道上に於ける一大原理に基き昭和二年七月十五日發會式並に第一回總會を開催し、爾來國民偕和同胞共榮の實を擧げんことに致々努めて今日に至る。

一、要覽

1 趣意書

人格尊重同胞相愛は、現世紀に於ける世界人道上の一大原理なり。是れも、明治聖帝維新の大政を有き給ふや、夙に此の原理に基き善來の陋習を革め、國民平等の高義を宣顯し給へり。爾來春秋既に半世紀、世相亦概ね昔日の塵を留めずと雖も、因襲の久しき今尙國民相互間に動もすれば共愛の實を缺き、階級を云爲するものあるは、誠に遺憾とする所なり。

願ふに、例會社會の一小部面たりとも、共愛觀念の存せざる郷

第二章 融和團體の組織及事業概要

問の存する所、到底眞の平和を望むべくもあらず。眞の平和を望むべからざる所、焉んぞ能く共存共榮の實を擧ぐるを得ん。既に共存共榮の實を擧げ得ずして何れの時か理想の文化理想の社會の建設を期待すべき。若し夫れ内共愛觀念を涵養せずして、外人種の平等を叫ぶも、其の教鮮きや蓋し止むを得ざる所と謂ふ可し。故に宜しく其の誤るる觀念を撤廢し、相共に自覺發憤して、速に其の惡見を滅却せざるべからず。

吾人深く時勢の推移に鑑み、茲に人道の大義に基き、因襲的階級觀念の撤廢を企圖し、眞に意義ある國民偕和、同胞共榮の實を擧げんことを期す。

希くば吾人の意の存する所を諒とせられ、其の目的の實現を翼賛せられんことを。

大正十五年十二月十日

山梨縣共愛會

2 會則

(昭和六年七月十三日改正)

第一條 本會ハ山梨縣共愛會ト稱シ事務所ヲ山梨縣學務部社會課内ニ置ク

第二條 本會ハ國民相互間ノ融和輯睦ヲ圖リ博愛共存ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ行フ

- 一、講演會、講習會
- 二、教育教化ノ振興

第三編 融和事業團體の組織及事業概要

- 三、生活豊穡ノ向上
 - 四、經濟的並衛生施設ノ獎勵
 - 五、會報發行
 - 六、觀摩員ノ派遣
 - 七、其ノ他評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
- 一、正會員 本會ノ目的ヲ實シ毎年五十錢ヲ納付スル者
 - 二、名譽會員 本會ノ目的ヲ實シ一時ニ金二十圓以上ヲ納付ス
- 第五條 本會ハ左ノ役員及職員ヲ置ク
- 總裁一名 山梨縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
 - 顧問若干名 總裁之レヲ輔佐ス
 - 會長一名、副會長二名 總會ニ於テ之ヲ選舉ス
 - 評議員若干名 總會ニ於テ之ヲ選舉ス
 - 理事若干名 會長之ヲ推戴ス
 - 第六條 役員及職員ノ任期ハ三ヶ年トス
 - 但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 - 役員改選ノ際ハ再選ヲ妨ケス
 - 第七條 役員及職員ノ任務左ノ如シ
- 總裁ハ本會々務ヲ總理ス
會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル
評議員ハ評議員會ニ出席シ豫算並ニ其他重要ナル事項ヲ審議ス
理事ハ會長ノ旨ヲ受ケ庶務ニ從事ス

- 第八條 本會ハ毎年春季一回總會ヲ開ク 但シ必要ニヨリ臨時開會スルコトアルヘシ
 - 總會ニ於テ舉行スル事項左ノ如シ
 - 一、庶務會計ノ報告
 - 二、評議員ノ選舉
 - 三、講演、議事
 - 四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第九條 本會ノ經費ハ會員ノ會費、會費金、補助金並ニ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十條 本則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ改正ヲナスコトヲ得ス
- 附 則
- 一、本則施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム
- 3 宣 言
- 明治維新技に六十年、其の間、爾來國民上下相倚り相扶け、和衷協同國運の發展を圖り、以て今日の盛世を見るに至れり。然りと雖も之れを内に顧みれば、尙偏僻固陋の感情に囚はれ、人類共愛の大義に悖り、動もすれば國民融和の上に缺くる處あるは、轉々寒心に堪えざるなり。
- 吾人茲に鑑みる所あり。人間意識の覺醒に立脚して、社會淨化の精神運轉を喚起し、融和輯睦の目的を貫徹し、以て上。總旨に副ひ奉り、昭和新政の實績を擧ぐるに貢獻せん事を宣す
- 昭和二年七月十五日

4 決 議

- 一、吾人は一致協力廣く社會に對し本會設立の趣意目的の普及徹底を期す。
 - 二、吾人は相互に人格を尊重し生活豊穡の改善を期す。
 - 三、吾人は社會正義を熱愛し共愛精神の徹底を期す。
- 昭和二年七月十五日
- 5 役員
- | | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 總裁(知事) | 關屋延之助 | 會長(學務部長) | 長橋 茂男 |
| 副會長(社會課長) | 渡波 捨男 | 同 | 同 |
| 理 理 | 相良 三童 | 外 四 名 | 三枝 治郎 |
| 評議員 | 霜島 潛 | 外 二十 名 | |
- 6 支會及會員數
- 支 會 ナシ 會員數 七五名
- 二、昭和八年度豫算並事業計畫
- 1 豫算 總額 七〇六圓五〇錢
- 歳入 會費五七圓五〇錢、獎勵及助成金五二〇圓(内務省二五〇圓、縣二〇〇圓)、中央融和事業教育助成金七〇圓、雜收入八圓
 - 繰越金一二〇圓、寄附金一圓
 - 歳出 事務費五七圓、事業費六二九圓五〇錢(教育獎勵助成金三四〇圓、移住獎勵費二〇圓、講習講話會費五〇圓、總會及評議員會費二〇圓、地方改善費一三九圓五〇錢、調査費三〇圓、雜費三〇圓) 豫備費二〇圓
- 2 事業計畫

第二章 融和團體の組織及事業概要

- 教育獎勵助成十四名、經濟更生地區指導一ヶ所、支部設立七乃至十支部
- 三、昭和七年度事業概況
- 一、協議會懇談會等
 - 二、協議會懇談會一回、三二名出席、支部設立協議評議員會一回、二三名出席、豫算及決算に付
 - 四、普及宣傳に關する施設
 - 國民融和日 文書宣傳一件
 - 七、産業及經濟に關する施設
 - 經濟更生協議會 一回
 - 一〇、教育に關する施設
 - 教育獎勵助成一二名(高等小學一〇名、補習學校二名)
- 一五 滋賀縣昭和會
- 滋賀縣に於ける融和事業は、もと縣下自治團體の振興發展を期する目的を以て設立せられたる滋賀縣自治協會内に大正十二年以來融和部を附設して縣下に於ける融和促進施設を専ら進めて來たのであるが、更に積極的の活動をなすため獨立したる團體を設置するの必要なるを認め、昭和三年九月滋賀縣自治協會より獨立して本會を創立し、益々積極的に活動するに至つたのである。

第三編 融和事業團體

一、要 覽

1 會 則

第一條 本會ハ滋賀縣昭和會ト稱シ事務所ヲ本縣社會課内ニ置ク
第二條 本會ハ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ興
致スルヲ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、講演會 講習會 懇談會等ノ開催

二、優良市町村調査

三、出業小資金貸付

四、育英奨励

五、副業奨励並助成

六、機關雜誌發行

七、功勞者ノ表彰

八、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體トノ聯絡並助成

九、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名

評議員 若干名 理事 若干名

第六條 會長ハ本縣知事ヲ推戴ス 副會長ハ內務部長事務部長ヲ

推舉ス

評議員理事ハ會長之ヲ囑託ス 評議員ノ任期ハ二ケ年トス補缺ニ依リ囑託セラレタル者ノ任期

ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 會長ハ會務ヲ統理シ總會並評議員會ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 評議員ハ第三條ノ事業其他ニ對キ會長ノ諮問ニ應ス

第九條 理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十條 本會ハ必要ニ應シ書記ヲ置ク

書記ハ會長之ヲ任免ス書記ハ役員ノ指揮ヲ承長庶務會計ニ從事

第十一條 總會並評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必

要ト認メタル時ハ隨時之ヲ開クコトアルヘシ

第十二條 總會評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否

同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十三條 評議員ノ議定スヘキ事項左ノ如シ

一、歳入歳出豫算

二、決算認定

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員ニ諮問又ハ附議シタル

事項

第十四條 總會ニ報告スヘキ事項

一、事業執行ノ狀況

二、其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十五條 本會ノ經費ハ獎勵金補助金寄附金其他ノ収入ヲ以テ之

ニ充ツ

第十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一

日ヲ以テ終

附 則

右會則ノ條項變更セムトスルトキハ出席評議員三分ノ二以上ノ同

2 役職員

會長(知 事) 伊藤 武彦 副會長(事務部長) 三掛 樹三

副會長(內務部長) 永井 浩 理事(社會課長) 安中 忠雄

理事(社會事業) 向井和一郎 書記(局) 田部 義一

書記(濟生會) 山田 幾次 同 (社會事業) 川崎 與城

同 (社會事業) 平井 豊重 同 (屬 託) 米澤 虎一

囑託 (主事補) 蒲田マズ子 評議員 三十名

3 支會及會員數

(會員組織にあらす)

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 三、九四〇圓

歳入 補助金三、八〇〇圓(國庫二、五〇〇圓、中央融和事業
協會三〇〇圓、縣七〇〇圓、滋賀縣社會事業協會三〇〇圓)、雜收
入二〇圓、繰越金一二〇圓

歳出 事務費三五〇圓、會議費七〇圓、事業費二、一五〇圓、
(講習會費一、〇〇〇圓、調査研究費二八〇圓、刊行物諸費三三〇
圓、融和日實施費一七〇圓、視察費二〇〇圓、折讓融和聯盟會議
費一〇〇圓、雜費七〇圓)、獎勵費一、三〇〇圓(育英奨励費四〇

第二章 融和團體の組織及事業概要

〇圓、融和事業獎勵費五〇〇圓、産業獎勵費四〇〇圓)、豫備費七
〇圓

2 事業計畫

講習會(青年講習會二回、産業講習會三回、融和教育講習會五回
一夜講習會一〇回)、調査研究、雜誌刊行融和日實施、融和時報頒
布、視察、育英奨励、融和事業獎勵、産業獎勵

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會

評議員會一回、二三名。協議會一回、五六名。

三、調査、研究、視察等

婦人視察旅行一回、四三名、大阪、奈良兩縣下の優良町村社會施
設視察

四、普及宣傳に關する施設

婦人融和事業講習會一回、婦人融和事業講演會 一回、融和促進
映畫會二回。文書宣傳 融和時報、小冊子二件。國民融和日施設
文書宣傳一件、集會宣傳一件

五、差別事象及事件の對策

差別言辭 二件

六、内部自覺に關する施設

善隣館及公會堂又は之に類似する集會所に於ける施設

七、産業及經濟に關する施設

職業輔導講習會二回、産業獎勵助成二件、移民獎勵 件、經濟更

第三編 融和事業團體

二二二

生懇談會一回、産業指導講習會一回、三〇〇人、青年及婦人融和運動、滋賀縣柳原村融和青年會、九、兒童融和教育、兒童融和教育懇談會一回、二六名。

一〇、教育に関する施設、育英奨励四七名（高等小學校、補習學校）

一三、他團體との聯絡提携に関する事項、三團體、社會教化、宗教、其他團體

一五、其他、縣下融和團體の補助獎勵、四團體

四、支部活動狀況

（支部に準ず可きもの）

名	稱	所在地	代表者	七年度事業概況
中里村公道協會		野州郡中里村役場	中野 佐七	裁縫、衛生
川上村醇風會		高島郡川上村役場	岩佐 定一	裁縫、講話
野州町明治會		野州郡野州町和泉會談所	苗村 嘉藏	講話、衛生
北比羅佐村轉陸會		蒲生郡北比羅佐村大字野田	岡崎芳太郎	講演、視察
三雲村協和會		甲賀郡三雲村役場	井上米次郎	衛生
息郷村昭和會		坂田郡息郷村役場	吉田仙三郎	衛生、講演
武佐村親愛會		蒲生郡武佐村役場	岩越彌一郎	裁縫

玉津村融和會 野州郡玉津村役場 西川晋次郎 講演、講話
 河瀬村昭和會 大上郡河瀬村役場 宮内富次郎 講演、講話
 大津市膳所町清和 大津市膳所町錦町 近藤英太郎 裁縫
 同 東浦協和會 同 市 東浦 上杉 末吉 同

一六 岐阜縣社會事業協會

融和部

岐阜縣では從來社會事業協會で地方改善事業を施設し來たつたが、縣下の社會状態に鑑み積極的に本事業の必要を認めらるゝに至り昭和二年三月同會に融和部を特設し爾來専ら縣民諸和親善の事業を遂行しつゝある。

一、要 覽

1 會 則

- 第一章 名稱及事務所
- 第一條 本協會ハ財團法人トシ岐阜縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本協會ノ事務所ハ岐阜縣岐阜市司町一番地岐阜縣廳内ニ置ク
- 第二章 目的及事業
- 第三條 本協會ハ社會事業ノ聯絡普及並其ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本協會ニ於テ行フ事業ノ概目左

ノ如シ

- 一、社會事業ニ關スル調査研究觀察ヲ爲スコト
- 二、講演會講習會ノ開催、講師派遣ヲ爲スコト
- 三、救貧及防貧事業ヲ經營スルコト
- 四、公私社會事業ノ後援ヲ爲スコト
- 五、其他必要ト認メタル事項

第三章 資産及會計

第五條 本協會ノ資産ハ左ノ各項ヨリ成立ス
 一、寄附申込ニ係ル別紙財産目録ニ掲クルモノ
 二、財産ヨリ生スル收入
 三、會員ノ寄附金
 四、事業ヨリ生スル收入
 五、其他ノ收入

第六條 本協會ニ基本財産ヲ置ク
 第七條 基本財産ハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ處分スルコトヲ得ス
 第八條 基本財産及資産ハ確實ナル有價證券ヲ購入シ又ハ銀行預金、郵便貯金トシテ保管スルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ同意ヲ得不動産ヲ買入レ又ハ社會事業ノ爲ニ貸付スルコトヲ得

第九條 本協會ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ
 第十條 本協會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マデトス

第二章 融和團體の組織及事業概要

第四章 會 員

- 第十一條 本協會ノ會員ヲ分チテ左ノ三種トス
 一、有功會員 本協會ニ三千圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ特ニ功勞アリト評議員會ニ於テ推薦シタル者
 二、特別會員 本協會ニ五百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者
 三、通常會員 本協會ニ百圓以上ノ出資ヲ爲シタル者又ハ縣下社會事業從事者中會長ニ於テ推薦シタル者
 四、贊助會員 本協會ノ趣旨ニ賛シ應分ノ贈金ヲ爲シタル者
- 第五章 機 關
- 第十二條 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 副會長 二名 理事 若干名 監事 二名
 會長ハ岐阜縣知事ヲ推薦シ副會長、理事、監事ハ會長之ヲ囑託ス
- 第十三條 副會長以下役員ノ任期ハ三箇年トス
- 第十四條 會長ハ本協會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 理事ハ本協會事業ノ立案審議ヲ掌ル、理事中一名ヲ常務理事トシ庶務及會計ヲ掌ル
- 第十五條 本協會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス書記ハ庶務及會計ニ従事ス
- 第十六條 本協會ニ評議員若干名ヲ置ク有功會員及支部長ノ職ニ在ル者ハ評議員トス
 特別會員中ヨリ十名通常會員中ヨリ十名ノ評議員ヲ置ク

第三編 融和事業團體

前項ノ評議員ハ會長之ヲ推薦シ其ノ任期ハ三箇年トス
第十六條 臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ評議員會ヲ招集スルノ暇ナ
シト認ムルトキハ役員會ニ於テ之ヲ代決ス

役員會ハ會長、副會長、理事、監事ヲ以テ組織ス
第十七條 評議員會ハ毎年一回通常會ヲ招集ス臨時會ハ必要ノ都
度之ヲ招集ス

第十八條 評議員會ハ會長ヲ以テ議長トシ其ノ議事ハ過半數ヲ以
テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

- 一、本協會ノ事業執行方法ニ關スル件
- 二、豫算決定ニ關スル件
- 三、決算認定ニ關スル件
- 四、其ノ他ノ重要ナル事項

第二十條 本協會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部長ハ會長之ヲ囑託ス

附 則

第二十一條 本寄附行爲ハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得
主務官廳ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス
第二十二條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ
議決ヲ經テ之ヲ定ム

融和部編程

寄附行爲第四項ニ依リ本會内ニ融和部ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フ

- 一、講演會、講習會、懇談會ノ開催
- 二、文書ニヨル宣傳

三、縣内外視察
四、其他地方改善上必要ナル事項

2 役員

會長	宮 脇 梅 吉	副會長	北 里 善 從
副會長	矢 橋 亮 吉	常務理事	齋 藤 武 雄
理 事	金 田 房 吉	理 事	熊 野 英
同	山 内 繼 喜	同	上 松 泰 造
監 事	桑 原 善 吉	監 事	龜 山 恭 平
主 事	國 枝 利 一	主 事	石 原 彦 三
書 記	古 田 廉 平	書 記	藤 井 恒 一
同	柴 田 繁	同	大 久 保 休 吉

4 支會及會員數
支會數 五 會員數 二三八

二、昭和八年度豫算並事業計畫

- 1 豫算 總 額 三、八五一圓
- 歲入 獎勵交付金二、〇四八圓、繰入金一、三〇〇圓、雜收入三圓、繰越金五〇〇圓
- 歲出 事務費一五〇圓、事業費三、六二六圓(職業輔導講習會費五六圓、講演講習會費八九二圓、懇談會費三二六圓、調査並宣傳費五三二圓、獎勵費八六六圓、講習會派遣費四五〇圓)、豫備費七五圓

2 事業計畫

調査研究(岐阜縣部落史の編纂)、融和懇談會(一二箇所)、融和教

育研究會(一二箇所)、普及宣傳(融和時報、國民融和日、婦人講演會六回、幹部講習會二回、部落更生講習會十一回、講習會派遣、視察、講師囑託、職業輔導(職業講習會二箇所、南部表講習會二箇所、臥建講習會二箇所)、教育獎勵(合掌女學園、高小、補習學校)、融和團體獎勵

三、昭和七年度事業概況

一、協議懇談會等

町村單位融和問題懇談會六回、一九六名、内外有力者參集、物質的改善事業及精神的差別事象に付懇談。其他の懇談會一回、一五名、部落更生に關し懇談

二、調査、研究、視察等

岐阜縣部落史編纂一回、三三名、調査員三三名委員一二名を囑託し編纂中

四、普及宣傳に關する施設

婦人幹部講習會一回。婦人講演會三回。報徳會講演會一一回、文書宣傳 岐阜縣の社會事業、融和時報」發行。國民融和日施設 祈願祭一九箇所、宣傳ビラ一種。

七、産業經濟に關する施設

職業輔導講習會一回、南部表講習會二回、臥建講習會二回。協議會一回。

八、青年婦人運動

那又は町村青年團體三、同婦人團體二

九、兒童融和教育

第二章 融和團體の組織及事業概要

融和教育研究會一回、兒童融和教育團體の活動二件

一〇、教育に關する施設

教育獎勵助成四二名(高等小學二四名、補習學校一八名)

一三、他團體との聯絡提携に關する事項

二團體(岐阜縣教化團體聯合會、岐阜縣佛教會)

一、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	七年度事業概況
稻葉郡島村清和會	稻葉郡島村役場	藤井 了祥	調査、研究、講演、講習其の他
養老郡昭和會	養老郡團體事務所	大久保休吉	調査、研究、報徳會普及
可兒郡御嵩町親和會	可兒郡御嵩町	森島重太郎	産業經濟施設 啓蒙諸施設
山縣郡菊和會	山縣郡高富小學校	富田 てる	毎月十四日例会 春秋二期の總會
稻葉郡共生會	稻葉郡黒野村	中村 とも	啓蒙諸施設

一七 信濃同仁會

同會副理事長成澤勇氏は早くより、理由の無い差別が社會の和平と同業を阻害することの如何に大なるかを痛感し、之が對策に就いて絶えず考慮中であつた。偶々大正九年早稲明治大學々生鹽澤好文氏の訪問を受け、部落問題に就いて所見を交換した結果愈々差別撤廢機關の設立を決意し、縣下各方面を歴訪して自覺奮起を促し、一面成澤澤伍一郎、小根澤義山

中野節三氏の深き共鳴を得て、具體的方法を考究した。同年九月一日、縣下内部代表者、及び一般有志の出席を求め上田市本陽寺に於て第一回創立準備會を開催、爾後三回準備會を重ねて、同年十月十七日上田中學校講堂に於て發會式を舉行した。以來理事長に成澤伍一郎氏を推し現在に至る。

一、要 覽

1 趣意書

人生の目的は、同胞融和し萬人各其の志を伸張することを得て社會の全一的發達をなすにあらねばならぬ。然るに我國の現況を看るに同胞の一部に對し其人格の基本價値を蹂躪し、言ふに忍びざる賤視觀念を以て之を冷視し、剩さへ之を排斥し差別するの偏見陋習に囚へられたる者其數決して尠くない。此の偏見陋習たるや、吾に自己自らを賤視するのみならず同胞の一部を脅威し、其の精神を自屈に墮せしめ其自然の進歩發達を阻害する人道社會上の一大罪惡である。同胞の大多數は、この不合理なる因襲的感情に囚へられ乍ら、自己自らが醜き因襲的感情の囚虜なることに氣付かず、無意識的に此の大罪惡を犯しつゝ來たのである。此の因襲は社會の全一的發達を妨げ、社會の安寧を破る精神的一大國病と言はねばならぬ。此の國病を放任するときは吾に正義人道を破壊するのみでなく同胞離離し破國の因とならぬとも限らぬ。斯の故に社會を淨化し、正義人道の上に國家の基礎を鞏固ならしむべく、國民は一同に又一齊に猛省し、この因襲的束縛より蟬脱し此の社會的國家的病態を治癒せしめなくてはならぬ、醒めたる同

胞よ、我等が從來無意識的に同胞の一部に加へ來りし、侮蔑の罪人格蹂躪の罪社會の全一的發達を阻害したりし罪、人生の平和と榮光を傷け來りし等の諸の過去の社會的人道的罪惡を懺悔し、深く之を改悔し、以て自らも因襲の束縛より解放し束縛を懺悔し、自らの穢れを淨め他の流れを掃ひ、同胞融和し一視同仁、四海兄弟の意識を實現し、以て我等の熱愛する祖國の基礎を健全鞏固ならしめ、而して列強環視の内に日東帝國の使命と光輝を發揚せしめやうではないか、之れ本會創立の趣意である。庶くば同胞融和人生諧樂に志を同じうする諸賢よ、本會の趣意に賛同し融和運動の爲に奮闘あらんことを。

2 宣 言

(昭和五年十周年記念大會に於て)

過去十年間我等は封建的賤視差別とそれに胚胎する社會罪惡を絶ち、國民融和の實現の爲めあらゆる力を竭して苦闘せり。而も現在社會の實相を觀るとき此の襲れる社會意識は尙牢固として抜くべからざるものあり、我同胞に對し甚だしき精神的痛苦を與へ、直接間接に其の社會的進出と經濟的向上を阻止しつゝあり。惟ふに、封建制度の遺弊に過ぎざりし人間賤視の陋習は、最近社會關係の推移と思想的分立の渦中に在りて新らしき存在意義をもつに至り、我同胞への桎梏を加重しつゝあり。我等は先づ人間性の原理に徹し我同胞の置かれたる全生活の現實に立脚して其の運動を進め我等にのみ負はされたる社會的使命

を遂行せざるべからず。

我等は同志の「層鞏固なる團結の下に今後の融和運動をして單なる差別撤廢の精神的運動のみに止めず、全面的に進歩せしむること」に依つて融和の社會の到来を期せんとす。茲に發達同仁會創立十周年記念大會を開催するに方り、我等の所信を披瀝して吾々これを天下に宣す。

3 綱 領

一、我等は内部同胞の自覺を喚起し經濟的社會的政治的自由の徹底を期す。
二、我等は嚴正なる科學的批判と對策に依り封建的賤視觀念の根絶を期す。
一、我等は人間性の原理に徹し帝國民衆共存共榮の實現と其の精華を期す。

4 會 則

(昭和五年十月十二日改正)

第一條 本會ハ信濃同仁會ト稱シ事務所ヲ上田市新参町(上田市役所構内)ニ置ク
第二條 本會ハ人生平等ノ大義ニ則リ舊來ノ陋習タル不自然無理由ナル感情的差別ヲ撤廢シ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ目的ヲ達スル爲必要ナル各般ノ事業ヲ行フ
第四條 本會ノ趣意ニ賛同スル者ヲ以テ會員トス
第五條 會員ヲ分ツテ普通會員及維持會員ノ二種トス
普通會員ハ年額六十錢維持會員ハ同五圓ヲ本會ニ納入スヘシ

第二章 融和團體の組織及事業概要

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ三ヶ年トス

但シ再任ヲ妨ケス

一、理事 十五名以内

一、本部委員 若干名

第七條 理事ハ本部委員中ヨリ互選シ理事中ヨリ理事長一名、副理事長一名、會計一名ヲ互選ス

第八條 理事長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第九條 理事ハ理事會ヲ構成ス、理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、本會ノ事業ヲ行フニ必要ナル重要事項ノ議決

一、本部委員會ニ附議スヘキ事項ノ議決

一、決算ノ認定

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議決

第十條 本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

顧問及相談役ハ理事會ニ於テ推薦ス

第十一條 本部委員ハ支會又ハ郡市協議會ヨリ選出ス

第十二條 本部委員ハ本部委員會ヲ構成ス、本部委員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ノ議決

一、事業計畫ノ議決

一、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メ理事會ノ議決ヲ經タル事項ノ議決

第十三條 本會ニ左ノ四部ヲ置キ事業ヲ分掌ス

第三編 融和事業團體

- 一、會務事業部
- 一、融和實行部
- 一、青年部
- 一、婦人部
- 第十四條 各部部長各一名ヲ置キ理事中ヨリ理事長之ヲ選任ス
- 第十五條 各部ノ部則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十六條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會務ヲ掌ル
 - 一、融和主任 若干名 一、主 事 一名
 - 一、書記 若干名 一、囑 託 若干名
- 職員ハ理事長之ヲ任免ス
- 第十七條 本會ハ必要ナル都市ニ支會ヲ設クルコトヲ得
- 支會ノ會則ハ第二十一條ノ規定ヲ除クノ外本部ノ承認ヲ經テ各支會ニ於テ別ニ定ム
- 第十八條 支會ノ設置ナキ都市ニ都市協議會ヲ置ク
- 都市協議會ハ都會委員ヲ以テ構成ス
- 第十九條 都市協議會ハ年一回開會シ其ノ都市ニ於ケル事業計畫ヲ議決シ及事業ノ經過ヲ報告ス但シ急遽ヲ要スル場合臨時會議ヲ開キ必要ナル議決ヲナスコトヲ得
- 第二十條 支會又ハ都市協議會ノ事業ハ之ヲ本部ニ報告スヘシ
- 第二十一條 支會又ハ都市協議會ヨリ選出スル本部委員ハ各部一名トス
- 第二十二條 本會ハ必要ナル町村(市ハ區)ニ都會ヲ置ク

- ヲ置キ本會ノ目的達成ニ努ムルモノトス
 - 第二十三條 都會會則ハ本部又ハ支會ノ承認ヲ經テ各部會ニ於テ之ヲ定ム
 - 第二十四條 理事會ハ年二回本部委員會ハ年一回之ヲ開會ス
 - 但シ理事長必要ト認ムル時ハ前項會議ノ臨時召集ヲナスコトヲ得
 - 第二十五條 本會ハ必要ト認メタル時本部委員會ノ議決ヲ經テ大會ヲ開催ス
 - 第二十六條 本會ノ經費ハ會費、補助金、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 - 第二十七條 本會々則ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス
- 5 役職員
- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 理事長 | 成澤任一郎 | 副理事長 | 成澤 勇 |
| 理事 | 平坂岩吉 | 理事 | 坂本海亮 |
| 同 | 宮下友雄 | 同 | 成澤安太郎 |
| 同 | 武 森太郎 | 同 | 田中邦治 |
| 同 | 小山市次郎 | 同 | 小林治雄 |
| 同 | 酒井信治 | 同 | |
| 本部委員 | 宮入源之助 | 外十六名 | |
| 融和主任 | 東山 範明 | 同 | 竹前致道 |
| 同 | 野澤健治郎 | 同 | 飯島幾太郎 |
| 主 事 | 成澤英雄 | 囑 託 | 西澤梅雄 |

6 支會及會員數

部事務所費補助、支會新設、形式的差別の除去、調査、研究、講師派遣、地方改善事業の指導幹旋

一、昭和八年度決算並事業計畫

- 1 豫算 總額 一三、六六四圓
 - 歳入 會費三、四二四圓、補助金七、一四〇圓(國庫三、五〇〇圓、縣二、二〇〇圓、中央融和事業協會一、四四〇圓)寄附金三、〇〇〇圓、雜收入一〇〇圓
 - 歳出 事務費一、五二〇圓、會議費二五〇圓、事業費一〇、〇四〇圓(俸給一、〇〇〇圓、融和主任費一、八〇〇圓、産業獎勵費二、一〇〇圓、教育獎勵費一、三八〇圓、青年聯盟費三〇〇圓、兒童融和教育費二〇〇圓、支會事務費二〇〇圓、諸會費一、二五〇圓)支會役員會費二五〇圓、講習會費四〇〇圓、講演會費四〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、印刷費八一〇圓、支會新設費一五〇圓、形式差別除去費三〇〇圓、國民融和日費三〇〇圓、調査員一五〇圓、研究費一〇〇圓、雜支出三〇〇圓、豫備費一〇〇圓
 - 2 事業計畫
- 融和主任の巡回(五名)、産業獎勵(産業並副業講習會、産業組合設置獎勵、更生計畫指導)、教育獎勵(高等小學、徒弟教育、補習教育)、青年及婦人對象施設(講演會懇談會等)、兒童融和教育(少年團少女團獎勵、參考資料配布)、講習會(兒童融和教育及産業經濟)協議會、講演會(中等學校八十回、警察署二八回等)、懇談會(町村單位二〇回)、印刷物發行(融和時報、其他)、國民融和日宣傳、支

二、協談懇談會

- 理事會三回、四〇名。本部委員會一回、二二名。職員協議會一回
- 七名。支會協議會八回、二〇〇名。支會創立準備會一回、一五名。
- 懇談會三五回、八六〇名。
- 三、調査、研究、視察等
- 政治教育普及徹底に關する參考調査一回、縣下關係町村全部二一七ヶ所、町村有権者數、議員定數、團結の可否及政治的自覺一般よりの得票見込、立候補適格者等調査。
- 差別事象及差別事件真相調査 一一箇所、差別事象の殘存、事件の發生地に付調査解決に努む。
- 融和問題研究會一〇回、本部事務所にて本部役員五名乃至六名出席。
- 四、普及宣傳に關する施設
- 町村講演會四回、警察署講演會二三回、警察官練習所講演會二回。
- 文書宣傳三件、國民融和日施設 文書宣傳二件、集會宣傳三件他團體聯絡一件。
- 五、差別事象及事件の對策
- 自治制關係四件、神社關係一二件、各種團體關係二五件、兒童關係四件、差別首飾八件、結婚關係一件、共有財產關係五件、差別的容姿六二件。

第二章 融和團體の組織及事業概要

第三編 融和事業團體

二三〇

六、内部自覚に關する施設
融和主任の巡回指導四七九回、内部自覚懇談會四七回、政治的自覺の喚起一同三〇〇箇所。

七、産業並經濟に關する施設

職業輔導講習會二〇回、産業獎勵助成三二團體、協議會一一四回更生講習會八回、職業紹介八名、産業經濟團體三八。

八、青年及婦人運動

信濃同仁會青年聯盟の活動八件。信濃同仁會婦人部の活動四件。

九、兒童融和教育

參考資料の配布三件、兒童融和教育研究會二〇回、指導三二箇所。

一〇、教育に關する施設

教育獎勵助成五一一名(高等小學三八名、補習學校二二名、中等學校一名)

一一、委員制度

町村部會委員 六五町村 一八四 同會の目的達成に努む。

一三、他團體との聯絡提携に關する事項

二〇團體

一四、其他

地方改善應急施設の指導幹旋、縣外派遣五件

四、支會活動概況

支會名 所在地 代表者 昭和七年度事業概況
上縣支會 上田市役所内 石巻筆治 集會六、差別事件一

一八 福井縣親和會

昭和七年十月三十一日同縣大飯郡本郷村役場樓上に於て部落經濟更生協議會を開催し、融和團體の組織に關し協議の結果委員を擧げて團體組織の具體的事項を更に協議することとした。超へて同年十一月十日午後一時小濱町公會堂に於て右委員會を開催し會則會名其他を議決し、茲に同八年四月より本事業を施行することに決定した。

一、要覽

一 會 則

第一條 本會ハ福井縣親和會ト稱シ事務所ヲ本縣社會課内ニ置ク

第二條 本會ハ汎ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、講演、講習、懇談會

二、育英獎勵

三、各種産業獎勵

四、功勞者表彰

五、融和促進上必要ナル調査研究

六、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第四條 本會ノ總旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

評議員 若干名

第六條 會長ニハ本縣學務部長ヲ副會長ニハ本縣社會課長ヲ推舉ス

評議員、理事、常務理事ハ會長之ヲ囑託ス

評議員理事ノ任期ハ二年トス 但シ再任ヲ妨グズ補缺ニ依リ囑託セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 會長ハ會務ヲ統理シ會議ヲ議長トナル副會長ハ會長ヲ補

第二章 融和團體の組織及事業概要

更級郡協議會 更級郡中津町 武森太郎 集會八、差別事件二

長水支會 長野市荒木 平坂岩吉 集會五、差別事件三

上高井支會 上高井郡須坂町 田中邦治 集會三、文書宣傳三

下高井支會 下高井郡聯合事務所 小林治雄 集會五、差別事件二

中信支會 松本市役所内 坂本海亮 集會一二、差別事件三

北佐久支會 北佐久郡北大井村 高橋鐵郎 集會六、差別事件三

埴科郡協議會 (未定) (未定) 集會五、調査三、差別事件二

南信支會 上伊那郡東春近村 飯島幾太郎 集會六、調査二

下水内支會 下水内郡飯山村 大熊政五郎 部會設立、差別事業準備會

南佐久支會 南佐久郡白田町 竹内春吉 部會設立、會員獲得集會八、巡回宣傳

佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 評議員ハ本會ノ事業其ノ他ニ付會長ノ諮問ニ應ス

第九條 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第十條 總會並評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク

但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ開クコトヲ得

第十一條 會議ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數

ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第十二條 評議員會ノ議決スベキ事項左ノ如シ

一、歳入出體算

一、決算認定

一、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項

第十三條 本會ノ經費ハ會費、獎勵金、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ充ツ

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則

本會則ノ變更ハ評議員會ノ同意ヲ要ス

2 役 職 員

會長(學務部長)並川義隆 副會長(社會課長)山崎 定

常務理事 笠島角次郎 理事 村上九八郎

理事 山本友太郎 評議員 二十八名

二、昭和八年度決算並事業計畫

二三一

- 1 豫算 總額 二、八〇〇圓
- 一、補助金二、五〇〇圓(國庫一、〇〇〇圓、町村三〇〇圓、中央融和事業協會二〇〇圓) 寺附金三〇〇圓
 - 二、歳入 事務費三三〇圓、會議費四〇圓、事業費二、三四六圓(育英獎勵費四〇〇圓、産業獎勵費一、三〇〇圓、講習宣傳費二三〇圓、「講習講演會費」一五〇圓、懇談會費五〇圓、融和日實施費三〇圓) 青年指導費二五〇圓、功勞者表彰費三〇圓、時報購入費三六圓、調査研究費一〇〇圓) 負擔費五〇圓、豫備費三四圓

2 事業計畫

總會(一回)、評議員會(一回)、育英獎勵(高等小學以上二十名)、産業獎勵、講習會(一回)、講演會(五回)、懇談會(一回)、融和日用ボスター調査配布(五〇〇放)、青年指導、功勞者表彰(三名)、融和時報配布(二〇〇部)、各種調査研究

一九 富山縣融和會

富山縣と中央融和事業協會との共同主催で、大正十五年二月二日から五日間につて融和事業講習會が開かれたが、この際の講習修了者を中心となつて本會創立が計畫され、同年四月十日其の創立を見るに至つた。

1 趣意書

人間が人間を蔑み差別すること程大きな罪惡はないと思ひます、

之は個人としても、亦國家としても相容るゝことの出来ない事柄であります。

四民平等の制の御宣布ありてより六十年、現今共存共榮の要が叫ばれ、四海同胞の萬唱せらるゝ折柄、我帝國内に於てかゝる忌はしき因襲の今猶存在することは實に現代の恨事と謂はなければなりません。特に我帝國が世界に向つて人種平等の正義を主張しつゝありながら、内に此の陋習の存在することは大いなる矛盾と言はなければなりません。

今日誰人と雖もかゝる差別が不穩當なる行爲であることに心附かないものはないのでありますが、たゞ感情として一抹のあるものが残存してゐるので之が過誤の根源をなしてゐるのであります。故に相互の融和は一君を奉じて萬民融然として陰み合ふ同胞相愛の大義に徹し差別の感情を一洗することによつて其の實を擧げることが出来るのであります。

従つて之れが解決は従前行はれました施設によつてのみ十全を期待し得ないのであります。どうしても人心の胸底に潜む差別觀念の芟除を直接目的とする融和運動の必要を認めざるを得ないのであります。

本縣に於ては幸にして未だ他の地方に見るが如き忌むべき不祥事を見るに至らないことは兎に角慶賀すべき事柄ではあるが、表面平靜に見ゆる社會の裏には差別に泣き蕩かに忍従しつゝある一部同胞のあることは否むことの出来ない事實であります。吾等は少くとも我が富山縣には斯る事象の根絶を期せんとして、茲に富山縣融和會

の創立を見たのであります。

斯種の運動は單に一部分の人のみの活動によつて成果を收め得るものではないので、全國民の渾然一體となることによつてのみ期待することが出来るのであります。

茲に縣下有識の士に懇へ、地上の淨化に精進せんとするこの運動に参加せられんことを切に希ふ次第であります。

2 會 則

第一條 本會ハ富山縣融和會ト稱ス

第二條 本會ハ同胞相愛ノ趣旨ニ依リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧グルヲ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト

二、縣内町村ニ於ケル産業ノ連絡提携ヲ圖ルコト

三、融和事業ニ關スル調査研究ヲナスコト

四、必要ニ應ジ縣内各地ニ講演會講習會ヲ開催シ趣旨ノ徹底ヲ策スルコト

五、其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條 本會ハ事務所ヲ富山縣縣内ニ置ク

第五條 本會ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリ成立ス

一、會員ノ贈出金

二、寄附金

三、補助金

四、其他ノ收入

第二章 融和團體の組織及事業概要

第六條 本會ノ資産ハ確實ナル銀行若クハ郵便官署ニ預入ル、モ

ノトシ特別ノ事情アル場合ハ役員會ハ議決ヲ俟テ處理スルモノトス

第七條 本會ノ經費ハ左ノモノヲ以テ支辨ス

一、資産及資産ヨリ生スル收入

二、其他ノ收入

第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 本會ノ豫算ハ年度開始前總會ニ於テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ監事ノ意見ヲ附シ次ノ總會ニ報告スルモノトス

第十條 第二條ノ目的ヲ達シ年額五十錢ノ會費ヲ贈出スルモノヲ以テ會員トス但シ金五圓以上ヲ一時ニ贈出スルコトヲ得

前項贈出金額十圓以上ニ達シタルトキハ以後會員トシテ會費ヲ贈出セザルコトヲ得

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、理事 若干名

四、監事 若干名

五、幹事及書記 若干名

六、參事 若干名

第十二條 會長ハ本縣知事ヲ推薦スルモノトス

副會長ハ内一人ハ本縣事務部長ヲ推薦シ他ノ一人ハ總會ニ於テ

會員中ヨリ推薦スルモノトス

會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

第三編 融和事業團體

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之カ代理ヲナスモノトス

第十三條 理事及監事ハ參事ヨリ互選ス

本縣社會課長及社會事業主事ハ選舉ヲ用ヒシテ理事タルモノトス

第十四條 理事中ニ常務理事二名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 理事ハ本會ノ事業方法ニツキ審議ス監事ハ事務執行及資產ノ狀況ヲ監査ス

第十六條 幹事ハ會長之ヲ委嘱シ本會ノ庶務ニ從事スルモノトス

第十七條 參事ハ各郡市ヨリ選出シ重要ナル職務ニ參與ス

書記ハ會長之ヲ任命シ本會ノ事務ニ從事スルモノトス

第十八條 會員ヨリ推薦シタル副會長及役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第十九條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ役員會ニ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第二十條 本會ノ會議ハ總會及役員會ノ二種トシ總會ハ毎年一回之ヲ開キ役員會ハ必要ニ應ジ臨時之ヲ開ク但シ役員會ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議スルモノトス

第二十一條 役員會ハ總會ニ提出スヘキ事項及會長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ審議スルモノトス

第二十二條 緊急差遣キニシテ役員會開催ノ運ニ到ラサル場合ハ會長ハ理事會ヲ以テ之ヲ代決セシムルコトヲ得

二三四

第二十三條 總會及役員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ副會長之ニ當ル

第二十四條 役員會ハ役員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條 役員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可石

同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第二十六條 本會ハ會員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ解散スルコトヲ得ス

本會解散ノ場合ニ於ケル資產ハ役員會ノ決議ニヨリ本會ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 將來本會則ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

3 役員

會長(知事) 齋藤 樹 副會長(學務部長) 遠山信一郎

副會長 有澤與左衛門 常務理事(社會課長) 小玉 道雄

常務理事(社會事業主事) 草葉陸圓 幹 事 盛田 靜男

理事 鳥田 武吉 外 九 名

監 事 正村 五年 同 村下綱次郎

參 事 杉本儀三郎 外 八 二 名

書 記 山本 源次

4 支會及會員數 支會ナシ 會員 九一二名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 二、九三二圓

歳入 會員會金五〇〇圓、獎勵金二、三五〇圓、寄附金一圓、雜入三〇圓、前年度繰越金五〇圓

歳出 事務費九一五圓、會議費六五圓、事業費一、八四三圓(會報費八〇圓、宣傳費二五〇圓、講演講習費四八〇圓、懇談協議會費一〇〇圓、産業輔導費並經濟更生指導費六五〇圓、美化獎勵費五〇圓、史実調査費一五〇圓、表彰費三〇圓、雜費三三圓) 雜支出 五六圓 豫備費 五二圓

2 事業計畫

總會、青年講習會、婦人文化講習會、講演會、映畫會、融和日宣傳文書宣傳、産業輔導並經濟更生指導、美化獎勵、調査、表彰

三、昭和七年度事業概況

一、會 議

富山縣融和會第七回總會 一回、執行事項、報告、表彰、懇談等

役員會 一回、二七名。部落經濟更生協議會座談會 二回。三八〇名。融和促進懇談會並協議會 三回、三六〇名。

三、調査、研究、視察等

中部日本社會事業大會、講習會協議會等に對する出席實傳説及差別調査。

四、普及宣傳に關する施設

第二章 融和團體の組織及事業概要

融和促進講演並懇談會 八回。映畫會 一回。文書宣傳「融和時報」國民融和日施設 文書宣傳三件、集會宣傳三件

五、差別事象及事件の對策

差別事件の真相に付双方の意見を正し正當なる判斷の上に融和親善に努めつゝあり。

七、産業及經濟に關する施設

生業資金貸付 二團體、經濟更生協議會 二回、其他一

一一、功勞者表彰

個人 二名

二〇 鳥取縣一心會

大正十二年八月二十八日發の内務大臣訓令の趣旨に基き、同年十月三十日にその設立を見るに至り、左記趣意書の如く縣民一致の協力により縣下の融和問題解決に盡してゐる。

一、要 覽

1 趣意書

健全なる國家の基礎は國民相俱に國體の本義に基き人道の基調に従ひ共存親善の實を擧ぐるにあり一國文化の發達社會人類の進歩亦一に此に存す。

明治維新の初め 先帝長くも五箇條の御誓文を下し國政の大綱を示し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一帯國民に對する稱呼を廢し一視

2 事業計畫

講演會一二回、講習會三四回、宣傳、印刷物刊行、視察、産業奨励、懇談會、社會講座一〇ヶ所、經濟更生協議會、育英事業五〇名、支部補助、研究調査、青年聯盟事業

三、昭和七年事業概況

- 一、會 議 烏取縣一心會第九回總會 一回、一八〇名
二、協談懇談會等 評議員會 一回、一三名。融和同盟懇談會 五回、一八名
三、調査、研究、視察 部落實情調査 一回、全縣部落。視察一回、他府縣優良部落に付
四、普及宣傳に關する施設 婦入講習會 一回。融和同盟講演會 一回、講演並映畫會 五回
映畫會一〇回。文書宣傳「融和時報」 國民融和日施設 ポスター新聞宣傳
六、内部自覺に關する施設 社會講座 六回、青年聯盟總會 一回
七、産業及經濟に關する施設 産業奨励助成 麻裏草履製作講習會二件、製繩機購入二件、經濟更生協議會 同
八、青年及婦人融和運動 烏取縣一心會青年融和聯盟

一〇、教育に關する施設

教育奨励 四六名(高等小學及補習教育)

四、支部活動狀況

Table with columns: 支部名, 所在地, 代表者. Lists various branches like 烏取縣一心會, 烏取支部, 米子支部, etc.

二二 島根縣和敬會

大正十三年十月盤川郡今市町に於ける地方改良講演大會の際、別府島根縣知事の内部同胞有志との懇談を動機とし、菅本精覺(安濃郡波根東村立善寺住職)、馬場愷輔(盤川郡

長)、曾田達圓(盤川郡今市町大念寺住職)、土江喜代一郎(出雲同志會會長)、藤澤兼市(出雲同志會役員)、井戸内平藏(出雲同志會役員)等の斡旋の下に、縣下一般に對し同志を募りて融和團體を組織することとなり、大正十四年二月二十五日同會の創立總會を開催し、爾後各種の施設を講じてゐる。

一、要 覽

1 宣 言

人類平等ハ天地ノ公道ニシテ、賤視的差別ノ撤廢ハ社會國家ノ幸福ヲ増進スル所以ナリ、明治天皇御親政ノ初頭、長クモ五箇條ノ御誓文ヲ下シテ國政ノ大綱ヲ示シ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘキ旨ヲ宣シ給ヒ尋テ太政官ヲシテ一部國民ニ對スル稱呼ヲ廢シ四民平等ノ令ヲ發セシメ給フ。寔ニ數慮深遠感激ノ至リニ堪ヘサルナリ。

爾來年ヲ閱スルコト五十有餘年文物燦然トシテ國運ノ隆昌亦昔日ノ比ニ非スト雖、因襲ノ久シキ依然トシテ舊來ノ陋習ニ因ハレ動モスレハ融和親善ノ美ヲ傷クルノ事慮ヲ生セムトスルハ洵ニ遺憾トスル所ニシテ、仁慈ナル報應ニ對シ奉リ恐懼措ク能ハサルノミナラズ、人道上看過スヘカラサル痛恨事ナリトス

若シ夫レ現狀ヲ以テ推移セムカ、同胞相互間ニ於ケル溝渠ハ日ニ月ニ其ノ深サヲ増シ國家ノ富強ハ之ヲ期スルヒト能ハス、國民ノ幸福ハ之ヲ望ムコト能ハサルヘシ、吾人ハ世界ノ大勢ト、我國ノ情勢トニ鑑ミ、同胞親愛ノ大義ヲ闡明シテ、偏狹ナル感情ト固陋ナル思想ノ打破ニ努メ、賤視的觀念ニ基ク差別待遇ノ根絶

第二章 融和團體の組織及事業概要

ヲ圖リ、以テ社會共榮國民偕和ノ實ヲ舉ケ國運ノ發展幸福ノ増進ニ貢獻セムコトヲ期ス
一、廣ク社會ニ對シ本會設立ノ趣意、目的ノ普及徹底ヲ期スルコト
二、吾人ハ徒ニ矯激ナル運動ニ與セス、一致協力シテ賤視的觀念ニ基ク差別待遇ノ根絶ヲ期スルコト
三、賤視的差別觀念ニ基キ動モスレハ閉塞セムトスル門戸ヲ開放シ、人材登用ノ實現ヲ期スルコト(大正十四年六月二十日)

3 會 則

- 第一條 本會ハ島根縣和敬會ト稱ス
第二條 本會ハ同胞相愛ノ大義ニ則リ徹底的ニ差別的因襲ヲ排除シ融和親善ノ美風ヲ作興シ以テ社會ノ福祉ヲ増進シ國運ノ伸張ヲ圖ルヲ目的トス
第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ
一、共存共敬ノ觀念及宣傳
二、本會ノ目的ニ合致スル事業ノ奨助
三、爭議ノ解決
四、先進地方ノ視察
五、功勞者ノ表彰
六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
第四條 本會ハ本會ノ總旨ニ賛同シタル者ヲ以テ組織ス
第五條 本會ニ功勞アル者又ハ融和事業ニ關シ意見アル者ヲ名譽

第三編 融和事業團體

二四〇

會員ニ推薦スルコトアルヘシ
第六條 本會ノ事務所ハ之ヲ島根縣内ニ置ク
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名
幹事 若干名 地方委員 若干名
評議員 十四名 書記 若干名
第八條 會長、副會長ハ總會ニ於テ之ヲ推薦ス但シ副會長中缺員
ヲ生シタル場合ハ評議員ノ決議ニ依リ之ヲ推薦スル事アルヘシ
幹事、地方委員、書記ハ會長之ヲ囑託シ評議員ハ總會ニ於テ之
ヲ選舉ス

第九條 會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル
トキハ之ヲ代理ス
幹事ハ會務ヲ掌理ス
地方委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ部内ニ於ケル本會ノ事業ヲ助成シ
書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ庶務ニ従事ス
評議員ハ會長ノ招集ニ依リ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス
第十條 役員ノ任期ハ書記ヲ除キニケ年トス
第十一條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ評議員ノ決議ヲ經テ之ヲ推戴ス
第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告、役員選舉及決
議ヲ行フ但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ
第十三條 本會ノ經費ハ補助金、寄附金及雜收入ヲ以テ之ニ充テ
當分ノ内會費ヲ徵收セス

第十四條 本則施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム
4 役員
會長 恒松於鬼二 副會長 昌子充一
副會長 淺野三郎 幹事 馬場依輔
幹事 菅本精覺 同 井戸内平藏
同 土江喜代一郎 同 今岡榮
同 古瀬良逸 同 中村秀徳
同 平井健三郎 同 高見治夫
常任幹事 生松詮一 書記 赤木愛博
調査員 山本文太郎

5 支會及會員數
支會 無 會員 一、三五〇名
二、昭和八年年度豫算並事業計畫
1、豫算 總額 八、四七九圓
歳入 國庫獎勵金三〇〇〇圓、縣費補助金二〇〇〇圓、生業資
金借入金一、〇〇〇圓、生業資金償還金六三二圓、教育獎勵補助金
二〇〇圓、産業獎勵補助金四〇〇圓、寄附金八三七圓、雜收入一
〇圓、前年度繰越金四〇〇圓
歳出 事務費一、一五七圓、事業費五、〇四三圓(講演會費八四
〇圓、講習會費六〇〇圓、部落産業經濟獎勵金一〇〇〇圓、懇談
會費四〇〇圓、祝賀費一五〇圓、會報發行費六四八圓、パンフレ
ット發行費二四五圓、派遣費一〇〇圓、功績者表彰費三五圓、地
方委員費七〇圓、職業斡旋費一二五圓、教育獎勵費四〇〇圓、國

民融和日施設費一〇〇圓、調査費一八〇圓、雜費一五〇圓)會議
費四〇〇圓、生業資金貸付金一、〇〇〇圓、生業資金償還金六三二
圓、準備費二四七圓
2 事業計畫
講演會、講習會(青年一夜講習、婦人講座)部落産業經濟獎勵、懇
談會、祝賀、會報發行、パンフレット發行、派遣、功績者表彰、
職業斡旋、教育獎勵、國民融和日施設、調査諸會議、生業資金貸
付

三、昭和七年度事業概況
一、會 議
島根縣和教會第八回總會 一回 三〇〇餘名
協議事項決定及會報決議發表
二、協議懇談會
部落經濟更生協議會 二回 一五〇名、部落經濟懇談會 二二回
三四〇名

四、普及宣傳に關する施設
融和事業講習會一回、青年教化一夜講習會二回、講演映畫會三〇
回、文書宣傳「融和時報」國民融和日施設、文書宣傳二件、集會
宣傳一件、表彰一件
五、差別事象及事件の對策
差別首辭二件(差別首辭)
六、内部自覺に關する施設
部落更生懇談會二二回

第二章 融和團體の組織及事業概要

二四一

七、産業及經濟に關する施設
職業輔導講習會一〇回、生業資金貸付三團體、部落經濟更生協議
會二回、部落經濟更生懇談會二二回

八、青年及婦人運動
鹽沼村婦人融和聯盟
一〇、教育に關する施設
一、委員制度
地方委員 各都市に一名、委員數 (四名)
個人 一名
二、功勞者表彰
一三、他團體との聯絡提携に關する事項
三團體(島根縣教化團體聯合會、島根縣青年會、同女子青年會)

二二 岡山縣協和會
從來岡山縣には夙に備作平民會、岡山縣青年同志會岡山縣
同志會等何れも民間團體として相踵いで起り、業績亦見るべ
きものありしが大正九年に至り、時代の進運は官民聯合機關
の必要を認めしめ、同年七月二十三日岡山縣物産館に新團體
組織の協議會を開き、越へて八月五日新團體創立委員會を開
き、諸綱領を定め九月十九日愈々創立總會を開催して岡山縣

協和會と稱し會長は大原孫三郎氏を副會長に三樹樹三、岡崎熊吉兩氏を推し事務所を岡山縣廳内に置き各種事業を進め來つた。昭和五年三月大原會長、岡崎副會長の辭職により岡山縣知事を會長に學務部長及本會創立以來の功勞者原澄治氏を副會長に推し今日に至つてゐる。

一、要 覽

1 趣意書

自由と平等と博愛とこれ世界思想の主潮にして又實に天地の眞理也、言ふ勿れこれ西人の異説と、我聖人夙に四海皆兄弟といひ賢人亦萬物各一太極といへり然も階級の因襲は長く此の眞理を顯すことを爲さず先帝是に於て此の舊來の陋習を打破し給ひ四民平等の大義を宣布し給ひき爾來五十年文物燦然百物皆暢ふ、然も顧るに萬物一新の實未だ必ずしも遂ぐるなく聖明の赤子にして薄遇に泣くもの多々、嗚呼高飛んで天に反り魚淵に躍る、爲も人同じく生を技に享けて志空しく遂げず今尙黑暗の裡に沈淪す實にこれ現代の慎事非ずや、頃者有識口を開けば輒ち租界政策を唱へ或は勞働の理想を説く然も説いてこれに及ばず或は及んで一も爲すあるなし、吾人同志これを慨し竝に本會を組織して彼の公道を宣傳し以て同胞一團の聖念の實現を圖り自ら内に革めて其の向上を期せんとす、斯人全國無慮一十數十萬かくて各其志を得ば帝國の幸何ぞ之に如かん、人遺性一人同じ、踐むべし翼くは同胞有志の士幸に本會の趣旨に賛同し以て其の成を期せんことを。

2 宣 言
人間差別の陋習と同胞差別の惡風とは誤れる思想觀念と武門政

治の暴戾なる政策とに起因せる封建的制度的遺弊に外ならず、民族的に將又文化的に何等の根據を認め得ざるものは誠に讀者の風に確認し世人の漸く承認せんとする處なり、即ちそは舊習に提はれたる頑迷固陋の一部民衆が其胸底に鬱着せる因襲的階級差別觀念を排除し人間冒瀆の罪過を敢てせるものなり。
斯るが故に此等の惡風を免除し不合理なる觀念を一掃せんとする融和運動は實に差別民衆の慘禍を匡救するのみならず、實に一般民衆を其無意識に踏入れる人道的罪惡より救済するものなり故に融和運動は實に民衆の教化を目的とせる一種の啓蒙運動なりといふべし、されば今後に於ける我等の運動は一般大衆の蒙を啓發し其の猛省を要望するの方途に出づべし
希くば親愛なる滿天下の同胞諸君吾等の衷情を諒察せられて目的の達成に滿腔の同情と援助とを賜らん事を
茲に第十回總會を開催するに當り吾等の所信を聲明して一般大衆の猛省を乞はんとする所以なり。
昭和五年四月六日

3 會 則

- 第一條 本會ハ岡山縣協和會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ岡山市ニ置ク但シ必要ノ場所ニ支部ヲ設ク支部規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 本會ハ同胞協和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ總會又ハ役員會ノ決議ニ依リ適切ナル事業ヲ行フ

第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

會員ハ毎年金貳拾圓以上ヲ入金スルモノ又ハ一時金拾圓以上ヲ入金シタルモノニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シ其ノ進行ヲ期スルモノトス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ設ケ

- 會 長 一名
- 副 會 長 二名
- 幹 事 若干名(内一名ヲ常任トス)
- 評 議 員 若干名
- 地 方 委 員 若干名
- 名譽幹事 若干名
- 名譽顧問 若干名

第七條 會長ハ岡山縣知事ヲ推戴ス

副會長ノ内一名ハ岡山縣學務部長ノ職ニ在ル者ヲ委囑シ其ノ他ノ一名ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス常任幹事ハ岡山縣學務部社會課長ノ職ニ在ル者ニ委囑ス評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

地方委員ハ各地方ニ於テ選出シ會長ノ承認ヲ經ルモノトス但シ時宜ニ依リ會長之ヲ囑託スルコトヲ得

名譽幹事ハ岡山縣内各警察署長及岡山縣廳關係課長ノ職ニ在ル者ニ委囑ス

第八條 役員ノ任期ハ總テ二年トス

第二章 融和團體の組織及事業概要

第九條 會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ決議ス

地方委員ハ其ノ地方ノ事業ヲ助成ス

第十條 本會ハ毎年一回總會ヲ開催ス評議員會ハ必要ニ依リ會長之ヲ召集ス

但シ評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ評議員會開催ノ請求アリタルトキハ會長之ヲ召集スルコトアルヘシ

第十一條 本會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十二條 本會ノ經費ハ基金利子一般寄附金補助金會員贈金及ヒ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 本會則ハ總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附 則

- 4 役 職 員
- 會 長 (知事) 篠原英太郎
 - 副會長 (學務部長) 石井錦樹
 - 副會長 (原) 原 澄治
 - 幹 事 河本二五郎
 - 評議員 馬場正志
 - 外三百五十五名
 - 外三十名
 - 地方委員 船橋鐵衛
 - 外三百四十四名
 - 名譽幹事 橋本一朗
 - 外二十四名

第三編 融和事業團體

顧問 土屋正三 外八名
主任幹事 林 敬三 守屋 武
書記 梅崎秀雄 田中肇次
庶務 岡崎規矩吾 森川榮太郎
同 龍場徳雄 仁熊幸吉

5. 支會及會員數

支會 無シ 會員數 二、七五五名

二、昭和八年度事業計畫

1 豫算 總額 七六〇〇圓

歳入 年贈金五三〇圓、財産收入三〇圓、繰越金一、〇〇〇圓、補助金五、八〇〇圓(國庫三、五〇〇圓、縣費二、〇〇〇圓、中央融和事業協會三〇〇圓) 寄附金二〇〇圓、雜收入五〇圓

歳出 事務費二、九五四圓、會議費一五〇圓、事業費四、〇四〇圓(宣傳費一、三〇〇圓、「文書宣傳費」一〇〇圓、映畫費二〇〇圓、「講習費」一、三五〇圓「研究會費」一〇〇圓、講演會費三〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、大會費一五〇圓、講習會費六〇〇圓)、協和文庫費二〇〇圓、獎學費四〇〇圓、青年融和事業費二七〇圓、職業の輔導費二〇〇圓、融和團體負擔金及補助金二〇〇圓、臨時事業費「融和日、青年同盟、婦人部事業」三〇〇圓、設備費四五六圓

2 事業計畫

文書宣傳(融和時報、パンフレット發行)、映畫會(四〇箇所)、研究會(十週、講演會(四回及討論大會一回)、懇談會(關係者、地方役員會十回、教育者、地方有力者十回)、大會(一回)、講習會(男

二四四

女各三回)、協和文庫圖書購入、獎學者補助及講義録配布、職業輔導(徒弟養成十人)、融和團體設置補助、國民融和日、青年同盟、婦人部事業

三、昭和七年度事業概況

一、會 議 三、〇〇〇名

岡山縣協和會第十二回總會 一回 三〇〇名
經濟更生に関する具體的方法決議等

岡山縣協和會會員大會 一回 二〇〇名
市町村融和團體設立に関する件其他協議

二、協議懇談會等

委員會 一回、一五名。幹事會 一回、二〇名。評議員會 一回 七〇名 青年討論大會 一回、四〇〇名。懇談會 一〇回、二五一名。

三、調査、研究、觀察

研究會 四回、八〇名。青年同盟員、婦人部員、幹事及有志會同

五、普及宣傳に関する施設
自覺促進研究講習會一回、青年融和事業指導者講習會一回、婦人融和事業講習會一回、融和問題講演會九回、映畫講演會一四回、文書宣傳「融和時報」及パンフレット發行。國民融和日施設文書宣傳三件、交通宣傳一件、集會宣傳一件、ラヂオ放送

五、差別事業及事件の對策

差別官辭一件、神社關係一件、共有財産關係一件、寺院關係一件 學校關係一件、經濟問題一件

六、内部自覺に関する施設

懇談會一回、自覺促進研究講習會一回

七、産業並經濟に関する施設

經濟更生協議會 一三回

八、青年及婦人融和運動

岡山縣協和會青年同盟、運動項目四件。同會婦人部の事業、研究會、融和日宣傳

九、兒童融和教育

研究會 一回

一〇、教育に関する施設

兒童獎學補助 二五名。講義録配布 八名

一一、委員制度

地方委員 一三九町村 三四五名。宣傳、差別事字報告解決、地方狀況報告聯絡

一二、功勞者表彰

個人一名

市町村融和團體活動狀況

團體名	所在地	代表者	七年度事業概況
岡山市昭和會	岡山市役所	守屋松之助	集會八 融和日宣傳
和氣郡青年融和會	和氣郡藤野	早瀬 進	集會九 融和日宣傳
郷内村融和會	兒島郡郷内	大野 稔	集會七

第二章 融和團體の組織及事業概要

一三三 廣島縣共鳴會

多年融和問題の爲に活動を續けつゝあつた前田三遊、中村桂堂、河野龜市、上島定、其他の諸氏に依つて、大正十年三月本會は組織された。爾來これら幹部の熱誠と活動とにより、倍々その實績を挙げつゝあつたが、一層完全に國民運動の形態を採ることとし、從來の組織を改廢し、昭和六年四月

より事務所を縣廳内に移し、更に運動分野の擴大を期して活動することとなつた。

一、要 覽

1 趣 意 書

甚しいかな人道の輕視せらるゝや、是れが爲に塵を呑み、是がために恨みを抱く者、古來渺しとなさず。凡そ生を人間に棄くる者は、皆齊しく均等の人格を認められざるべからず然も因習の久しき、尙住々人格を無視し、他を遇するに、奴隸人を以てする者あり何ぞ顧みざるの甚しきや。萬人一様に、尊重なる存在たることは、何人も否定すべからざる所、蓋し各人の存在は、之を縦にしては億萬劫に亘りて、唯一人あるのみ、之を横にしては千里に彌りて、唯一人あるのみ、其の形似心狀、素より一ありて二なし、尊重なること萬物に超ゆ況んや人壽百歳を踰ゆる者、罕なるに於てをや、爾く尊重にして爾く短命なる者、何ぞ自卑自弱に安んじて他の侮辱を甘受し漫りに屈從すべけんや。然れども、此存在の尊貴なる以所を識る者はまた自から勉め自から勵みて、須らく其天與の恩資を、空しくせざらんことを期すべきなり、是に於てか大に教育の必要あり、世の人道を輕視する者と、是が爲に侮辱せらるゝ者とは、共に等しく教育して、かの時代錯誤たる、人格無視の言動を滅せしめざる可からず。朝廷既に明治四年を以て、國民平等を宣示せられ、先帝に於かせられては明治二十三年大詔を煥發せられ億兆心を一にし博愛衆

に及ぼすべきを、詔諭し給へり、然も今に至る迄、尙未だ差別的待遇の、全く撤廢せられざるは、深く之を遺憾となす、乃ち我等同志は茲に人道の大義に基き、同胞相愛を高唱し、以て社會共存の眞義と、國民一家の名實とを全うせんとす、仰ぎ翼はくば同感の士、我等の衷情を諒として此志を成さしめ給はんことを。

2 聲 明 書 (昭和六年四月組織變更に際して)

大正十年三月、斯道の先覺者故前田三遊氏は、同愛の士と相圖り廣島縣共鳴會なる融和團體を組織した。顧みるに、その當時は未だ黎明期で、融和問題の何たるかを社會的に認識されてゐなかつた時代である。此の秋に當つて、早くも社會正義の法則を執り法鼓を擧つて人間の尊嚴を廣く社會に問ふたのは本會である。それは正さに青天の霹靂であつた。吾等は此の光輝ある本會の歴史に自らの誇りを感ずるものである。然し此の輝かしき歴史の裡にも、涙ぐましき草創の艱難があつた事を忘れてはならぬ。爾來滿十年、其の間幾干の消長起伏なしとしないが、意氣と熱をもつて綴る本會の歴史は多難なりし融和運動の尖端にあつて克く最善の努力を拂ひ、使命の遂行に躊躇を感らなかつた事を告げてゐる。かくて社會の情勢は漸く一變するに至つた。問題の理解と與論の喚起に成功したのである。融和運動の趨勢は今や之を必らずしも一部國民の運動として坐視傍觀するが如き態度を斷じて許さない時代になつた。即ち本問題の解決は國民共同の責務なるを以て、之を國民運動として進展せしめんとする機運を醸成したのである。之は謂ふ迄もなく過去の努力に結果する社會の一大

進化であるが、固より本運動は社會の現段階をもつて満足する事は出来ない。

憶ふに、本會は過去十年間に亘り克く傳統の精神を確守し、一貫して民間團體としての特色を支持して來た。然しながら時運を洞察して、今後は完全に國民運動の型態を探ることにした。乃ち從來の組織を改廢して官民の合同を策し、國民の總動員に期待して差別の牙城を衝かんことを試みるものである。

本會の前途はかくして益々多忙である。残存せる差別象を絶滅すべき固より、更らに進んでは融和の障害たる封建的諸遺制の打破を敢行して、積極的に人類相愛の精神を振作すべく、運動分野の擴大と、新なる使命とを認識するものである。

さりながら、吾等の將來には幾多の困あるを豫想せざるを得ぬ。紛なくとも融和問題に關する限り、相當長き年月に亘りて苦闘すべく本會は約束づけられてゐる。希くは、面目を一新せる本會の意圖を諒とし、本會の活動を一層援助せられん事を。

3 規 約

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ廣島縣共鳴會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ廣島縣學務部社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ正義人道ノ大義ニ則リ國民諸和ノ實ヲ學クルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

第二章 融和團體の組織及事業概要

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、融和觀念ノ普及徹底

三、融和ノ障礙タルベキ事象ノ除去

四、社會生活ニ於ケル機會均等ノ實現

五、差別紛争事件ノ解決

六、機關誌並參考資料ノ刊行

七、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會 員

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ加入シタル者ヲ以テ組織ス

會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚ス者アリト認

メタルトキハ評議員會ノ議決ニヨリ除名スルコトアルヘシ

第四章 機 關

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會 長 一名

二、副會長 二名

三、理事長 一名

四、理事 若干名

五、監 事 若干名

六、評議員 若干名

會長ハ廣島縣知事、副會長ハ廣島縣學務部長ノ職ニ在ル者及評

議員會ニ於テ推薦シタル者、理事長ハ廣島縣學務部社會課長ノ

職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ評議員ハ總會ニ於テ理事及監事ハ評

議員會ニ於テ推薦シ會長之ヲ委囑ス

第三編 融和事業團體

役員ハ凡テ名譽職トス
 第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス
 第八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス
 第九條 理事長ハ會務ヲ掌理シ理事會及評議員會ノ議長トナリ會長副會長共ニ事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス
 第十條 監事ハ會務ノ執行及會計ノ狀況ヲ監査ス
 第十一條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 第十二條 役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ行フ
 第十三條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク
 第十四條 理事會ノ職務權限左ノ如シ
 一、評議員會ニ附スル提案ノ審議
 二、豫算ノ追加更正ニ關スル議定
 三、其ノ他重要ナル會務ノ議定
 第十五條 理事會ハ必要ニ應ジ理事長之ヲ招集ス
 第十六條 理事會ノ議決スヘキ事項ニシテ緊急ヲ要スルモノアルトキハ理事長ニ於テ專決實施スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ理事會ニ之ヲ報告ス

ノ理事會ニ之ヲ報告ス
 第十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ
 一、歳入歳出豫算ノ議定
 二、決算ノ議定
 三、諸規程ノ議定
 四、事業ニ關シ總會又ハ理事會ニ意見ノ提出
 五、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項ノ議定
 第十八條 評議員會ハ毎年一回以上理事長之ヲ招集ス
 第十九條 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時總會スルコトアルヘシ
 第二十條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第二十一條 本會員ハ本會ノ支部ヲ設置スルコトヲ得
 第二十二條 本會ノ經費ハ寄附金、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
 第二十四條 本會ノ決算ハ事業報告ト共ニ毎年總會ニ之ヲ報告ス
 第二十五條 本規約ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本規約ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
 第二十七條 本規約ハ總會ノ承認ヲ經ルニ在ラザレバ變更スルコトヲ得ス

4 役員

會長(知事) 湯澤三千男 副會長(事務部長) 鈴木省吾
 理事長(社會課長) 吉武 惠市 理事 (一〇名)
 評議員 (五七名) 顧問 中村 桂堂
 顧問 阿野 龜市 監事 石井貞之介
 主 事 木村 徹英 同 中本 清
 同 三田村文雄 書記 福井 昭

5 支部及會員數

支會 二五 會員 一三、〇〇〇名

1 豫算總額 一二、五二五圓
 歳入 補助金七、四〇〇圓(内務省四、二〇〇圓、縣二、五〇〇圓、中央融和事業協會七〇〇圓)、雜收入三、一〇〇圓、寄附金二、〇〇〇圓
 前年度繰越金二五圓
 歳出 事務費一、一〇一圓、會議費五一〇圓、支部費一、二五〇圓、事業費九、五四〇圓(講習會費一、三五〇圓、講演會費六五〇圓、國民融和日宣傳費五〇〇圓、文書宣傳費一、七四〇圓、調査及調停費三〇〇圓、研究座談會費五〇〇圓、獎學費一、〇〇〇圓、産業組合獎勵費五〇〇圓、地區指導費二、七〇〇圓、視察費三〇〇圓)、設備費一、二四圓

第二章 融和團體の組織及事業概要

2 事業計畫
 總會並役員會、支部設置並補助、講習會(融和事業一〇、經濟問題四)、講演會(五〇箇所)、國民融和日宣傳、文書宣傳(共鳴及小冊子)、調査及差別事業及事件調停、研究及座談會、獎學、地區指導産業組合獎勵、視察
 一、會 議
 廣島縣共鳴會第十一回總會、一回、九〇〇名、知事諸問答申及各支部提出事項協議
 二、協議懇談會等
 協議會 四回、三二〇名、經濟更生に關する協議。理事會三回、四五名。評議員會 二回
 三、調査、研究、視察等
 調査 五回、差別事件、道路問題に付。研究 三回、八二名、經濟更生方策に關し行ふ
 四、普及宣傳に關する施設
 青年講習會 一回、婦人講習會 一回、講演會 二一回、中等學校講演會 五回、宗教家講演會 一回、映畫會 三九回、文書宣傳「共鳴」發行、融和施設 三件
 五、差別事業及事件の對策
 差別言辭 一件(學校關係)
 六、内部自覺に關する施設

内部自覚座談會 一九回

七、産業及經濟に關する施設
職業輔導講習會 二件、産業獎勵助成 二件、生業資金貸付一團
體、産業經濟團體 五團體、産業經濟調査視察 三件
一〇、教育に關する施設
教育獎勵 三三名

四、支會活動狀況

Table with columns: 支會名 (Branch Name), 所在地 (Location), 代表者 (Representative), 七年度事業概要 (Summary of 7th Year Activities). Lists various branches like 賀茂郡北部支部, 山縣郡西部同, etc.

Table listing representatives for various branches: 生口同, 忠海同, 竹原同, etc., with their respective representatives.

二四 山口縣一心會

同會は同胞融和促進のため、大正十二年五月十一日に發せられたる縣議會第一號の趣旨に基き、官民合同組織の有力なる全縣的融和機關設立の要を認め、同年七月計畫を立て十一月に至り、縣社會課内の議を纏めて基礎案を作成し、翌十三年三月一日を以てその創立を見るに至り、爾來活動をつづけてゐる。

一、要綱
人は人として等しく尊きものである。人は人として同じく生かすべきものである。目してはならない、潰されてはならない、此の

觀念から出發したる人類相愛は全人類の理想である。相互扶助は社會人の道徳である。機會均等の國家人は要求である。まして同胞民族、同胞民間に於て其れは永劫變る事無き人道であり、正義であらねばならぬ。

長くも 明治天皇は夙に一視同仁の觀慮より、明治四年八月二十八日太政官布告を以て階級廢止を命せられた。然るに五十餘年後の今日、猶、未だ因襲上の差別的觀念と之に胎胎せる差別的事象とによつて、同胞の間忌はしき感情の溝渠を築き、時に反目して憂ふべき諸種の事件を惹起するの跡を終たざるは、先帝海岳の御聖旨に對し奉り恐懼措く能はざるものあるのみならず、人生の不辛之れより大なるはあるまい。是れでどうして、完璧無缺なる國民精神の振作が圖り得られうか。民族の安榮と社會の福祉とが望み得られうか。

人は横に並ぶ時にお互に手を握つて快く交る事が出来る。人は縦に並ぶ時にお互に力を合はして重いものを曳く事が出来る。其れはお互に地平線に立つからであり、力量に應じて負擔を分ち得るからである。其處に平等と自由とがある。斯くお互に統整ある平等と律度ある自由とによつて、初めて生活の幸福を領する事が出来るのである。

時代の旭陽は三竿の高きに昇つて居る、差別の間に眠れるものは覺めなければならぬ。閉せる賤視の扉は開かれなければならぬ。そして全ての者は、遍照善美なる親和の光に浴して、各の人生を手を取り合つて喜ばなければならぬ。

第二章 融和團體の組織及事業概要

その間を破り、其の光を齎し萬人協和の顯現に努むること、洵に本會の使命である。
第一條 本會ハ山口縣一心會ト稱シ事務所ヲ山口縣廳内ニ置ク
第二條 本會ハ同胞融和ノ完成ヲ期スルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルヲメ左ノ事業ヲ行フ
一、差別觀念撤廢ノ宣傳
二、人事相談
三、融和懇談會ノ開催
四、各種關係團體トノ提携聯絡
五、其ノ他必要ト認メタル事項
第四條 本會ハ市町村ニ分區ヲ置ク
第五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
會長 一名 山口縣知事ノ職ニアル者
副會長 二名 山口縣學務部長及警察部長ノ職ニアル者
常務委員 一名 山口縣社會課長ノ職ニアル者
委員 若干名 會長ノ委嘱ニヨル者
幹事及書記 若干名 會長之ヲ任免ス

第三編 融和事業團體

二五二

分 區 長 若干名 市長村長ノ職ニアル者ニ會長之ヲ委嘱ス
 分 區 委員 若干名 分區長ノ推薦ニヨル者ニ會長之ヲ委嘱ス
 第六條 職員ノ職務左ノ如シ
 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 常務委員ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理シ會長副會長ニ事故アル
 トキハ其ノ職務ヲ代理ス
 委員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ナル事項ヲ調査審議ス
 幹事ハ會長及常務委員ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
 書記ハ常務委員幹事ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
 第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ再委嘱ヲ妨ケス
 第八條 本部委員會ハ會長ニ於テ分區委員會ハ分區長ニ於テ隨時
 之ヲ招集ス
 第九條 本會ノ經費ハ獎勵助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之
 ヲ支辨ス
 第十條 本會ハ分區ノ事業ニ對シ助成金ヲ交付スルコトアルヘシ
 第十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
 一日ニ終ル

4 役 職 員
 會 長 岡田周造 副會長 白戸半次郎
 副會長 安井章一 常務委員 井口正夫
 幹 事 木村 堯 同 島田 教治

5 支會及會員數

支 會 二一九 會 員 一、五六六名

1 豫算 總額 五、六三五圓

歳入 繰越金 一〇圓、補助金 五、六〇〇圓(國庫三、八〇〇圓
 縣一、六〇〇圓、中央融和事業協會 二〇〇圓)雜收入 二五圓
 歳出 事務費 一、二三一圓、會議費 六〇圓、事業費 四、二八九
 圓(講習會費 七五〇圓、講演會費 四〇〇圓、懇談會費 六一〇
 圓、研究會費 九五圓、囑託講師費 三〇圓、融和週間費 三〇〇
 圓、融和事業大會費 一二〇圓、表彰費 三〇圓、青年聯盟費 二
 五〇圓、時報費 二九四圓、パンフレット費 五〇圓、副業施設費
 三〇〇圓、特定地指導費 二〇〇圓、經濟更生地區施設費 三〇〇
 圓、美學費 四〇〇圓、調査旅費補助費 五〇圓、諸會派遣旅費補
 給費 五〇圓、融和團體補助費 六〇圓)豫算外 五五圓

2 事業 計 畫

委員會(二回)、講習會(町村吏員講習會 二ヶ所、中堅青年講習
 會三ヶ所、婦人團體幹部講習會 二ヶ所、青年講習會 六ヶ所、家
 庭講習會 五ヶ所、男女青年修養會)講演會、(講演會二〇ヶ所 大
 講演會 二ヶ所)懇談會(教化關係者懇談會 三ヶ所、指導者懇談
 會、内部懇談會 一〇ヶ所、小地區懇談會 五ヶ所、履着者懇談會
 二ヶ所)研究會(融和事業研究會 一回)融和教育研究會 三ヶ所
 囑託講師(五八人)融和週間、融和事業大會表彰(三人の贈定)青年
 聯盟、文書宣傳(融和時報 毎月二、五〇〇部、パンフレット一、〇
 〇〇部、雜誌利用)副業施設、特定地指導、經濟更生地區指導、教

育獎勵(學費補助二〇人)先進地團體視察(五人)諸會派遣(五人)融
 和團體補助(六團體)事業調査、調査、事件調停

三、昭和七年度事業概況

一、會 議
 第七回山口縣社會事業大會 一回、二五〇名、宣言發表、「非常時
 日本ノ現代に鑑み速かに同胞融和ノ實現を期すべし具體方法」議
 一、協議懇談會
 部落經濟更生協議會 五回、一二〇名、縣單位 一、町村單位四
 部落懇談會 一三回、一、五〇〇名、履着者懇談會 一回、一〇名。
 融和問題懇談會 二〇回、六〇〇名
 四、普及宣傳に關する施設
 指導者講習會 二回、青年講習會 二回、青年一日講習會 四回
 家庭講習會 一回、一、般講演會 三回、縣設男女修養會利用講演 二
 回。文書宣傳「融和時報」「社會事業」發行。國民融和日施設 文書
 宣傳 二件、集會宣傳 三件(一週回)
 五、差別事象及差別事件の對策
 差別言辭 一件
 六、内部自覺に關する施設
 内部自覺向上研究會 一回、内部懇談會 一回
 七、産業及經濟に關する施設
 職業補講講習會 一回、經濟更生協議會 縣單位 一回、町村單
 位 四回
 八、青年及婦人融和運動

第二章 融和團體の組織及事業概要

山口縣一心會青年聯盟、山口縣一心會青年聯盟女子部

九、兒童融和教育
 兒童融和教育研究會 一四、八五名
 一、委員 制度
 山口縣一心會委員 二一九市町村 九七五名、一心會の事業振展
 二努
 一二、功勞者表彰
 個人 二名
 一三、他團體との聯絡提携に關する事項
 一團體(全國水平社山口縣支部)

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者
高森町共和會	玖珂郡高森町	山本兼三郎
		町内融和促進に努力 特に融和週間中宣傳 に努む

七年度事業概要

二五 和歌山縣同和會

和歌山縣に於ける融和施設としては、從來縣費補助政策を
 樹て、所謂部落改善施設を爲すに過ぎなかつたが、多年の
 因襲は到底種種施設のみを以て解決すべきでなく、眞の融和
 は最も穩健な方法により、純眞なる理解を與ふべく精神運動
 に俟つべきを認め、其の機關として融和團體の組織に着手す

二五三

るに至つた。

大正十二年一月差別撤廢に關する告諭の發布、毎年三月一日の協調諸和日の施行等に依つて、融和團體設立の機運を促し次で縣下四十三ヶ所に於て、郡當局協議會、町村協議會を開催したが、此の會合人員一千八百三十六人は所謂町村に於ける中心人物で、これら理解者を網羅し、漸くにして準備を了したるを以て、愈々會員募集に着手し大正十三年一月十九日創立協議會を開催し、三月十六日第一回總會を開催して諸般の基礎を固め、爾來各種の運動施設に盡瘁してゐる。

一、要 覽

1 和歌山縣同和會の精神

陛下の赤子として、日本國民として、而して人として、尊い血系を一つにした我七千萬同胞の人格は、斯くて亦、我縣民八十萬同胞の人格は、お互に全き唯一のものである。其處には微塵の疎隔も間隙もあつてはならない。若しこの等しい尊い而して唯一つであるべき互の人格が、かりそめにも理由のない因襲、偏見我執それから物質的の懸隔、陋見、利己——左様したくぢらないもののために迷はされて我等同胞の心が、互に融台同和、一體一致を缺くことがあつたら、それこそ、我等は赤子として、何の申譯が相立つてあらうか。時世は日に進む人心の自覺は月に伸びる。縣民の文化はますます、展げ、その生活はいよいよ、向上し密接する。而して社會の關係が歲に複雑となりつゝある、若し、このうちに

我等縣民同胞のお互の心の何處かに、そうしたつまらない無自覺の暗が潜れつてゐるとしたら、縣同胞の心が自づと隔離され反噬させられて動もすると社會人心は動搖の波風が熾たち、そこに幾多の不幸が隠され、八十萬縣同胞の平和と融和は傷はれねばならない。所謂「社會問題」なるものが紛糾し、解放とか改造とかの叫びが野に閉え、運動とか争議とか巷に起るとせば、即ちその結果なのだ。それにつけても我等が何よりも第一に、くれぐれ誓めなければならぬのは、夫等の思想言動が苟しくも、我等の生活幸福の源である我等の社會の秩序と平和を無からせはならないことである。謂ふ所の社會の秩序と平和——そこには他までも國家國民とし、社會公人としてのお互の尊い義務と而して尊い權利に對してお互に心からの責任と尊重と正義と公正と規律と連帯とがなくてはならぬ、而して他までも、人間同胞としてお互に心からの人格尊重と相愛相助と、禮節徳義がなくてはならぬ。秩序の下に保れない解放も改造も如何なるものも、例へ其精神に於て如何に正しくとも、その結果は社會平和の破壊であり、同朋同志の毀損であり、然らざれば人間の頹廢である、斷じて謂ふ、總ての社會的事業は他までも秩序と平和ある改良建設であり、向上進歩であらねばならぬ。

思へ——人は唯自分獨りの力で生れて来ては居らなればかりでなく如何に狂ふても獨の力で生きたれない、ましてや獨ボツチで幸福に生きやうなどは夢にも出来たことではないのは、毎日食てる飯粒一つの上にも、顔面の事實でないか。我等は總ての同胞をざし互の社會と生活の上に眞の平和と融和を完うするために勇ましく手に手把つて立つの秋が来た、そこに我等同胞一切の榮光がある。

和歌山縣同和會はこの精神の下に生れ、この精神の上に立つ、

2 規 約

- 第一 本會ハ和歌山縣同和會ト稱ス
- 第二 本會ハ共存互助ノ本義ニ則リ益々融和親善ヲ厚クシ相互ノ融和増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、諸和團體ニ關スル施設
 - 二、産業發展ニ關スル施設
 - 三、修養向上ニ關スル施設
 - 四、其ノ他前條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 第四 本會ハ當分ノ内務務所ヲ和歌山縣廳内ニ置ク
- 第五 本會ハ本會ニ入會ヲ申込ミタル會員ヲ以テ組織ス
- 第六 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會 長 一名 副會長 二名
 - 評議員 三十二名(各郡市四名宛)
 - 幹 事 若干名
 - 參 事 若干名
 - 第七 會長ハ本縣知事ヲ推シ評議員ハ各郡市ニ於ケル本會々員ノ互選トス
 - 副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス
 - 參事ハ會長之ヲ指名ス

等しく扶けることによつて、而して我等は總ての、同胞から等しく扶けられることによつて、我等の家も、業も身も心も共に幸福な完き、正しい生活を初めて誓ふことが出来るのだ、この社會連帯の尊い舞臺を、この共存互助の尊い公德こそ、まことに人類社會共榮の礎なのである。

亦、思へ——人間は、唯自分のみを愛することのみによつて幸福に生きることが出来るか又自分のみを愛する心のみによつて眞に他人を扶けると共に他人からも眞に扶けてもらふことが出来るか、絶対に出来ないことは、自分の愛の毛一本の上すら、それは眞實の事實でないか。我等は總ての他人を自分と等しく愛することによつて、總ての他人を我同胞として扶け、我等は總ての他人から等しく愛されることによつて、總ての他人から同胞として扶けらるゝのだ。この世道人心の尊い舞臺こそこの人間相愛の尊い舞臺こそまことに正義人道の熱であり、光である。

我等が眞に同胞として、互により深く愛し合ひ、より強く扶けあふなめには、先づ互の心が一切の陋習から洗ひ清められ、眞に至純な相互人格尊重の誠に徹して、その誠の心と心とによつてより深く相接し、より強く相觸れ、より厚く相知らねばならぬ。身を振つて人の痛さを諷る誠の心は人々が互の温かい握手と抱擁から生れるものだ、その誠の心の岩根からこそはじめて、人間愛の泉は澄々として湧きに湧きそこに社會の平和が緑の芽をめぐみ正義人道の匂しい花が咲く。

八十萬縣同胞が等愛この人間相愛の泉を掬み正義人道の花をか

第三編 融和事業團體

二五六

幹事ハ會長之ヲ選任ス

第八 會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之レヲ代理ス

參與ハ本會ノ施設一切ニ參與シ意見ヲ陳フルコトヲ得

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

一、毎年度收支豫算

二、同決算ノ認定

三、本會ノ施設スヘキ事業

四、其ノ他重要ナル事項

第八ノ一 本會ノ會務ヲ處理スル爲メ會長ニ於テ必要ト認ムルト

キハ左ノ職員ヲ設置スルコトヲ得

職 名 若干名

事務取扱 若干名

第九 評議員會ハ會長之レヲ召集シ其ノ半数以上ノ出席アリタル

場合ニ會議ヲ開クモノトス

評議員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

之レヲ本人ト見做ス但シ代理人ハ評議員タルヲ要シ且一人ニシ

テ二人以上ヲ代理スルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會長ニ差出スヘシ

第十 副會長及評議員ハ任期ヲ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十一 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク但シ臨時總會ヲ開ク事ヲ

得ルヘシ

第十二 本會ニ要スル經費ハ補助金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之

レニ充ツ尙不足スルトキハ會費ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十三 本會ノ會計ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第十四 本會ノ職員ニシテ本會ノ總旨ニ反スル言動アリト認メタル

トキハ評議員會ノ決議ニヨリ退會セシムルコトアルヘシ

第十四ノ一 本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク

支會ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ其ノ支會ニ於テ必要ト認ムル事業

ヲ行フ

支會ハ其ノ經費ニ充ツル爲メ必要アルトキハ會長ヨリ支會費ヲ徵

收スルコトヲ得

本會ハ支會ヲ助成スル爲メ毎年度豫算ノ定ムル範圍内ニ於テ經

費ヲ交付ス

支會設置數及區域ハ別ニ之レヲ定ム

第十五 市町村其ノ他ニ於テ本會ト總旨ヲ同フスル各種會同ヲ組

織シ會長ニ於テ適當ト認メタルトキハ其ノ會ノ承諾ヲ得テ之レ

ヲ本會事業ト見做シ本會ハ之レニ援助ヲ與ヘ常ニ相互ノ聯絡ヲ

圖ルモノトス

第十六 本會規約ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル

ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

三 役職員

會長 若水良策 副會長 井下紀男

副會長 貴志二彦 評議員 三十二名

勸、兒童融和教育運動助成、青年運動助成、生業資金貸付

三、昭和七年度事業概況

一、會 議

和歌山縣同和會第九回總會 一回一、一〇〇

各、未開拓地帯に組織的運動を組織せしむる

三 具體的方法其他協議

二、協議懇談會

評議員會一回、二五名。全縣下融和事業指導者懇談會二回、八〇

融和問題懇談會 二七回 八七〇名

三、調査、研究、視察

經濟更生運動基本調査として各郡に渉る極めて詳細なる經濟調査

を行ハリ

四、普及宣傳に關する施設

眞生同朋會講習會 六回、光の朋團講習會 一二回、移動講習會

二回、兒童融和教育に關する講習會 一回、青年講習會 一回、

佛教講習會一回、融和問題研究講演會一回、融和問題講演會一六

回、映畫利用講演會二一回、文書宣傳會報、融和時報、國民融和

日施設集會宣傳二件、文書宣傳五件、交通宣傳二件、

五、差別事象及事件の對策

學校關係三件、差別言辭三件、軍隊關係一件、寺院關係一件、經

濟關係一件

第二章 融和團體の組織及事業概要

第二章 融和團體の組織及事業概要

二五七

參 與 八十二名 幹事長 高橋一郎

幹事(主任) 緒方孝三郎 同 藤範見 誠

同 石清水一雄 同 北谷義豐

同 一三任 勢 郁 國 久保建良

支 會 一六 員 三、九四九名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 八、六九〇圓

收入 補助金七、二五〇圓(國庫四、〇〇〇圓、縣三、二五〇圓)

助成金一、二〇〇圓(縣地方經濟更生事業助成金八〇〇圓、中央

融和事業協會 四〇〇圓) 寄附金一〇〇圓 雜收入四〇圓、繰入

金五〇圓、繰越金五〇圓

歳出 會議費五五五圓、事務費三、七八四圓、事業費三、二〇〇

圓(宣傳費四〇〇圓、指導者研究會費三〇圓、講習會費一三〇圓、

地方經濟更生事業費八〇〇圓、獎學費一、二一〇圓兒童融和教育

運動費一〇〇圓、青年運動費四五〇圓、雜費八〇圓) 交付金八〇

〇圓) 貸付金一〇〇圓、繰入金一七一圓、豫備費八〇圓

特別會計 基本豫算 一〇三、〇五〇圓

同 同仁關係館豫算 四四一圓

2 事業計畫

總會、評議員會、印刷物配付(融和時報一二回、同和叢書三回)

國民融和日宣傳、指導者研究會(一回)短期講習會(二回)、青年

講習會(二回)、産業講座、産業獎勵施設指導、育英獎勵、就學獎

第三編 融和事業團體

二五八

- 六、内部自覚に關する施設
 - 内部自覚講座 六回、内部自覚協議會 五回、内部婦人講座 一回、内部少年少女指導 一回
- 七、産業及經濟に關する施設
 - 職業輔導講習會 一回、産業獎勵助成 二件、産業經濟團體一〇組合、經濟更生講習會一回
- 八、青年及婦人融和運動
 - 誕生同朋會、光の朋會
- 九、兒童融和教育
 - 兒童融和教育講習會 一回、研究講座 一二回、父兄會 三二回、教育講座 一〇回、研究會發會式 三回、研究會總會一回、融和教育團體 一〇團體
- 一〇、教育獎勵助成
 - 育英獎勵 六名、就學獎勵 三八名
- 一一、委員制度
 - 同和會市町村同和委員會二二五町村五三〇名町村と同會との聯絡を圖り事業を輔導す
- 一二、他團體との聯絡提携に關する事項
 - 聯絡團體 二團、體近體融和聯盟、中央融和事業協會
- 一三、其他
 - 講師派遣五回、(同志會、佛教講習會、婦人會總會、支會總會)

- 和歌山市支會 和歌山市 渡邊行太郎
 - 配布融和日宣傳
- 海草郡第一支會 補見村 補見 增一
 - 講演會、融和日宣傳、自覚講座
- 同郡第二支會 鳴神村 堀川辰之助
 - 産業、自覚青年、各講座、職業輔導講習會、融和日宣傳
- 同郡第三支會 安原村 福本 彦
 - 兒童講座、講演會、融和日宣傳
- 那賀郡第一支會 狩宿村 笹井 文吾
 - 講演會、融和日宣傳、青年講習會、融和日宣傳、青年運動助成
- 同郡第二支會 東野上町 柳瀬 涉
 - 講演會、移動講習、國民融和日宣傳、青年運動助成
- 伊都郡第一支會 鹿其村 宮本龜太郎
 - 自覚、兒童、各講座、講習會、融和日宣傳、青年運動助成
- 同郡第二支會 橋本町 津村 勝藏
 - 兒童講座、協談、講習、職業輔導講習會、融和日宣傳、青年運動助成
- 有田郡第一支會 箕島町 成川善太郎
 - 講習、講習、研究、各講習會、融和日宣傳、青年運動助成
- 同郡第二支會 島屋城村 上山 義男
 - 融和日宣傳、講演、協談、懇談、講習會、自覚、兒童各講座、融和日宣傳、青年運動助成
- 日高郡第一支會 御坊町 南傳 一郎
 - 兒童講座、講習會、融和日宣傳、青年運動助成
- 同郡第二支會 南部町 植田 徳松
 - 兒童講座、講習會、融和日宣傳、青年運動助成

二六 德島縣融和團體聯合會

德島縣には從來町村に融和促進團體が設立されて、夫々活動を續けてゐたが、縣下に於ける社會狀態は之等の獨立團體をして聯合が統一された統制の下に、綜合的活動を爲すことを必要とするの機運が漸次濃厚になつて來た。茲に於て昭和三年五月九日德島市千秋閣に於て、町村長融和事業従事者及關係者百餘名を會同して融和事業懇談會を開催したが、その席上で德島縣融和團體聯合會を組織することを決定し、同年六月十八日遂に創立を見るに至つた。

一、要 覽

1 趣意書
正義と人道とに依り共存共榮の社會を建設せむとするは實に全人類の念願であり且つ其の重大なる使命でなければならぬと思ふが殊に
君臣一體を經とし同胞相愛を緯とする我が國體の如きに於ては

第二章 融和團體の組織及事業概要

二五九

特に此の感を深くせざるを得ぬのである。
畏くも、明治天皇は夙に一視同仁の御教諭より四民平等を宣明し天地の公道を弘布して以て國民の歸趨を明示し給ふたが御教諭の深遠なる寔に感激に堪へない次第である、爾來年を閱すること五十有餘年其間文物煥然として輝き國運隆昌の勢亦他國に其の比を見ない有様であるが、唯茲に遺憾なことは國民中尙尙武門政治の餘弊なる因襲的差別觀念を持するものあり、謂れない差別的現象によつて同胞の間忌はしき感情の溝渠を築し、時に之が相反目より生ずる憂ふべき諸種の事件が跡を絶たぬことである。
惟ふに人は人として等しく尊きものである。人として同じく生くべきものである。この地上に於て人間としての存在を無視せらるゝほど悲惨なことはない。人間が人間を胃漬することほど恐しい罪過はない。實に人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず延いて國運の伸張を妨げ社會の進歩を阻害しつゝあること渺からぬので今や内外の情勢は斯の如き罪過斯の如き觀念の存在を絕對に許さないものである。
今上陛下 御親政の初朝見の御儀に於て親しく文武百官を召され長くも勅語を下し給ひ
況や一視同仁ノ化ヲ宣へ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是レ朕カ軫念最モ切ナル所
と宣はせられたが今更ながら海岳の御教諭寔に恐懼措く能はざる次第である。
本縣茲に繕ふところあり今回縣内各地の融和團體を糾合して

第三編 融和事業團體

融和團體聯合會を設立するに至つたが、本會は今後縣内各融和團體相互の連絡統一を圖り一視同仁の御聖旨を奉戴して人類相愛の大義を闡明し舊來の陋習を破りて同胞融和の徹底を期し以て縣民價和の實を擧げ國運の進展に貢獻せんことを期して居るのである莫くば縣民諸士本會の總旨と其運動とに翼賛せられ直接に本會事業の實現に力を副へられむことを。

昭和三年六月十八日

2 會 則

第一條 本會ハ德島縣融和團體聯合會ト稱ス
第二條 本會ハ德島縣内ニ於ケル市町村融和團體ヲ以テ組織ス
第三條 本會ノ事務所ハ之ヲ德島縣社會課内ニ置ク
第四條 本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期シ縣内ニ於ケル融和團體ノ聯絡統一ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
二、縣内ニ於ケル融和事業ノ聯絡提携ヲ圖リ之ヲ援助スルコト
三、融和事業ニ關スル講習講話ヲ爲スコト
四、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
五、其他前條ノ目的達成上必要ト認メタル事項
第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會 長 一名
副 會 長 二名

理 事 若干名 (内一名ヲ常務理事トス)

評 議 員 若干名
第七條 會長及副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ常務理事ハ理事會ノ互選ニ依ル評議員ハ市町村融和團體ヨリ各二名選出シ之ニ充ツ

役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條 常務理事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌理ス

第十條 理事會ハ豫算其他重要ナル事項ヲ審議ス

第十一條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集シ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第十二條 理事會及評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十三條 本會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十四條 本會ノ經費ハ縣出金、獎勵金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

3 役 職 員

會 長 齊合慶四郎 副會長 三浦直彦
副會長 豐岡喜藏 常務理事 高橋敬一
理 事 大畑忠一 理 事 丹崎弘一

四國四縣融和事業協議會、産業獎勵

三、昭和七年度事業概況

一、會 議
第四回 融和事業協議會、一同、二〇〇名、同會及縣下融和團體提出事項協議
四、普及宣傳に關する施設
婦人融和事業講習會一同、融和事業講習會一同、融和事業講演會一三回、活動寫眞展寫會六回。國民融和日に關する施設 文書宣傳二件、交通宣傳、學校講話

五、差別事象及事件の對策

差別言辭九件、差別容姿一件、軍隊關係二件。文書關係一件
七、産業及經濟に關する施設
職業輔導講習會四回經濟更生協議會一回

八、青年及婦人運動

(同會外) 德島縣青年融和聯盟德島縣婦人融和會
九、兒童融和和教育
縣下小學校へ參考資料の配布其他
一〇、教育に關する施設
教育獎勵助成五五名

一二、功勞者表彰

個人二名
一三、他團體との聯絡提携に關する事項

個人二名

二、事業計畫

講演會、融和事業講習會(青年及婦人)、教育獎勵國民融和日並功勞者表彰、講習會其他へ派遣、町村融和團體助成、活動寫眞展寫融和時報、パンフレット、リーフレット刊行、融和事業協議會大會、

第二章 融和團體の組織及事業概要

理事 三井貞七 理事 岸岡順二
同 松島義夫 同 西岡甚八
同 雲財和太郎 評議員 丹崎弘一
幹 事 長谷部 豊 同 林 忠
同 三木尙夫 同 高石一男
支會(加盟團體) 二〇

1 豫算 總額 三、七八〇圓

歳入 町村融和團體提出金二〇〇圓、補助金二、七五〇圓(國庫九〇〇圓、縣費一、一五〇圓、中央融和事業協會七〇〇圓)、寄附金三〇〇圓、雑收入三〇〇圓、繰越金五〇〇圓
歳出 事務所費七五〇圓、會議費八〇圓、事業費二、八五〇圓(講習講話費一五〇圓、町村融和團體獎勵費二〇〇圓、派遣費一五〇圓、教育獎勵費四〇〇圓、活動寫眞展寫費一〇〇圓、刊行費三五〇圓、協議懇談會費三五〇圓、産業獎勵費一、〇〇〇圓、融和日諸費一五〇圓)、豫備費一〇〇圓、

二、事業計畫

講演會、融和事業講習會(青年及婦人)、教育獎勵國民融和日並功勞者表彰、講習會其他へ派遣、町村融和團體助成、活動寫眞展寫融和時報、パンフレット、リーフレット刊行、融和事業協議會大會、

一 團體(徳島縣教化聯盟)

四、支會活動狀況 (所屬團體)

名	稱	所在地	代表者	創立年月日	事業概要
板西町融和會	板西町	豐岡會喜藏	昭和二、三	大會協議會 講習會及委 員會等に講 習會、委員 等を派遣	
一條町親和會	一條町	三井貞七	同 三五、三九		
新居村愛和會	新居村	藤田藤太郎	同 三、六一		
應神村昭融和會	應神村	松島義夫	同 三五、五五		
八万村親睦會	八万村	山本幸男	同 三六、八		
上八万村親和會	上八万村	松島淺太郎	同 三六、二		
鷺敷町融和會	鷺敷町	小林治助	同 三九、一		
中野島村融和會	中野島村	富尾 馨	同 三七、六		
石井町融和會	石井町	田村誠一	同 三七、六		
榮村親和會	榮村	天亨太郎	同 三七、三		
大山村親交會	大山村	河野忠三郎	同 三六、三		
板野村融和會	板野村	若槻精一	同 三八、六		
高川原村融和會	高川原村	綠田 潤一	同 三六、三		

川西村曉生會	海部郡 川西村	西澤龜松	同 四、三、三
新野町清和會	那賀郡 新野町	長尾虎吉	同 四、三、四
富岡町親交會	那賀郡 富岡町	阿井周平	同 四、五、五
長生村昭融和會	那賀郡 長生村	森 周藏	同 六、五、八
生比奈村昭融和會	勝浦郡 生比奈村	柳田義八郎	同 七、二、三
福井村親和會	那賀郡 福井村	三間知賀	同 八、三、三
今津村親和會	那賀郡 今津村	齋伊久太	同 八、三、三

二七 讚岐昭融會

香川縣にはさきに融和團體香川縣一心會があつたが、規模を大にして全縣下に普及せしむるの要を認め、昭和二年十月一日同會の創立を見るに至つたものである。

一、要 覽

1 設立の趣旨

人類の平和は我國建國以來の思想にして社會生活の正義なりと言ふべし最近國際間に於て人類差別の徹底を高唱する所亦以實に此に存す惟ふに健全なる國家の基礎は國民相共に社會生活の正義に據り建國の精神に則り人類愛に生活し共存共榮の實を擧ぐると

ころに存すと云はざるべからず而して一國文化の發達社會人類の向上人間生活の興味未實に此に在るものと謂ふべきなり。

熟我國の國情を顧るに封建時代に於ける不自然不合理なる施政の餘弊尙餘れずして差別待遇をなすの陋習のあるありて之が爲隣保親善を缺き自然に地方の平和社會の安康を害するの事相を見ること尠からざるものあるは誠に矛盾の甚しき世相にして正義人道に背き國運發展を阻止する一大疾患たりと言はざるべからず世には往々偏倚の陋習を打破する所謂融和運動を以て近代の思想に胚胎するものなりと考ふるものなきにあらず如斯に實に不徹底の見解にして此の運動は正義人道の要求するところ其の淵源は實に國民一體萬民擁護の大規模を附し給へる建國の大精神に基くものなり、而して此の大精神は亦歷代列聖の繼承せられ少しも渝ることなかりしを忘るべからず、中世封建時代の弊制は會々此の大精神に陰翳を呈せしが明治維新の皇政に舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしとの聖諭を垂れさせられ太政官をして國民平等踐履廢止の制を布かせ給ひ聖諭以て其の陰翳を掃ひ建國の大精神を闡明せられ給ふ爾來年を閱する五十七年尙其の弊革められず法令の制定は人權の平等に基調すと雖も依然差別は嚴存して何等の效なし吾人は現下の世相に直面して餘りに其の心情を傷ましむるの事實の多きを遺憾とす如斯は上淑慮に對し率り洵に恐懼に堪へざる所にして人道上看過すべからざるところなり、斯る差別的言動の消滅せざる限り同胞全般的和平望む能はず國民の和平望む能はずして國民諸和の實を擧ぐる能はず文化の發達期し難く國

家の富強致し難し實に此の問題の解決は我が國民としても緊切なる要務たるべし。

吾人は茲に於て社會生活の正義に依據し社會連帶責任觀念に自覺し同胞相愛の純情に立脚して及舊來の陋習を離脱し正義人道と愛國の至誠に信念して以て偏見の絶滅を期し一視同仁四海兄弟の意義を實現すると共に又一面互に相扶け相導き健全なる自覺の下に習俗の改善と教育の振興と産業の更張とを圖り以て社會の進運に伴ふことを期せしめざるべからず。

如斯兩々相助け相携へて不合理なる事象を改善し以て公明にして健全なる社會を構成するの緊要切實なるを痛感す是れ即本會創立の趣旨なりとす。

希くは國民諸賢本會創立の趣旨に賛同し直接間接に本事業の實現に方を副へられむことを。

2 會 則

昭和二年十一月

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ人道ノ基調タル同胞相愛ノ本義ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ融和親善ヲ厚クシ社會ノ福祉國家ノ堅固ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ讚岐昭融會ト稱ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ香川縣高松市内町九十六番地(香川縣廳内)ニ置ク
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛觀念ノ鼓吹涵養
 - 二、縣下融和事業團體トノ聯絡提携
 - 三、融和事業ノ獎勵助成
 - 四、融和親善ヲ妨クヘキ事象ノ除去
 - 五、融和事業ノ講習及講演會開催
 - 六、融和事業ニ關スル調査研究
 - 七、機關雜誌ノ發行其ノ他印刷物ノ配付
 - 八、人事相談及職業輔導
 - 九、爭議ノ協調借和
 - 十、其ノ他協議員會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第五條 前條事業ノ實施ハ協議員會ノ議決ニヨリ之ヲ施行スルモノトス但會長ニ於テ施行重要ト認ムル場合ハ理事會ノ同意ヲ得テ專決施行スルコトヲ得
- 第二章 資産及會計
- 第六條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル本會ノ會計年度ハ事業年度ニ依ル
- 第七條 本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス
- 一、指定ナル寄附金ヲ除ク其ノ他ノ寄附金
 - 二、指定ナキ補助金又ハ助成金
 - 三、其ノ他ノ收入
- 第八條 本會ノ資産ハ確實ナル銀行會社又ハ郵便官署ニ預ケ入レ又ハ國庫證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルモノトス但特別ノ事情アル場合ハ協議員會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入ル

- 九、コトヲ得
- 第九條 本會ノ經費ハ資産及資産ヨリ生スル收入及指定アル寄附金補助金助成金其ノ他雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第十條 本會經費ノ收支豫算ハ年度開始前協議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス
- 經費決算ハ當該年度出納閉鎖後三箇月以内ニ監事ノ意見ヲ附シ協議員會ノ認定ヲ受クルモノトス
- 第十一條 本會經費ノ出納ハ翌年度六月限リトス
- 第三章 機關
- 第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、會長 一名
 - 二、副會長 二名
 - 三、理事 若干名
 - 四、監事 三名
- 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十三條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ職員ヲ指揮シ會務ヲ掌理ス
- 理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務執行ニ任ズ
- 監事ハ會務ノ執行及資産ノ狀況ヲ監査ス
- 第十四條 會長ハ香川縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス副會長ハ香川縣學務部長及香川縣會議長ノ職ニ在ルモノヲ推薦ス

理事及監事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

- 第十五條 選舉ハ無記名單記投票トシ得票多數ヲ以テ當選トシ得票同數ナルトキハ年齢ノ順序ニヨリ年齢同シキトキハ抽籤ニヨリ
- 但協議員會ノ決議ニヨリ指名推薦ヲ以テ選舉ニ代フルコトヲ得
- 第十六條 理事監事ノ任期ハ四年トス但官吏々員及議員ヨリ出テタルモノハ其ノ在職期間トス
- 補當選者ハ前任者ノ殘留期間トス
- 理事監事任期満了ノ後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ執ル
- 第十七條 本會ニ地方幹事及地方委員若干名ヲ置ク
- 地方幹事及地方委員ハ會長之ヲ囑託ス
- 地方幹事ハ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル其ノ地方ノ狀況ヲ調査報告シ必要ト認ムル施設ヲ本會ニ要求スルモノトス
- 地方委員ハ當該地方ニ於ケル融和問題ノ實狀調査紛争ノ調停、自覺獎勵其ノ他融和促進ニ任ズ
- 第十八條 本會ニ顧問ヲ置ク
- 顧問ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得
- 顧問ハ協議員會ノ同意ヲ經テ會長之ヲ囑託ス
- 第十九條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一、主事 若干名
 - 二、主事補 若干名
 - 三、書記 若干名

四、囑託 若干名

- 主事、主事補及書記ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務會計及指導誘掖ニ從事ス
- 囑託ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第二十條 本會職員ハ會長之ヲ任免ス
- 第二十一條 本會職員ニ對シテハ給料又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得
- 第二十二條 本會ニ協議員五十名ヲ置ク
- 協議員ハ會長之ヲ囑託ス
- 協議員ノ任期ハ四年トス
- 第四章 會議
- 第二十三條 本會ノ會議ヲ分チテ理事會協議員會ノ二種トス
- 第二十四條 理事會ハ本會役員ヲ以テ之ヲ組織シ協議員會ハ協議員ヲ以テ組織ス
- 第二十五條 協議員會ハ會長ノ諮詢ニ應ヘ會務ヲ審議ス
- 第二十六條 本會ノ會議ハ會長之ヲ召集ス
- 第二十七條 理事會ハ會長ニ於テ必要ト認ムル場合隨時之ヲ開ク但理事會ハ會長ニ開會ヲ請求スルコトヲ得
- 協議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ監事ニ於テ會務會計ノ狀況ヲ報告スル必要アルト認ムルトキ若ハ協議員七名以上會議ノ目的ヲ示シテ開會ノ請求アリタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
- 第二十八條 協議員會ニ附議スヘキ議案ハ總テ理事會ニ諮問スル

第三編 融和事業團體

コトヲ要ス
第二十九條 協議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ
一、會則ノ變更
二、收支豫算ノ議定及收支決算並會務成績ノ認定
三、理事及監事ノ選舉
四、諸規定ノ制定及改廢
五、契約締結
六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項

第三十條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長ノ一人之ニ代ル會長副會長共ニ故障アルトキハ常務理事之ニ代ル
第三十一條 協議員會ハ協議員三分ノ一以上出席スルニ非ラサルハ之ヲ開クコトヲ得ス
第三十二條 協議員止ムラ得サル事情ニヨリ會議ニ出席スルコト能ハサルトキハ委任決議ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ代理者ハ協議員タルコトヲ要シ且ツ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス
第三十三條 會議ハ出席ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第三十四條 議長ハ決議錄ヲ作成シ會議ノ日時場所及出席缺席者ノ氏名附議事項及決議ノ要項ヲ記載シ議長及議長ノ指名シタル署名委員三名以上記名スルモノトス
第三十五條 急務事件ニシテ會議ヲ開ク遲ナキ場合若ハ輕易ノ事

件ハ書面表決ヲ以テ會議ノ表決ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ヲ定メ回答ヲ求ムヘシ指定ノ期日迄ニ回答ナキモノハ原案賛成ト看做シ表決ノ數ニ算入スルモノトス
第五章 附 則
第三十六條 本會ハ相當ノ資産ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ財團法人組織ニ改ムルモノトス
3 役 職 員
會 長(知事) 本下 義介 副會長(學務部長)中村 茂
副會長(縣會議長) 松田 友良 理 事 酒見 忠勢
理 事 津森 三治 同 末澤 平吉
常務理事社會課長 西坂鎌三郎 主事補 桑島秀太郎
理 事 神保 鐵雄

二、昭和八年度豫算並事業計畫
1 豫算 總額 二、一九〇圓
收入 獎勵金一、七〇〇圓(國庫一、〇〇〇圓、縣七〇〇圓)、寄附金一〇圓、雜收入八〇圓、繰越金四〇〇圓
支出 事務費四六〇圓、會議費一五〇圓、事業費一、五三〇圓(講習會費二五〇圓、講演講習會費二〇〇圓、融和促進費一二〇圓、宣傳費二〇〇圓、獎勵費六〇〇圓、視察費一〇〇圓、負擔金一〇圓、雜支出五〇圓)、豫備費五〇圓
2 事 業 計 畫
從事員講習會 一回、婦人講習會 一〇ヶ所、青年一夜講習會一回、講演會 一五ヶ所、融和促進懇談會、融和日宣傳、文書宣傳

助成融和團體設置獎勵、産業獎勵、産業視察、融和運動強調
三、昭和七年施行事業

二、協議懇談會等
經濟更生協議會 一回、八〇名
四、普及宣傳に關する施設
融和問題講演會 二五回、國民融和日に關する施設、文書宣傳リーフレット 四五、〇〇部、映畫會 前後七日間舉行
一〇、教育に關する施設
教育獎勵 一六八名(高等小學及補習學校生徒)

二八 愛媛縣善鄰會

愛媛縣に於ては從來融和事業に關して、縣は勿論郡市又は町村設置の融和團體等に依て、種々の施設計畫を試み、其の成績も漸次見るべきものがあつたが、大正十二年に至り縣を單位とする融和促進の機關を設け、縣下各郡市に設立されたる斯種團體の連絡統一を圖り、全縣的に融和を促進せしむる必要から本會を創立するに至つたのである。
爾來縣廳社會課内に事務所をおき、不斷の努力を以て會務の振興に従事してゐる。

一、要 覽
1 要 旨
一、同胞間の因襲的偏見を脱却せしめて善鄰融和を期すること

第二章 融和團體の組織及事業概要

一、人間相愛の大義に基きて社會の平和幸福を増進すること
一、人格を尊重して圓滿なる社會に共存共榮を實現すること
2 會 則
第一條 本會ハ愛媛縣善鄰會ト稱シ事務所ヲ愛媛縣廳内ニ置キ必要ニヨリ各地ニ支會ヲ設ク
第二條 本會ハ地方ヲ改善シテ相互諍和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ贊同スルモノヲ會員トス
第四條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達スルため斯ノ種ノ施設團體ト連絡ヲ保チテ左ノ事業ヲ行フ
一、相互善鄰ノ趣旨ヲ宣傳シ因襲的偏見ノ除去ニ努ムルコト
一、矯風教化ノ振興ヲ圖ルコト
一、日常生活ノ改善ヲ促スコト
一、其他必要ト認メタル事項
第五條 本會ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス其ノ任期ハ各々二ヶ年トス但シ補缺評議員及幹事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス
一、會 長 一名 本縣知事ヲ推薦ス
一、副會長 二名 學務課長兩部長ヲ推薦ス
一、評議員 若干名 左記標準ニヨリ各郡市ヨリ會長之ヲ囑託ス
温泉、越智、喜多ノ各郡ハ各四名、宇摩新居周桑伊豫東宇和四宇和北宇和ノ各郡ハ各二名其他ノ郡市ハ各一名トス
但シ會長ノ意見ニヨリ増減スルコトアルヘシ

第三編 融和事業團體

二六八

一、幹事長 一名 社會課長ヲ推薦ス
 一、幹事 若干名 會長之ヲ囑託ス
 第六條 本會役員ノ任務左ノ如シ
 一、會長ハ會務ヲ統括シテ本會ヲ代表ス
 一、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 一、評議員ハ評議員會ヲ組織ス
 一、幹事及幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ處理ス
 第七條 本會ノ會合左ノ如シ
 一、會員總會 事業ノ進展ヲ圖ル爲毎年一回之ヲ開催ス
 但シ必要アル場合ハ臨時ニ開催スルコトアルヘシ
 總會ハ臨時所定ノ各郡市ノ會員代表者ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ
 一、評議員會 臨時之ヲ開催シ經費豫算ヲ議決ス決算ヲ認定シ會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ事業ノ遂行上必要ナル事項ヲ協議ス
 一、幹事會 臨時之ヲ開催シ評議員會ノ委任ニ係ル事項評議員會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要スル事件ヲ議決シ又ハ事務處理ニ關シテ簡單ナル事件ヲ協議ス
 前各項ノ會合ハ會長之ヲ召集ス
 第八條 本會ニ書記若干名ヲ置ク
 第九條 本會ノ經費ハ國家公共團體其他ノ補助金寄附金等ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
 3 役員
 會長(知事) 一戸 二郎 副會長(學務部長) 瀬谷 蒸

副會長(警察部長) 連 修 幹事長(社會課長) 沙谷 蒸
 幹事(社會事業主事) 菅 誠壽 同(社會事業主事補) 松本 熊衛
 評議員 森貞卯太郎 外 二十八名
 書記 大里喜多平 同 中村善太郎
 同 柴田 美好
 4 支會及會員數
 支會 八 分會 六五
 二、昭和八年年度豫算並事業計畫
 1 豫算 總額 八、〇〇〇圓
 收入 諸收入七、六〇〇圓(寄附金一、九〇〇圓、補助金四、六〇〇圓「國庫三、二〇〇圓、縣一、四〇〇圓」獎勵會六〇〇圓「中央融和事業協會教育産業獎勵會六〇〇圓」雜收入五〇〇圓、繰越金四〇〇圓)
 支出 經費七、五〇〇圓(事務費九〇〇圓、事業費五、二五〇圓)宣傳費一、〇〇〇圓、會報費一、二〇〇圓、講習會費一、三〇〇圓、視察費二五〇圓、教育産業獎勵費一、一〇〇圓、調査研究費四〇〇圓「會議費五〇〇圓、補助費三五〇圓、雜支出二五〇圓、豫備費五〇〇圓」
 2 事業計畫
 講師派遣、講習講話會、經濟更生指導獎勵、中堅婦人移動講習會、協議懇談會、調査研究融和事業従事者ノ訓練、教育獎勵、産業獎勵、國民融和日ノ宣傳、評議員會其他ノ會合、四國四縣融和事業協議會代表者派遣、會報ノ發行、支會事業ノ助成、其他

三、昭和七年度事業概況

二、協議懇談會等
 評議員會一同、四〇名。幹事會一同、八名。支會聯合會一同、三二〇名。融和促進に關する諸問題講究。融和促進評議會議四回、二四〇名。經濟更生協議會三回、七二〇名
 四、普及宣傳に關する施設
 中堅婦人移動講習會一同、婦女幹部善隣講習會一〇回、婦人文化講習會一二回。融和促進講演會四二回。社會教化映畫會二五回。文書宣傳、會報、パンフレット發行。國民融和日施設他團體施設聯絡、支會の施設
 六、内部自覺に關する施設
 部落改善に關する會合八回
 七、産業及經濟に關する施設
 職業輔導講習會三回、産業獎勵助成二件、經濟更生協議會三回。産業經濟團體三團體
 八、青年及婦人融和運動
 指導旅行參加青年の活動、愛媛縣善隣會婦人部
 一〇、教育に關する施設
 教育獎勵助成七名、高等小學校生徒
 一三、他團體との聯絡提携に關する施設
 聯絡團體二團體(和敬同行會、新居郡社會事業協會)
 四、支會活動狀況
 第二章 融和團體の組織及事業概要

支部名 所在地

代表者

七年度事業概要

支部名	所在地	代表者	七年度事業概要
越智郡善鄰支會	今治市	菊山計次郎	總會、役員會等の諸會合、町分會の設置獎勵功勞者表彰、調査、講習講話等
中豫善鄰會	温泉郡小野村	森 恒太郎	同
喜多郡善鄰支會	喜多郡大洲町	小倉 通勝	同
東宇和郡善鄰支會	東宇和郡宇和町	博多啓太郎	同
西宇和郡善鄰支會	西宇和郡八幡濱町	高橋伴次郎	同
北宇和郡善鄰支會	宇和島市	長井慶太郎	同
宇和島市善鄰支會	同	井上 源一	同
南宇和郡善鄰支會	南宇和郡城邊町	田中 紺藏	同

二九 高知縣公道會

同會は大正八年十一月、全國に於て未だ部落問題の叫ばれざる時既に率先創立せられ、國內に部落問題の輿論を喚起して以來、銳意融和の促進に努め來つたが、十四年五月更にその會則を改正し、その陣容を整へるに至つた。

一、要 覽

1 會 則

第一章 名稱及事務所

二六九

第三編 融和事業團體

第一條 本會ハ高知縣公道會ト稱シ事務所ヲ高知縣廳内ニ置ク
多郡ニハ支部ヲ置キ事務所ヲ轄多支廳内ニ置ク

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ聖旨ヲ奉戴シ融和事業ノ健全ナル發達ヲ期シ縣民
相互ノ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、融和事業ニ關スル調査研究
二、融和事業ニ關スル講習會講演會懇談會等ノ開催
三、融和團體ノ聯絡提携並指導獎勵
四、融和事業ニ關スル文書ノ發行
五、經濟教育其他文化向上ニ關スル施設
六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事項

第三章 會員

第四條 本會ノ趣旨ニ賛同シ入會シタル個人及團體ヲ以テ會員ト
ス
第五條 本會員ヲ分チ左ノ三種トス
一、名譽會員 學識名望アルモノ又ハ本會事業ニ功勞アルモノ
ニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ毎年五圓以上ヲ繳
出スルモノ又ハ一時金五十圓以上ヲ寄附シタルモノ
二、特別會員 毎年金一圓以上ヲ繳出スルモノ又ハ一時金二十
圓以上ヲ寄附シタルモノ
三、正會員 毎年金三十圓以上ヲ繳出スルモノ又ハ一時金三
圓以上ヲ寄附シタルモノ

第四章 役員及職員
第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
總裁 一名
會長 一名
副會長 三名
理事 一名
評議員 若干名
支部長 一名
委員長 若干名
委員 若干名

第七條 總裁ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之レヲ推戴シ會長ハ知事、
副會長ハ內務部長、警察部長、學務部長、理事ハ社會課長ノ職
ニ在ルモノヲ推戴ス
第八條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ評議員會ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第九條 理事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌理ス
第十條 評議員ハ官公職ニ在ルモノ及ヒ篤志者中ヨリ會長之ヲ囑
託シ尙各郡市ニヨリ各一名宛總會ニ於テ選舉ス
前項ノ選舉ニヨリ評議員ノ任期ハ三ヶ年トテ補缺ノ場合ハ前任
者ノ殘留期間トス
第十一條 支部長ハ轄多支廳長ノ職ニ在ルモノニ囑託ス
支部長ハ支部ノ會務ヲ統括ス
第十二條 委員長ハ各警察署長、委員ハ市町村長ノ職ニアルモノ

附則

第十八條 市町村委員ハ前條ノ會費ヲ取運メ毎年十月迄ニ委員長
ヲ經テ本會ニ送付スルモノトス但シ支部管内ニ在リテハ更ニ支
部長ヲ經由スヘシ
第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ル

3 役員

總裁 山内 豐景 會長(知事) 坂間 棟治
副會長(內務部長) 中村安次郎 同(警察部長) 赤城 親三
同(學務部長) 堀口 功 理事(社會課長) 長谷川 清
支部長(支廳長) 村山 茂 委員長各警察署長(十四名)
委員 縣下市町村長(百九十一名)

4 支會及會員數

支會 一、會員 名譽會員 五三名、特別會員 二六八名
正會員 一、五五六名 計 一、八七七名
1 豫算 總額 一〇、一〇五圓

第二章 融和團體の組織及事業概要

ニ會長之ヲ委囑ス
委員長ハ警察署管内ノ事業ノ遂行ニ關與ス
委員ハ各市町村内ノ事業遂行ニ從事ス
第十三條 本會ノ會務ヲ處理スル爲左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免
ス
主 事 若干名
幹 事 若干名
書記 若干名
第十五條 評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス其ノ議決事項左
ノ如シ
一、歳入出豫算議決ニ關スル件
二、決算報告ニ關スル件
三、會則變更ニ關スル件
四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項
評議員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキ
ハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十五條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ事業及會計ノ報告ヲナスモノ
トス但シ會長ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトア
ルヘシ
第十六條 本會ノ經費ハ補助金獎勵金寄附金積立金及會費ヲ以テ
之ニ充ツ
第十七條 本會々費ハ毎年十月迄ニ其ノ年度分ヲ收入スルモノト

第三編 融和事業團體

一、會 議
 高知縣公會第十三回總會一同、一回四〇〇名、融和教育の徹底に關するの件其他協賛並縣知事宛陳情決議

二、協議懇談會等
 懇談會一二回、五六〇名

一四、其他
 縣下融和團體補助三五團體、二二〇圓

四、支那活動狀況
 支那者 所在地 代表者 七年度事業概要
 高知縣公會 橋多支那內 支那長(支那長) 講演會、講習會
 橋多支那支部 村上 茂 宣傳其の他

三、昭和七年年度施行事業
 一、會 議
 高知縣公會第十三回總會一同、一回四〇〇名、融和教育の徹底に關するの件其他協賛並縣知事宛陳情決議

二、協議懇談會等
 懇談會一二回、五六〇名

一四、其他
 縣下融和團體補助三五團體、二二〇圓

四、支那活動狀況
 支那者 所在地 代表者 七年度事業概要
 高知縣公會 橋多支那內 支那長(支那長) 講演會、講習會
 橋多支那支部 村上 茂 宣傳其の他

三〇 福岡縣親善會

福岡縣に於ては夙に縣下の情勢に鑑み、融和親善の運動が強調されつゝあつたが、昭和三年四月には内務大臣の訓令があり、又縣に於ても同年六月融和問題に關する訓令を出し、縣下に於ける社會問題として重要視せらるゝに至り、同年六月十八日日本事業に對する篤志者の會同を求め、隔意なき意見を交換した。然るにその席上に於て會々融和團體組織の必要を提唱せられ、之が創立を可決し、委員を擧げて創立準備に着手した。其後數回の委員會を経て趣意書會則を定め遂に創立を見るに至つたものである。

一、要 覽
 1 創立趣意書
 長クモ 明治天皇ハ天下一人ニテモ其ノ所ヲ得サルモノアレハ是即チ朕カ罪ナリトノ大御心ヲ懷カセラレ御即位元年ニハ五ヶ條ノ御誓文中ニ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘキ旨ヲ宣明シ給

第二章 融和團體の組織及事業概要

比同四年ニハ四民平等ノ大義ヲ公布シ給ヘリ爾來六十年此間國運ノ發展ニ伴ヒ百事面目ヲ改メ昔日ノ如キ態ヲ留メヌトイハトモ獨リ一部同胞ニ對スル因襲的差別觀念ノ存スルアリテ融和ノ實ヲ擧ケ得サルコトハ人道上一大恨事ニシテ御聖旨ニ對シ奉リテモ洵ニ恐懼ニ堪エサル所ナリ

今ヤ内外ノ情勢ハ國民ノ和衷協同ニヨリ國運ノ進展ヲ期スヘキ時ニシテ徒ニ兄弟塔ニ関クヘキ時ニアラス況ンヤ我國ハ曩ニ平和會議ニ於テ人道ヨリ人種差別撤廢ヲ提議シタル國ナリ如斯世界ニ對シテ人種平等ヲ絶叫セル國民力内ニ於テ一部同胞ヲ差別スルカ如キハ實ニ矛盾モ甚シト謂フヘシ

吾人深ク時勢ヲ推移ト義ニ主基齋田、田植式ノ吉日ヲトシ發セラレタル縣訓令ノ趣旨トニ鑑ミ茲ニ御大典記念事業トシテ「福岡縣親善會」ヲ組織シ、我二百四十萬縣民諸士ノ一致協力ニヨツテ舊來ノ陋習タル差別的偏見ノ打破ニ努メ相倚リ相扶ケテ共存共榮ノ實ヲ與ケンコトヲ期ス冀クハ同感有志ノ士吾人ノ熱衷ヲ諒トシ奮ツテ本會ノ趣旨ニ賛同セラレ直接間接援助アラントフ

2 會 則
 第一條 本會ハ福岡縣親善會ト稱ス
 第二條 本會ノ事務所ハ當分福岡縣社會課内ニ置ク
 第三條 本會ハ各都市ニ支部ヲ置クコトヲ得
 第四條 本會ハ同胞融和ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス
 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 一、融和促進上必要ナル調査研究 一、印刷物ノ刊行

三、調査、研究、視察等
 應急施設事業調査二ヶ所、差別事件調査二回

四、普及宣傳に關する施設
 融和事業女子指導者講習會二回、融和教育講習會一回、講演會一七回、講義派遣 一八ヶ町村。映畫會四回。文書宣傳小冊子、融和教育視察、融和時報。國民融和日施設、文書宣傳一件、集會宣傳一件、他團體施設依頼

六、内部自覺に關する施設
 簡易文庫三ヶ所

七、産業及經濟に關する施設
 職業輔導講習會一件。生業資金貸付一團體、指導幹旋 職業紹介三〇名、經濟更生協議會一五回

八、青年及婦人融和運動
 土佐青年融和聯盟、自由青年融和聯盟。高知縣婦人融和聯盟

九、兒童融和教育
 兒童融和教育講座一五回、高知縣融和教育研究會

十、教育に關する施設
 教育獎勵助成 二三七名、部落裁縫場生徒補助 一團體一四四名
 個人 三名

一三、他團體との聯絡提携に關する事項
 五團體(縣社會事業協會、縣教化團體聯合會、縣拓務協會、婦人融和聯盟、青年聯盟)

第三編 融和事業團體

一、懇談會、講演會、講習會等
一、融和問題ニ關スル訓件
第六條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタルモノヲ以テ
會員トス

一、正會員 會費年額五拾錢ヲ提出スルモノ
一、終身會員 一時ニ金五圓ヲ提出シタルモノ
一、特別會員 一時ニ金二十五圓以上ヲ寄附シタルモノ
一、名譽會員 一時ニ金百圓以上ヲ寄附シタルモノ

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名 理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
一、副會長 一名 理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

第九條 本會役員ノ職務左ノ如シ
一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、理事會ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス
一、幹事ハ本會ト聯絡ヲ圖リ當該市町村ニ於ケル融和事業ニ關
スル諸般ノ斡旋ヲナス

3 役職員

Table with 3 columns: Position (e.g., 會長, 副會長, 理事), Name (e.g., 林田春次郎, 遠藤直人), and other details.

2 昭和八年度豫算並事業計畫

豫算 總額 六、七五〇圓
一、豫算 基本金收入一五〇圓、會費三一五圓、寄附金三〇〇圓、國
庫補助金三、〇五〇圓、縣費補助金三、〇五〇圓、雜收入二〇〇圓

2 事業計畫

指導者講習會一〇回、青年講習會一〇回、婦人講習會二〇回、
第二章 融和團體の組織及事業概要

第十條 本會ニ主事書記及講師若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任
主事書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十一條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス顧問ハ會長ノ
諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十三條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ支辨ス
一、會員ノ會費
一、寄附金

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三
十一日ニ終ル

第十六條 本會則ハ理事三分ノ二以上出席スルニアラサレハ改廢
スルコトヲ得ス

前項ノ改廢ハ理事三分ノ二以上同意スルニアラサレハ之ヲ行
フコトヲ得ス

三、昭和七年度事業概況

活動寫眞會二〇回、教育者懇談會一二回、家事講習會五回、經濟
更生地區指導二ヶ所、經濟更生協議會(市町村會ノ請求)講演會、

二、協議懇談會

教育者懇談會 一〇回、一二四名、鞍手郡田町外九ヶ所に開催
理事會 一回、二一名、八年度豫算七年度決算認定等

七、産業及經濟に關する施設

指導者講習會五回、青年講習會一〇回、婦人講習會一四回、講演
會三七回、活動寫眞會一四回、文書宣傳 融和時報及共榮發行、

三一 大分縣親和會

大正十三年八月郡市長會議に際し、國民相互の因襲的差別觀念を撤廢し、融和親睦の實を擧ぐるは喫緊の事項なるを以て速に融和促進の機關を設置せられむことを望む旨指示せらるゝ所あり、次で同年十一月二十日中央社會事業協會主催の下に地方改善事業講習會を別府市に開催せらるゝや本縣に融和促進機關の設置の議起り、右講習會修了當日縣内出席會員一同協議の結果、總裁に本縣知事を推戴し、會則の制定、役員の選任等、總てを總裁に一任し至急之が設立を希望する旨決通せり。

茲に於て知事は銳意之が準備を進め同年十二月三日郡市長會議開催の機に於て會則案を示して意見を求めたるに滿場之に同意し、茲に本會の創立を見るに至れり。

一、要 覽

1 創立趣意書

由來我國は君民一體萬民擁護の宏謀を建國の大精神とし、列聖是を繼承し給ひ聊も渝ることなく中世封建的階級制度の餘弊は一度此の精神に陰翳を投せむとせしことあるも、明治際新の大業に依り再び建國の大精神を闡明せられ、爾來年を閲すること茲に六十餘年、此の間國運の隆昌に伴ひ文化は燦然として輝き百事面目を改め舊弊は殆んど其の態を留めざるに至りたるも獨り一部同胞

に對する因襲的賤視觀念は今尙全く除去せられず、冷視排斥の封建的陋習に沈淪し偏見侮蔑の社會的薄遇に歎歎する者あるを見るは眞に聖代の痛恨事にして、御聖慮に對し率り誠に恐懼に堪へざるところなるのみならず如斯は實に正義人道に背反し國運の全一的進展を阻害する一大疾患なりと言はざるべからず。

是を以て本會は一視同仁の御聖旨を奉戴し、社會生活の本義に依據し、同胞相愛の純情に基き不合理なる差別事象を絶滅し、國民融和の精神を徹底せしむると共に相倚り相扶けて健全なる國民的自覺の下に、教育の振興、習俗の改善、産業の發達を圖り響つて社會の進運に貢獻せんことを期す。

冀くば本會の趣旨を諒とし進んで其の活動を援助せられむことを。

2 會 則

- 第一條 本會は大分縣親和會ト稱シ事務所ヲ大分縣廳内ニ置ク
- 第二條 本會ハ會員相互ノ融和親善ヲ計リ廣ク同胞相愛ノ精神ヲ普及シ自治協同ノ美風ヲ訓致スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、講習會講習會懇談會等ノ開催
 - 二、功勞者ノ表彰
- 第四條 本會ハ本縣内ニ居住シ本會ノ趣旨ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、總裁 一名
 - 二、會長 一名

三、副會長 二名

若干名

四、支部長 若干名

若干名

五、評議員 若干名

若干名

第六條 總裁ハ本縣知事ヲ會長ニハ本縣學務部長ヲ推戴シ副會長

支部長及評議員ハ會長之ヲ囑託ス、役員ノ任期ハ三ヶ年トス

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ

會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 支部長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ支部ノ事務ヲ掌ル評議員ハ重要事項

ヲ調査審議ス

第九條 本會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務及會計事務ニ従事ス

第十條 總會及評議員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開催ス

本會ノ經費ハ寄附金及補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

3 役 職 員

總裁(知事) 田口 易之 會長(學務部長)堀 五之介

副會長(社會課長) 向井 新 幹事 小堀 保行

幹事 小野 擴 同 狹間 一亮

同 小田原 誠 同 村上三志磨

同 伊藤 隆 同 堤 數夫

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 二、八七〇圓

歳入 助成金二、六一〇圓(國庫一、五〇〇圓、縣費七四〇圓、中央融和事業協會三七〇圓)

第二章 融和團體の組織及事業概要

歳出 事業費二、三二〇圓、(講習會費五五〇圓、講演會、懇談會費四五〇圓、經濟更生地區指導費二〇〇圓、産業獎勵費二四〇圓、國民融和日諸施設費一〇〇圓、映寫費一五〇圓、表彰費三〇圓、講習員派遣、調査、研究、視察費一〇〇圓、文書印刷費一五〇圓)事務費四五〇圓、豫備費一〇〇圓

2 事業計畫

一、調査、研究、視察、二、講習會三、普及宣傳に關する諸施設(講習會三〇ヶ所、講演會三〇ヶ所、懇談會三〇ヶ所、映寫會一五ヶ所、講師派遣 希望に應ず、文書宣傳、國民融和日諸施設、其の他)四、内部自覺に關する諸施設(講習會、講演會、懇談會、修養會、映寫會、講師派遣、講習員派遣、文書配布、指導者養成、圖書館、自由文庫、巡回文庫、機會ある毎に内部自覺向上に資すべく自主的諸會及諸組合の指導獎勵、其の他)五、差別事象及事件對策(積極的解決)六、産業及經濟に關する諸施設、職業輔導(講習會、講演會、懇談會)就職斡旋、生業資金貸付斡旋、指導斡旋經濟更生地區指導(一ヶ所)生活改善共同組合設立指導 産業助成並社會諸法規の運用、其の他)七、青少年及婦人融和運動(青年融和運動指導後援、婦人融和運動指導後援、兒童融和教育(一般的教材研究、地方的教材研究、童話、童謡、融和歌、兒童劇、其の他)八、教育其の他の助成(育英獎勵二〇人、其の他)九、功勞者表彰、一〇、市町村支部設立指導助成、一一、他團體との聯絡提携の擴充、一二、其の他目的達成の一切の事業(移住獎勵社會諸法規の運用、其の他)

第三編 融和事業團體

三、昭和七年事業概況

一、協議會懇談會等
經濟更生協議會 一回、一五六名。融和事業協議會 三八回、一二四名。懇談會 二五回、一、四六三名。

二、調査、研究、視察

内部有志者及青壯年指導者調査 一回、五五部落。内部實勢調査 一回。縣下市町村及部落。高等小學校補習學校在籍者調査 一回。縣下市町村及部落に付、中等専門學校在籍者調査 一回、五五部落。研究會 五回、二四〇名。融和促進、青年及婦人融和事業、兒童融和教育、移住獎勵、産業助成、社會諸法規の運用其他に付、視察一回、福岡、熊本縣下に

四、普及宣傳に關する施設

指導者講習會 四回、青年及婦人一日一夜講習會 五回。講演會 三四回。映寫會 一回。文書宣傳 融和時報、パンフレット、リフレット、新聞、國民融和日施設 集會宣傳 三件、文書宣傳 三件、交通宣傳 三件

五、差別事象及事件の對策

差別言辭 三件、結婚關係 二件

六、内部自覺に關する施設

内部自覺講座 五回、青年融和聯盟本部委員講習會一回、青年一日一夜講習會一回、青年雄辯大會一回、婦人自覺修養講座四回、映寫會七ヶ所、圖書館二ヶ所、自由文庫三ヶ所、巡回文庫一〇ヶ

所、文書宣傳、講師派遣二六回、講習員派遣一回

七、産業及經濟に關する施設

職業輔導講習 産業一ヶ所、副業七ヶ所、經濟更生協議會一回。内部經濟調査五ヶ所、職業別調査五五部落、其他果樹植村指導、苗木肥料其の購入斡旋、就職斡旋。産業經濟團體一團體。移住獎勵文書及講演

八、青年及婦人融和運動

大分縣青年愛國融和聯盟 大分市を中心に縣下關係町村に支部設置。婦人融和團體を設置準備

九、兒童融和教育

研究會 一回、講演會 一回。わかばの友會、大野町子供會の融和教育

一〇、教育に關する施設

教育獎勵助成 八名、高等小學校及補習教育の獎勵

一一、他團體との聯絡提携に關する事項

聯絡團體 九團體（青年融和團體、東國親和會、わかばの友會、縣方面委員聯盟、縣教育會、縣教化園、縣男女青年團）

三三二 佐賀縣社會事業協會

融和部

佐賀縣にては、大正十五年七月二十八日社會事業協會内に

左の通り會則を改正して融和部を新設した。

一、要 覽

1 會 則

第一章 總 則

第一條 本會ハ皇太子殿下御慶事記念事業トシテ佐賀縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並ニ聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ニ關スル調査研究並ニ宣傳ヲナスコト

二、社會事業ノ連絡ヲ計ルコト

三、社會事業ヲ實行シ又之カ助成ヲナスコト

四、融和事業ニ關スル施設ヲナスコト

五、前各條ノ外必要ト認メタル事項

第三條 本會ハ佐賀縣社會事業協會ト稱ス

第四條 本會ハ事務所ヲ佐賀縣廳内ニ置ク

第二章 會 員

第五條 本會々員ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ五ヶ年以上毎年會費一口以上（一口ノ金額ヲ五圓トス）ヲ豫出スルモノヲ以テ會員トス

社會事業ニ功勞アル者又ハ社會事業ニ關スル學識經驗アル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得

第六條 會員タラントスル者ハ住所氏名並ニ年歲金額ヲ具シ本會ニ申込ムヘシ

住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨通知スヘシ

第二章 融和團體の組織及事業概要

第三章 役 員

第七條 本會ニ總裁及左ノ役員ヲ置ク

一、會長 副會長 各一名

一、評議員 若干名

役員ハ總テ名譽職トス

第八條 總裁ハ佐賀縣知事ヲ推戴シ會長副會長ハ評議員會ニ於テ選舉ス、評議員ハ市部ハ市長郡部ハ各郡内町村長中ヨリ一名宛

互選シタル者及各郡長中ヨリ一名宛互選シタルモノトス

第八條ノ二 本會ニ幹事若干名ヲ置キ總裁之ヲ委嘱ス縣社會課長ヲ以テ常任幹事トス

第九條 總裁ハ會務ヲ總理ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ執行シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其ノ事務ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス、會長副會長共ニ事故アルトキハ常任幹事共事務ヲ代理スルコトヲ得

第十條 會長副會長及評議員ノ任期ハ二ヶ年トス

第十一條 補缺ニ依リテ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄尙其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總裁之ヲ委嘱シ會長の諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述ルモノトス

顧問ハ總裁之ヲ委嘱シ會長の諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述ルモノトス

顧問ハ總裁之ヲ委嘱シ會長の諮問ニ應ヘ又ハ意見ヲ述ルモノトス

第三編 融和事業團體

第十三條 本會ニ主事及書記若干名ヲ置ク
主事及書記ハ會長之ヲ任免シ手當ヲ給スルコトヲ得
主事及書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス
第十三條ノ二 各市町村ニ方面委員長、方面委員、及方面幹事ヲ置ク
方面委員長 方面委員、方面幹事ニ關スル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務ヲ報告ス臨時必要ノ場合ニハ臨時會ヲ開クコトヲ得
第十五條 評議員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク、評議員會三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開ク事ヲ得ス但シ再開ノ場合ハ此ノ限ニアラス評議員會ノ議員ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
評議員會ニ於テハ本會ノ事業ニ關スル豫算決算其他重要ナル事項ヲ議決ス
緊急止ムヲ得サル事件ニ關シ評議員會ヲ開クコト能ハサル場合ハ會長ニ於テ專決處分スルコトヲ得
但シ次回ノ評議員會ニ於テ其報告ヲ爲スヘシ

第五章 附 則
第六節 會 計
第十七條 本會ノ經費ハ會費寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

本會ノ融和事業費ハ特別會計トス
第十八條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第十九條 本會ノ經理ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
第七章 會則ノ變更及解散
第二十條 本會ノ總會ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ會則ヲ變更ヲナスコトヲ得ス
第二十一條 本會ハ總會ニ於テ會員半数以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ解散スルコトヲ得ス
第二十二條 第一回總會閉會ニ至ルマテ當分ノ開會長以下役員ハ總裁ノ指名ニ依ル

2 役 職 員
總裁(知事) 早川 三郎 會 長(學務部長) 光田 信
副會長 福田慶四郎 常任幹事(社會課長) 大澤 雄一
評議員 (計二十名) 主 事 古川 新八
主 事 中村幸太郎

3 支會及會員數
支會 ナシ 會員數 三、四一三名
1 豫算 總額 三、四七三
歲入 國庫補助金一、一〇〇圓、繰入金一、五〇〇圓、繰越金一

〇圓、助成金三八五圓、償還金四七八圓
歳出 事務費一、二一五圓、事業費一、五二一圓(講習講話會費一〇〇圓、從事者養成費二〇〇圓、團體助成金三〇〇圓、宣傳費一五〇圓、教育助費一七一圓、産業獎勵費六〇〇圓、借入金償還金四七八圓、雜費二五九圓)

2 事業計畫
講習會講話會、從事者養成(視察、講習員派遣、町村融和團體助成(八團體、宣傳、教育獎勵助成、高等小學一二名、公民學校二名)、産業獎勵
三、昭和七年度施行事業

一、會 議
總會「期日」八年三月二十八日、「場所」縣教育會館、「參會者」一五〇名、「協議並決議事項」無し、「施行事業」會務報告、表彰、會員意見發表、社會事業講演
二、協議懇談會等
評議員會 一回、一〇名。懇談會 一回、二九名、産業經濟移殖民其他の事業施行の件
三、調査、研究、視察
視察 一回、五名、福岡縣八百郡光及村を視察
四、普及宣傳に關する施設
講演會 三回。文書宣傳融和時報配布、國民融和日施設、文書宣傳二件、集會宣傳一件、表彰、他團體との聯絡

第二章 融和團體の組織及事業概要

六、内部自覺に關する施設
町村融和團體設置獎勵 八團體
七、産業經濟に關する施設
産業獎勵助成 五團體、經濟更生協議會 一箇所、産業經濟團體 三團體
一〇、教育に關する施設
教育獎勵 助成一五名(高等小學一三名、公民學校二名)
一二、功勞者表彰
個人 一名

三三三 熊本縣昭和會

熊本縣に於ける融和狀勢は從來比較的良好で、顯現的差別事象もその跡を絶たんとするの實狀にあつたが、尙未だその痕跡の殘存するを認め、内秘的差別觀念の存するを無視することは出来なかつた。茲に於て昭和三年五月二十六日には縣訓令を發して縣民の反省を促し、尙引續いて八月二十八日の所謂解放令發布記念日には齋藤知事のラヂオ放送をなし、縣民諸和の實現を一層強調するに至つた。茲に於て從來縣の經營し來つた諸施設を一層充實せしむるの要を認め、遂に八月二十八日をトして同會を創設し、中央團體と連絡提携を計り縣民一致融和の實を擧ぐるに努力することゝなつた。

一、要 覽

1 趣 意 書

國運の進展は必ず國民の親和に本づく而して國民の親和は亦必ず全國民相互に人格を尊重して共存共榮以て社會生活の和平を圖るに在ることと今更申す迄もない事であります。

長くも 明治天皇は深く是に御軫念あらせられ夙に五ヶ條の御誓文を煥發し給ひ尋いで明治四年八月二十八日には太政官布告を以て四民平等の制を布かせ給ふたのであります。

爾來百有餘年を一新して今日の隆昌を來たせるの時獨り社會の一部差別の陋習今猶全く其跡を絶たず動もすれば淳厚醇陸の美俗を妨ぐるが如き觀なきにあらざるは洵に昭和聖代の一大痛恨事でありませぬ。

是を以て速かに親和愉快の社會を顯現せしむべきは現代の國民共同の重大責任であつて最も緊切なる要務なりと固く信するのであります。

本縣に於ては茲に見る所あり去五月二十六日には訓令第六十三號を發し特に縣民の反省自覺を促して融和に關する各般の施設に一層の奨励を加へられ尙引續き八月二十八日の所謂解放令發布の記念日には齊藤熊本縣知事は親しく「ラヂオ」放送に依りて愛を基調とする國民親和の理想實現を強調されたのであります。

此の一事に徴しましても現下幾多の社會問題中融和問題が如何に重大性を有するかを確に窺ひ知るものであります。尤も本縣に於ける融和の情勢は頗る良好の域に達し今や不合理の差別事象も漸く其の跡を絶たんとするの實狀に在ります。 けれ共、此の種の

弊風は假令痕跡の存するをも敢すべしに非ず必ず之を拂拭して眞實に同胞の融和親善を促進し以て社會の暗翳を一掃し盡さねばならませぬ。然し乍ら此の弊風たるや全く人心の深奥に潛在する内部的感情に起因するので之が拂拭淨化は決して容易の事業ではありませぬ。從來の施設經營を一層充實せしむるの要あると共に更に官民一致大いに奮闘努力して縣民相互の眞摯なる反省と徹底せる自覺とを喚起し相當年月をも假さなくてはならぬと考へられるのであります。

尙中央地方相連絡提携歩調を一にして全國的の運動に参加しなくては到底その目的は期し難いのであります。

是を以て本年八月二十八日を以て熊本縣融和會を創設して中央融和事業協會と連絡を圖り各方面の援助と縣民一般の理解ある共鳴との下に同胞親和の大旗を掲げ差別的偏見の陋習弊風を絶滅して凡ての人々が相敬し相愛し愉快と榮光とに輝き得る社會生活の顯現を願望追求し以て昭和の聖代に聊か貢獻せん事を企圖する所以であります。

大方の諸彦賢々は本會の意の在る處を諒とせられ畢縣一致國民親和の實を擧ぐるため奮つて其の力を致されんことを切望して止まないものであります。

第一條 本會ハ熊本縣融和會ト稱シ同胞親和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ本部ヲ熊本縣廳内ニ置キ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設ク但シ支部規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、親和ニ關スル必要事項ヲ調査研究スルコト
二、親和ノ宣傳ニ努ムルコト
三、親和ノ實現ニ努ムルコト
四、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一、名譽會員ハ融和事業ニ關シ學識經驗アル者、本會ニ功勞アル者及金一千圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、贊助會員ハ本會事業ノ促進ニ盡力シタル者及金百圓以上ヲ寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、特別會員ハ本會ノ事業ニ關係アル名譽職者官公吏教育者、宗教家等及金三十圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、通常會員ハ縣ノ推薦ニ依リ融和事業ニ關スル縣外觀察若クハ縣外講習會ニ派遣セラレタル者及本會ノ趣旨ニ賛同シテ其ノ目的遂行ヲ期スル者

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、名譽總裁 一名
一、總裁 一名
一、名譽顧問 若干名
一、顧問 若干名

第二章 融和團體の組織及事業概要

2 會 則

第一條 本會ハ熊本縣融和會ト稱シ同胞親和ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ本部ヲ熊本縣廳内ニ置キ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設ク但シ支部規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、親和ニ關スル必要事項ヲ調査研究スルコト
二、親和ノ宣傳ニ努ムルコト
三、親和ノ實現ニ努ムルコト
四、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一、名譽會員ハ融和事業ニ關シ學識經驗アル者、本會ニ功勞アル者及金一千圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、贊助會員ハ本會事業ノ促進ニ盡力シタル者及金百圓以上ヲ寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、特別會員ハ本會ノ事業ニ關係アル名譽職者官公吏教育者、宗教家等及金三十圓以上寄附シタル者ニシテ評議員會ノ推薦ニ保ル者
一、通常會員ハ縣ノ推薦ニ依リ融和事業ニ關スル縣外觀察若クハ縣外講習會ニ派遣セラレタル者及本會ノ趣旨ニ賛同シテ其ノ目的遂行ヲ期スル者

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、名譽總裁 一名
一、總裁 一名
一、名譽顧問 若干名
一、顧問 若干名

第六條 本會ハ細川侯爵閣下ヲ名譽總裁ニ、熊本縣知事ヲ總裁ニ、推戴シ熊本縣學務部長ヲ會長トス

第七條 本會ハ會長ハ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 本會ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第九條 評議員會ハ豫算ノ決議決算ノ認定其他重要ナル事項ヲ審議ス

第十條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク、評議員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス

第十一條 役員ノ任期ハ二ケ年トス

第十二條 會長ハ事務ノ必要ニ應ジ主事及書記ヲ置ク事ヲ得

第十三條 本會ノ經費ハ寄附金補助金會費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 本會ノ施行ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第十五條 本會則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

3 役 職 員
名譽總裁 侯爵 細川 護立 總裁(知事) 鈴木 敬一
總裁 細川 護立 總裁(知事) 鈴木 敬一

第三編 融和事業團體

二八四

會長(學務部長) 山本 秋廣 副會長(社會課長)今野 富造
理事 要名本丹五郎、富岡茂、宮田重一、伊藤直、伊藤平八、渡邊尚廣、四宮二男、岩山靜喜、松元傳藏、福士繁吉、江口清彦、齋藤唯夫

書記 北原規矩雄 同 富高 憲晃
同 日隈富士男 評議員 鑑 喜次郎
外三十名

4 支會及會員數

支會 ナン 會員 二、〇三五名

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 三、一七〇圓

歳入 歳金及寄附金二〇〇圓、補助金二、七〇〇圓(國庫一、三五〇圓、縣一、三五〇圓)中央融和事業協會交付金二〇〇圓、雜收入二〇〇圓、繰越金五〇圓

歳出 事務費一、二〇〇圓、會議費一〇〇圓、事業費一、八二〇圓(文書宣傳二五〇圓、講演會費一〇〇圓、講習會費六〇〇圓、懇談會費一五〇圓、調査費一〇〇圓、融和日諸費七〇圓、派遣費八〇圓、獎勵費四〇〇圓、助成費一〇〇圓、協議會費五〇圓、豫備費五〇圓)

2 事業計畫

調査研究、講習會(二回、二泊三日間)一夜講習會(一〇回)、講演會、懇談會、印刷物配付、國民融和日實施、諸會議、表彰、

調停斡旋、縣外講習員及視察員派遣、教育獎勵、町村融和事業助成、協議會、其他必要なる事項

三、昭和七年度施行事業計畫

二、協議懇談會

理事會 三回、三六名。部落經濟更生協議會一回、一三〇名。融和事業懇談會一〇回、三〇〇名。(一般備五回、部落有志中心五回)

三、調査、研究、視察

差別事象及生業、經濟狀態の調査 五ヶ町村

四、普及宣傳に關する施設

社會問題講習會 七回。社會問題講演會 七回。融和事業映畫會六回。文書宣傳 小冊子及融和時報。國民融和日施設 文書宣傳一件、他團體施設依頼一件

五、差別事象及事件の對策

首辭關係事件 一件

六、内部自覺に關する施設

講演會懇談會等に於ける自覺意識の強調、共同作業場等を中心とする懇談的自主的組織の整備等

七、産業並經濟に關する施設

經濟更生協議會 一回、經濟調査五ヶ所。生業及經濟狀態調査

八、青年及婦人融和團體

熊本縣昭和青年聯盟 五五名、代表者今野協造、活動 文書配布等。婦人運動は青年聯盟に包含す。

九、兒童融和教育

融和教育協議、融和讀本の配給、補習學校主任教員會に對する強調

一〇、教育に關する施設

教育獎勵助成 二〇名(高等小學校七六名、補習學校一二四名)

一一、他團體との聯絡提携に關する事項

一件(九州各縣社會事業大會)

一四、其他

就職其他斡旋 六件、結婚斡旋 二件、講習員派遣三回一九名

三四 鹿兒島縣社會事業協會

融和部

鹿兒島縣の融和事業は、從來同縣社會課並に社會事業協會に於て行ひ來りたるも、近時縣下社會事情の變遷に伴ひ本事業を積極的に進展せしむべき必要を認め、昭和四年四月一日新たに同協會に融和事業部を獨立せしめ、主として内部の生活の向上福利の増進を計ることになつた。

一、要覽

1 會則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ財團法人鹿兒島縣社會事業協會ト稱ス

第二章 融和團體の組織及事業概要

第二條 本會ハ事務所ヲ鹿兒島市山下町六八番地ノ一ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ鹿兒島縣下ニ於ケル社會事業ノ普及發達並其ノ聯絡ヲ圖ルヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業ニ關スル研究調査ヲ爲シ必要ト認メタル各種ノ社會事業ヲ實行スルコト

二、社會事業ニ關スル講演會又ハ講習會ヲ開催スルコト

三、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト

四、社會事業ノ後援ニ努ムルコト

五、社會事業從事者ヲ養成スルコト

六、會報其ノ他ノ印刷物ヲ發行スルコト(以下略)

2 役員

會長(知事) 市村 慶三 副會長(學務部長)大久保住吉

副會長 岩切太郎吉 理事 葉山萬次郎

理事 兒玉 實良 同 佐藤 茂助

常務理事(社會課長)千種 孝吉 監 察 加藤 初夫

評議員 前田 慶吉(外十九名) 外二名

幹事 井上清四郎 書記 内田 榮二

書記 本田 三次

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 二、五三二圓

歳入 一般會計繰入金一、〇八四圓、補助金一、四〇〇圓、(國庫

第三編 融和事業團體

七〇〇圓、縣二〇〇〇圓、中央融和事業協會五〇〇〇圓、繰越金四八圓

歳出 事業費二、五三二圓(協議會費二八九圓、講習會費一、〇六〇圓、講習員派遣費一二〇圓、視察員派遣費二一〇圓、育英獎勵費五七四圓、活動寫真費一〇圓、融和日施設費二〇圓、選獎費一〇圓)、印刷物頒布費一一〇圓、就職獎勵費一二〇圓)

2 事業計畫

協議會、講習會(六ヶ所)講習會員派遣(四人)視察員派遣(六人)融和に關する印刷物頒布、就職獎勵、育英獎勵、活動寫真、融和日施設、功勞者選獎

三、昭和七年度事業概況

二、協議懇談會

部落經濟更生協議會 一回、八二名。産業獎勵に關する打合せ四回、一二〇名

三、調査、研究、視察等

視察 一回、兵庫、岡山、廣島各縣へ部落代表、關係町村委員方面委員等

四、普及宣傳に關する施設

文書宣傳「融和時報」國民融和日施設 文書宣傳 一件

七、産業及經濟に關する施設

職業補習講習會 五四。産業獎勵助成 五團體。經濟更生協議會一回、産業獎勵に關する打合せ四回

一〇、教育に關する施設

就職獎勵 三〇名(尋常一年以上)、育英獎勵 七名、計三七名

第五條 委員長ハ本聯盟ヲ統轄シ一切ノ事務ヲ掌理ス

第六條 委員ハ委員會ヲ組織シ重要事項ヲ議決ス

第七條 本聯盟ノ經費ハ加盟團體ノ負擔トス

2 加盟團體並委員名

本派本願寺 一如會	委員	原田 慶純
大金派本願寺眞身會	同	武内 了温
京都府親和會	委員長	森 榮香
大阪府公道會	委員	上妻 宗康
兵庫縣清和會	同	内海 正名
和歌山縣同和會	同	藤 範晃誠
大和同志會	同	吉川 吉治郎
滋賀縣昭和會	同	米澤 虎一
三重縣社會部	同	山下 嘉三太
桑名縣融和部	同	
事務所 京都府社會課内 近畿融和聯盟事務所		

二、昭和八年度豫算並事業計畫

1 豫算總額 五六〇圓

(右は單なる事務費に過ぎずして事業費は計畫毎に加盟團體より支出の申合あり)

2 事業計畫

研究會開催(約六回)、懇談會協議會開催、小冊子、リーフレット刊行、國民融和日施設、融和評論刊行(五回)、其他必要に應じ陳情、警告、依頼等をなして融和の促進に資す

第二章 融和團體の組織及事業概要

第三節 機關聯盟

一 近畿融和聯盟

近畿各府縣の融和團體は早から協議會を開催し、毎年相寄つて種々の事項を協議してゐたが、單に協議會といふ様な一時的のものでなく、實行の伴つた常置的の機關としたことの希望が生じ、遂に昭和五年五月二日奈良縣初瀬町に聯盟創立協議會を開催し、審議の結果組織、役員、運動方針を決定した。

一、要 覽

1 規 約

第一條 本聯盟ハ近畿融和聯盟ト稱シ事務所ヲ委員長所屬團體事務所ニ置ク

第二條 本聯盟ハ近畿ニ於ケル融和團體ノ聯絡提携ヲ圖リ共同運動ヲナスヲ以テ目的トス

第三條 本聯盟ハ近畿ニ於ケル融和團體ヲ以テ組織ス

第四條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

一、委員長一名 委員若干名

一、委員ハ各加盟團體ヨリ一名ヲ選出シ委員長ハ委員ノ互選トス

一、役員ノ任期ハ滿二ヶ年トシ補缺ノ場合ハ前任者ノ殘任期間トス

三、昭和七年度事業概況

二、協議會談會等(研究會を含む)

協議並研究會七回(婦人融和運動の擴大の件、融和運動の方針と方法、匡救事業實施方陳情、經濟更生に關する件、兒童融和教育研究會、兒童融和教育に關する件、國民融和日並地方改善緊急施設の件研究)

四、普及及宣傳に關する施設

文書宣傳融和評論三回發行、國民融和日施設 文書宣傳二件、他團體施設幹旋二件

五、差別事象及事件の對策

文書に現れたる差別事件取扱に關し、中央融和事業協會の協力幹旋方を通牒す

九、兒童融和教育に關する施設

兒童融和教育研究會の開催

一五、其 他

一、實行委員五名西本願寺を訪問し決議文を提出し融和に關する積極的盡力を陳情す

一、文部大臣訓令公布に關し幹旋方を照會

一、滿洲國移住に關し社會局長官へ陳情文提出

一、部落經濟更生に關し社會局長官へ陳情書を送付す

二 關東融和聯盟

關東地方融和團體の協議會を昭和七年八月二十七日埼玉縣長壽に催したのを機會として關東融和聯盟結成の議が擡頭しこれが準備を當番縣たる埼玉縣に依頼せられた。九月十二日東京市に於ける會議が開かれるのを利用してこれが創立委員會を社會局に於て開催し、關係府縣より列席して左記關東融和聯盟規約を議定したが、關係府縣に對しては同縣からこれを通報してその諒解支持を求むることになつた。

一、規約

- 第一條 本聯盟ハ關東融和聯盟ト稱シ關東及其ノ附近ニ於ケル融和團體ヲ以テ組織ス
 - 第二條 本聯盟ハ加盟融和團體相互ノ聯絡提携ヲ圖リ共同運動ヲナスヲ以テ目的トス
 - 第三條 前條ノ目的ヲ達成スルタメ毎年一回以上協議會ヲ開催ス
 - 第四條 本聯盟ノ事務ハ當番府縣團體コレニ當ル
 - 第五條 本聯盟ノ經費ハ加盟團體ノ負擔トス
- 一、加盟團體名
東京府社會事業協會
聖調奉旨會

融和事業團體統計表

第一表 昭和七年度融和團體施設一覽

團體名	事業種類	施設											
		協議會	調査會	講習會	講演會	演劇會	文藝會	融和日會	差別事件	内部自覺施設	産業經濟施設	青年婦人教育施設	教育奨励
中央融和事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
聖調奉旨會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本派本願寺一如會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大谷派本願寺眞身會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京府社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都府親和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪府公道會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川縣青和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫縣清和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉縣社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬縣融和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉縣社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下野 昭和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大和同志會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重縣社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知縣社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡縣社會事業協會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨縣共愛會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀郡昭和會	協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

神奈川縣青和會
埼玉縣社會事業協會
群馬縣融和會
千葉縣社會事業協會
茨城郡社會事業協會
下野昭和會
受知縣社會事業協會
靜岡縣社會事業協會
山梨縣共愛會
信濃同仁會
富山縣融和會

二、昭和七年度事業
關東地方融和事業協議會
昭和七年八月二十七日埼玉縣長壽に開催し加盟各團體提出事項に付別記の通り協議した。出席者二十名
【備考】右二聯盟の外昭和七年五月開催の九州社會事業に於て九州融和聯盟設立の件を可決し、組織方法は熊本縣昭和會に一任した。

關東地方融和事業協議會
昭和七年八月二十七日埼玉縣長壽に開催し加盟各團體提出事項に付別記の通り協議した。出席者二十名
【備考】右二聯盟の外昭和七年五月開催の九州社會事業に於て九州融和聯盟設立の件を可決し、組織方法は熊本縣昭和會に一任した。

第三編 融和事業團體

團體名	豫算總額	其他豫算	中央融和事業協會	(一般會計)	(特別會計)	生業資金
岐阜縣社會事業協會	一七、一〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
信濃同仁會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
富山縣融和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
鳥取縣一心會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
鳥根縣和教會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
岡山縣協和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
廣島縣共鳴會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
山口縣一心會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
和歌山縣同和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
德島縣融和團體聯合會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
讚岐昭和一會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
愛媛縣善鄰會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
高知縣公道會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
福岡縣親善會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
大分縣親和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
佐賀縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
熊本縣昭和一會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
鹿兒島縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
近畿融和聯盟	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
東京府社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
京都府親和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
大阪府公道會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
神奈川縣青和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
兵庫縣清和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
埼玉縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
群馬縣融和會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
千葉縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
下野昭和一會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
大和同志會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
三重縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
愛知縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
靜岡縣社會事業協會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
山梨縣共愛會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
滋賀縣昭和一會	一六、二〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	二〇、五〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

第二表 昭和八年度融和團體豫算一覽

中央融和事業協會 七一、七九五

生業資金 二〇、六一五、〇四

聖訓奉旨會	一四、七〇〇					
本派本願寺一如會	一三、一四〇、五七					
大谷派本願寺眞身會	二、五二五	積立金	五、〇〇〇			
近畿融和聯盟	五六〇					
東京府社會事業協會	五、〇〇〇	生業資金	二、二三七			
京都府親和會	一三、〇九六	基本資金	四八〇			
大阪府公道會	一八、四二〇	職業講習補助金	一、〇〇〇			
神奈川縣青和會	六、三〇〇	生業資金	二六〇			
兵庫縣清和會	二二、四〇〇					
埼玉縣社會事業協會	七、一五一					
群馬縣融和會	四、六四五					
千葉縣社會事業協會	一、九〇〇					
下野昭和一會	七、〇二六					
大和同志會	八、七〇〇					
三重縣社會事業協會	四、一一〇					
愛知縣社會事業協會	二、一五七					
靜岡縣社會事業協會	五、三〇六					
山梨縣共愛會	七〇六圓五〇					
滋賀縣昭和一會	三、九四〇					
計	三、八五一					
岐阜縣社會事業協會	三、八五一					
信濃同仁會	二、八〇〇					
富山縣融和會	二、九三一					
鳥取縣一心會	六、〇四〇					
鳥根縣和教會	八、四七九					
岡山縣協和會	七、六〇〇					
廣島縣共鳴會	二、五二五					
山口縣一心會	五、六三五					
和歌山縣同和會	八、六九〇	基本資金	一〇、〇〇〇			
德島縣融和團體聯合會	三、七八〇	同仁隣保館	四四一			
讚岐昭和一會	二、一九〇					
愛媛縣善鄰會	八、〇〇〇					
高知縣公道會	一〇、一〇五					
福岡縣親善會	六、七五〇					
大分縣親和會	二、八七〇					
佐賀縣社會事業協會	三、四七三					
熊本縣昭和一會	三、一七〇					
鹿兒島縣社會事業協會	二、五三二					
計	三、四一、四三三、〇七					

第二章 融和團體の組織及事業概要

第四編 融和運動

概説	二五
第一章 會議	二五
第一節 全國的會議	二五
一、融和事業全國協議會	二九四
第二節 地方的聯合會議	二九五
一、關東地方融和團體協議會	二九五
二、近畿融和聯盟委員會	二九七
三、四國四縣融和事業協議會	三〇八
四、九州社會事業大會(融和事業部)	三〇
第三節 府縣融和團體會議	三三
一、京都府親和會第九回協議員大會	三三
二、大阪府公道會第四回總會	三三
三、神奈川縣青年會第八回總會	三四
四、兵庫縣清和會總會	三五
五、埼玉縣社會事業協會	三五
協議委員會	三五
六、大和同志會第二十一回總會	三五
七、富山縣融和會第七回總會	三七
八、鳥取縣一心會第九回總會	三八
九、島根縣和教會第八回總會	三八
一〇、岡山縣協和會第十二回總會	三〇
一一、廣島縣共鳴會第十一回總會	三〇
一二、山口縣第八回融和事業大會	三三
一三、和歌山縣同和會第九回總會	三三
一四、德島縣融和團體聯合會第四回協議大會	三五
一五、高知縣公道會第十三回總會	三七
一六、福岡縣親善會第五回總會	三九
一七、佐賀縣社會事業協會總會	三〇
第二章 普及宣傳運動	三〇
第一節 講習會	三三
一、講習會施行一覽	三三
二、各團體に於ける講習會施行狀況	三三
第二節 講演會	三七
一、講演會施行一覽	三七
二、各團體に於ける講演會施行狀況	三〇
第三節 映畫會	三三
一、映畫會施行一覽	三三
二、各團體に於ける映畫會施行狀況	三五
第四節 文書宣傳	三六
一、文書宣傳施行一覽	三六
二、各團體に於ける文書宣傳施行狀況	三九
第五節 國民融和日運動	三四
一、國民融和日運動一覽	三四
二、各團體に於ける國民融和日運動施行狀況	三五
第三章 差別事象及差	三五

融和運動の普及と宣傳の進歩は、各地で著しく進んでゐる。講習會、講演會、映畫會、文書宣傳、國民融和日運動等、各團體に於ける活動は、益々盛んになつて來た。

第一、講習會の施行は、各地で盛んに行はれてゐる。講習會の目的は、融和運動の普及と宣傳の進歩に在り、各團體の幹部や青年層に對して、融和運動の意義と目的を説明し、實踐方法を指導するに在る。

第二、講演會の施行は、各地で盛んに行はれてゐる。講演會の目的は、融和運動の普及と宣傳の進歩に在り、各團體の幹部や青年層に對して、融和運動の意義と目的を説明し、實踐方法を指導するに在る。

第三、映畫會の施行は、各地で盛んに行はれてゐる。映畫會の目的は、融和運動の普及と宣傳の進歩に在り、各團體の幹部や青年層に對して、融和運動の意義と目的を説明し、實踐方法を指導するに在る。

第四、文書宣傳の施行は、各地で盛んに行はれてゐる。文書宣傳の目的は、融和運動の普及と宣傳の進歩に在り、各團體の幹部や青年層に對して、融和運動の意義と目的を説明し、實踐方法を指導するに在る。

第五、國民融和日運動の施行は、各地で盛んに行はれてゐる。國民融和日運動の目的は、融和運動の普及と宣傳の進歩に在り、各團體の幹部や青年層に對して、融和運動の意義と目的を説明し、實踐方法を指導するに在る。

第四編 融和運動

別事件に對する運動……………	三五	第一節 差別事象及差別事項に對する運動一覽……………	三五	第九節 政治運動……………	五〇
第一節 各團體の同上運動狀況……………	三五	第二節 各團體に於ける産業經濟指導……………	三五	第十節 教育獎勵施設……………	五二
第二節 内部自覺運動……………	三五	第一節 産業經濟指導……………	三五	第十一節 委員制度……………	五二
第一節 内部自覺運動……………	三五	第二節 各團體に於ける産業經濟狀況……………	三五	第十二節 功勞者表彰……………	五二
第二節 各團體に於ける内部自覺運動狀況……………	三五	第一節 職業輔導……………	三五	第十三節 融和團體以外の融和施設……………	五〇
第五章 産業經濟運動……………	三五	第二節 職業輔導……………	三五	第一節 社會事業團體……………	五三
第一節 産業經濟指導……………	三五	第一節 職業輔導……………	三五	第二節 教化事業團體……………	五三
第二節 各團體に於ける産業經濟狀況……………	三五	第二節 職業輔導……………	三五	第三節 宗教團體……………	五三
第六章 青年融和運動……………	四四	第一節 職業輔導……………	三五	融和運動統計表……………	五七
第一節 青年融和運動……………	四四	第二節 職業輔導……………	三五	第一表 普及宣傳運動統計……………	五七
第二節 各地方に於ける青年融和運動……………	四四	第一節 職業輔導……………	三五	第二表 産業經濟運動統計……………	五九
第七章 婦人融和運動……………	四五	第一節 職業輔導……………	三五	（以下本文中に在るもの）	
第一節 婦人融和運動……………	四五	第一節 職業輔導……………	三五	差別事象及事件に對する運動一覽……………	五六
第二節 各地方に於ける婦人融和運動……………	四五	第一節 職業輔導……………	三五	内部自覺運動一覽……………	五六
第八章 兒童融和教育……………	四七	第一節 職業輔導……………	三五	青年融和運動一覽……………	五六
第一節 兒童融和教育……………	四七	第一節 職業輔導……………	三五	婦人融和運動一覽……………	五六
第二節 各地方に於ける兒童融和教育……………	四七	第一節 職業輔導……………	三五	兒童融和教育運動一覽……………	五六

概 説

昭和七年度に於ける融和運動は、一般社會を風靡する經濟的恐慌に依る國民生活の打開、所謂非常時對策としての國民更生運動に多大の關聯を有しつゝ、内部の經濟生活の更生を期することに其の主力を注いだ。

之が運動の實際方面に於ける狀況は、前年度末昭和七年二月開催せられたる融和團體全國協議會に於ける協議事項「昭和七年度中に於て主力を傾注すべき適切なる融和方策如何」に對し、「産業經濟對策を講ずること」を其の決議の第一とし既に本年度融和運動方針は決定せられたのであつた。之等運動方針に關し、各團體は夫々決定せられたる具體的方策の實踐に進まむとするとき、更に國內的並に經濟的に政治經濟關係の深刻化と共に、國民生活の窮乏は極度に達して所謂非常時日本を現出し、茲に國民更生運動としての經濟運動が全國的に起さるゝに至り、特に部落に對しては地方改善應急施設費として百五十萬圓の支出等融和運動上に劃期的方策が試みらるゝに至つた。

茲に於て七年九月全國融和團體會議を開催して部落經濟更生方針を確立し、全國一齊に之を具體的方策の樹立、實踐、指導者養成等の諸運動が遂行さるゝに至つたのである。之と

共に内部自覺、差別事件の撤廢運動等内部的運動は右の産業經濟運動と共に倍々多きを加ふるに至つた。之と共に従来の融和團體の更生運動として發達し來りし青年及び婦人融和運動等は、其の運動内容の従来の融和運動の要素を出でざるものは其の運動比較的不振なるも、新しき内部的、經濟的運動を其の要素とするものには於ては特に顯著なる活動が營まれつゝある。

兒童融和教育運動に關しては其の發達は教育機關内に於けるものは次第に發達しつゝあるも、融和運動自體に於て其の發達遲々たるものがある、之は本運動が科學的考察と實行に俟つべき要素あるの點を、現在の融和團體に於て深く考慮すべきであらう。

第一章 會 議

融和運動が其の進むべき目標を見極め、之が方針と具體的方策を決定すべき融和事業協議會は、第一は中央に於ける全國的協議會、第二は地方融和團體の夫々各地方に於ける共通の立場と運動の提携聯絡を圖るべき地方的聯合會議、第三は府縣を單位とする各融和團體直接の方針と方策を決定すべき團體自身の會議の三種に分類することが出来る。

第一節 全國的會議

昭和七年度に於ける全國的會議は、中央融和事業協會主催に係る七年度融和事業全國協議會である。本會議は各府縣を單位とする融和團體の外、整調率會其他の全國的團體をも網羅し、名實共に融和事業に關する全體會議である。本會議は毎年一回開催し同年度又は次年度に於ける融和運動の方針と方策を決定すべき最も重要な會議で、随つて融和運動の趨勢は本會議に如實に顯るゝことは勿論である。

昭和七年度融和事業全國協議會

現時財界の不況は、農工商各方面に亘つて疲弊困憊その極に達し、殊に部落は、從來特別待遇の爲め、經濟的進出を阻まれ、窮乏を告げつゝありたる折柄、二重の桎梏に悩み、此種放任せんか將來自滅の外なく、この非常時局に直面しては一刻も速に難局を打開すべきは焦眉の急務なるが、今回政府に於ては通ぐる第六十三議會の協賛を経て、一般農山漁村、並に中小工業者の救済施設を講ずるの外、特に地方改善應急施設費として百五十萬圓の豫算を計上して、應急的施設を講ぜらるゝに至つたが、融和事業關係者としては、當然政府の施設のみに委ねず、政府の施設と相俟つて進んで各部落の經

濟を主とする自力更生の徹底を期するの必要に顧みて、中央融和事業協會主催のもとに昭和七年九月十二日、十三日の兩日、社會局大會議室で、三府三十一縣に亘る五十名の融和事業關係各府縣、並に各團體主務職員會合して、部落更生運動の實施に關する「融和事業全國協議會」が開催せられた。

第一日(九月十二日)

午前十時開會が宣せられ、先づ平沼本協會長の挨拶があり、同會長を議長として左の協議事項に就て協議が進められた。

平沼會長の挨拶

本日より二日間融和事業關係各府縣並各團體主務職員協議會を開催することとなり三府三十一縣に亘り五十名の御出席を得ましたことは主催者として深く感謝する所でありませぬ。今や我國は對外的には滿洲問題を中心として容易ならざる國際難局に遭遇して居ります。共に對内的には産業の不振と經濟の窮乏甚だしく中央地方を通じて之れが振興と匡救とに日も亦足らぬ有様であります。特に所謂部落にありては從來の因襲的差別による社會生活上不利の立場に置かれたる上に更に最近の一般産業經濟の不振窮乏に因り其の困難一層酷しく之れが匡救は他に比して更に切實なるものあること各各位の夙に御承知の通りであります。

政府に於ても是々視る所あり最近開かれたる第六十三回議會の協賛を経て一般的農山漁村並に中小工業者の救済施設を講ずる

の外特に地方改善應急施設費として百五十萬圓の豫算を計上して應急的施設を講ぜらるゝに至りましたことは時節柄寔に適切な處置として欣快に堪へざる所であります。

此の際我々融和事業關係者としては唯單に政府の施設のみに委ねずして政府の施設と相俟つて進んで各部落の經濟を主とする自力更生の徹底を期せねばならぬと考へます。惟ふに同胞融和の支障は固より不合理の差別にありと雖又長き差別の爲に生じたる其の生活の低位なることも亦差別打開上の一大支障と云はねばなりませぬ此處に自力更生積極進取の氣風を振作し産業經營の改善消費の合理化等經濟生活の充實刷新の要を認むる所以であります。

本年二月開催の協議會に於て本年度に於て主力を注ぐべき方策として内部の自覺促進及産業經濟対策を講ずることの要を決定せられたのであります。其の後の社會狀態は倍々其の必要を痛切に感ぜしめるのであります。

本會提出の協議案件は僅に一題に過ぎませぬが此の案に包含する實行内容の現下最も重要な事項にして相當多岐に亘ることと思はれますので何卒慎重の御協議を遂げ目的の達成に資せられんことを一言所懐を述べて御挨拶と致します。

協 議

一、部落經濟更生運動の實施に關する件
赤堀中央融和事業協會常務理事提案を説明して
「部落の經濟的地位は一般に比し三分の一以下である。非常時の部

落は一般に比して三倍以上の窮乏を告げつつある。政府が過ぐる臨時議會に於て協賛を得たる一億七千萬圓の一般的救済施設は、部落も當然窮乏甚しき處として之が施設が講じらるであらうが、かゝる特殊事情にある部落としては、更に百五十萬圓の地方改善應急施設費が計上せられて、その結果二重の協賛を受けることとなつた。此際我等の應急施設に對して部落民は唯に政府の施設のみに委ねず、自力によつて更生するの道を拓く必要がある。更に進んで現状の打開に止めず、五年とか十年とかの計劃のもとに部落經濟の根本的建直しを期すべきである。その結果部落の文化向上することを得ば、差別の桎梏も大半除かれるであらう。」と述べ、次で持永社會局福利課長は、國民更生運動に對する政府の計劃に就き左の通り述べた。

今度の應急施設も之に國民自身の力が伴はねば効果は期し難い。故に内務省では國民更生の精神運動を起し之が具體的の政策を講じてゐる。併し之は從來の如き單なる思想的な精神運動ではなくして、具體的な計劃を樹立し之を實行してゆくやうに期してゐる。

部落の悲況は一般に比して一層甚しい打撃を受けてゐるので、内務省では部落救済の名で、嘗て無い大なる豫算を以て應急施設に充てんとしてゐるのである。此處に又、自力更生の運動も一層必要とせられるところである。内務省では一般に對して自力更生を圖ると共に、又部落に對しては一層之に努力せられんことを希望して止まない。

次に地方改善基金施設費の施行に就てその主たる點を示せば、

地方改善基金施設費の施行に關する要點

- 一、之は一般の土木事業の外に更に認められた豫算であるこれが爲に一般の土木事業の救済を受けないことになれば、本来の趣旨が破壊されて、目的が達せられないことになる。部落は兩方面から、救済を受けることになつてゐることに特に留意されたい。
- 一、技術的に考へて經費の幾分かを節約し得られる場合があるとしても、部落救済の趣旨を中心として考へられたい。
- 一、原則としては土木事業費に充てらるべきであるが、特殊の事情あるものに限りては産業經濟の施設費に充ててもよい。
- 一、經濟主體は市町村といふことになつてゐるが、その部落に請負してもよい。

右提案に就て、千葉縣、兵庫縣、岡山縣、高知縣公道會、奈良縣、神奈川縣、兵庫縣清和會、和歌山縣同會、眞身會等から次の如き種々質問があり、赤堀常務理事、並に持永福利課長は夫々の立場から之に答へた。

一體以上にやる

問(千葉縣) 千葉縣では、有力者を以て經濟更生委員會を設け、町村にも亦町村での委員會を設け、その中に部落の人も委員にして國民更生運動の中に、部落の更生をも共にやることにしてゐるが、それでは部落の更生が等閑に附せられるからそれを引離して施行するがよいといふお見込が、又は國民更生運動の上に更に別の運動を施設しやうとせられるお見込か……。

答(赤堀) 一般から引離してやるといふのでなくて、一般以上にやるのです。應急施設に就て別に地方改善應急施設が認められたと同様に、一般以上にやるのです。

部落の請負負債の整理

問(千葉縣) (イ)土木事業は市町村の直管か、否らざれば部落の請負といふ趣旨らしいが、直管もその部落の請負も困難なる場合は、他の部落に請負してもよいのですか。(ロ)負債の整理が最も部落救済の上に必要であると思ふが、資金の融通が願へるでせうか。

答(持永) (イ)事業を施行する部落以外の請負はいけなない。(ロ)まだその方法はないが、農林省で考究されてゐるから將來は請じられるであらうと思ふ。

年々繼續してやるか

問(兵庫縣清和會) (イ)一般的の救済は三ヶ年に亘つてゐるやうですが、地方改善の方は本年限りのものでせうか。(ロ)従来の地方改善費と、今回の應急施設費との關係は如何。

答(持永) (イ)豫算のことであるから確定的なことは云へないが、今後に於ても一般豫算が認められる程度に計劃してゆきたいと思つてゐる。(ロ)經常的な地方改善とは別にして兩方ながら施行することになつてゐる。

産業の資金に援向けては如何

問(岡山縣) 岡山縣では、地域の關係上土木事業をやる餘地のないものがある。寧ろ部落の人の永遠の幸福を考へるならば、これを産業資金に充ててゐる方が効果的であると思ふ。土木事業の外の施設

労働賃銀の標準

問(静岡縣) 労働賃銀の標準は如何。

答(持永) 土地に適當した賃銀でよろしい。一般土木事業は平均七、十錢といふことになつてゐる。

更生運動費を出される見込か

問(神奈川縣兵庫縣) 更生運動に對する豫算を、府縣の團體にも交付せられるお見込ですか。地方團體にも更生運動をやれといはれるならば、當然その運動費は出さるべきだと思ふが……。

答(持永) 中央融和事業協會に交付されるかも知れないから、府縣の團體は中央融和事業協會を通して多少とも活動が出来るやうな方法が講じられるやうにならうと思ふ。特別の豫算はなくとも、豫定事業の講習會機關誌發行等の施設の中に、折込んで行ふやうに助力が願ひたい。

特別の費用を要す

問(和歌山縣同和會) 過日開かれた大會の決議等から、本年は特に時局の如何に拘はらず産業經濟の方面の事業を進めてゐる。この上新しい施設としてやるといふならば特別の費用がなくてはやれぬ。豫定の事業に折込でやれといふことだがその程度のことだつたら、自然不徹底に終り、効果も怪しいものになると思ふが如何。

としては産業施設の或るものに限られてゐるが、之を生業資金として使用できないでせうか。

答(持永) 生業資金も産業施設の中に入るかも知れないが、生業資金のやうに何年もかゝつてやるといふことは應急施設の趣旨に適しないことになる。生業資金としては外にその途が講じられてゐる。

計畫實施中のものは當く

問(高知縣公道會) 應急施設は現に實施中、又は計劃中のものは原則として認めぬとあるが、計劃中のものは縣が決定して最も必要なりとして申請して居るもので、當然認められるべきだと思ふが如何。

答(持永) 本質論から云へばさうであるが、既に町村並に府縣で認められてゐるのだから當然實施せられるものである。でその決定から漏れたものの中で、適當に實施する方が今度の豫算の趣旨に適つてゐる。止むを得ない場合は、別に考へられないこともないが、なるべくさう願ひたい。

勢力に依り救済する趣旨

問(奈良縣) 勢力が補工事業の二分の一以上といふことになつてゐるが、土地の状況等で二分の一にならぬがどうしても施行しなければならぬといふやうな事情にあるものは認めて差支ないでせうか。

答(持永) 勢力に依つて救済するといふ趣旨だから五割以上といふことに願ひたい。

答(赤堀) 既に、數年間に亘る協議會等の主要の題目になつてゐることではあるが特に應急施設の認められた此の機会を捉らへて聲を大にするといふことは意義ないことではないと思ふ。

二重施設の總旨を徹底せよ

問(高知縣公道會) 應急対策が部落に關しては二重に施設せられるといふことを、特に地方長官にあて通牒が願ひたい。

答(富田) 地方長官には一般の施設以上にやるのだといふことの通牒を出してある。

自力更生費に流用してよいか

問(神奈川縣) 應急施設費で勞力費が半額に達した時はその餘分を以て自力更生の諸費としてよいでせうか、又自力更生に關しての講習會を計劃する場合は、經常的の地方改善費として半額の補助が貰へるでせうか。

答(持永) 土木事業として設計計劃等に要する費用は、使つてよろしい。が自力更生に關する費用にけ使つてはならない。次に自力更生の費用を經常的な地方改善費から出すといふ事は或は難しいことではないかと思ふ。

所有權と検査に就て

問(栃木縣) (イ)共同作業場の所有權は如何。(ロ)土木事業の検査は社會課で行ふ程度でよろしいか。

答(持永) 所有權は經營主體の府縣ならば府縣、市町村ならば市町村のものとなる事實は部落のものといふ事になるかも知れないが形式上は經營主體のものである。(ロ)社會課でもあますやう

した。

第二日(九月十三日)

午前九時開會、赤堀常務理事議長席に着き、前日の會議に就いて一言致したいとて

地方改善施設の外に、内務省、農林省、商工省等に於て種々の事業が施行せられるから各方面に要求して部落の利益になるやうあらゆる方法を講じられたい。尙地方團體の自力更生運動の經費も縣の方にも適當の遣があることと思ふから、御留意願ひたい。それから今回の部落經濟の更生運動は、内務省から發源されたものでなくて、既に久しく考へてゐたものであることを明らかにして置きたい。

と述べ、左記事項に關し打合會を開いた。

一、講習會開催に關する件

二、地方協議會開催に關する件

先づ第一打合事項に關し、本協會案に基いて、三好參事の説明があり、兵庫縣清和會、埼玉縣、高知縣、大和同志會、靜岡縣、茨城縣、長野縣、大阪府、徳島縣、和歌山縣等から發言があつて、主として講習會と協議會とを何れを先に開くかに就いて意見が交換されたが、折しも農林省の若林技師が見えたので、暫時打合會は中止されて、産業組合法改正に就いての講話があつた。約三十分の後、再び、打合會に移り、和歌山縣同和會、靜岡縣、高知縣等から會場に就いての意見等

な技術的なものは土木課とも協力せられたい。

正午休憩して午後一時から再開、富田理事(社會局社會部長)議長席に着き、其時配布せられたる「部落經濟更生運動に關する要綱」案の協議に移り、三好參事原案を朗讀し赤堀常務理事之が説明をなした。

千葉縣、靜岡縣等から地方で開かれる講習會派遣講師に就いての質問埼玉縣から協議會、講習會開催期日の前後に關する意見等があつた。

次に京都府、三重縣、兵庫縣清和會、大和同志會、和歌山縣同和會、靜岡縣から富田議長の質問に應じて既に計劃實施し最も効果ありたる部落の状況に就いて縷々述べるところあり、續いて奈良縣から産業組合法の改正に關する質問あり、赤堀常務理事の改正要點に關し一應の説明があつたが、更に詳細に涉つては翌日農林省の技師を聘して話を聴くこととして次に移り、高知縣公道會、茨城縣等から應急施設實施に關する質問あり、富田社會部長、及び持永福利課長の應答を以て協議を了り、富田議長は前配原案につき満場に諮つて、之が承認を得、別項の通り決定した。

懇談會

第一日の協議會終了後、一同は如水會館に於ける平沼本會長招待の懇談會に臨席し、晚餐後種々懇談して午後八時散會

があつて、種々打合の末、左の通り決定した。

講習會要項

- 一、名稱 部落經濟更生指導者講習會
- 二、主催 財團法人中央融和事業協會
- 三、開催地並期日及講習員數
 - 1. 中國地方(鳥取、島根、岡山、廣島、山口)
 - 會場 廣島縣嚴島町小學校
 - 期日 十月五日ヨリ八日迄四日間
 - 講習員數 各縣トモ十名宛計五十名
 - 2. 近畿地方(京都、大阪、兵庫、和歌山、奈良、滋賀、三重)
 - 會場 滋賀縣坂本村叡山麓延曆寺山下境信徒宿院
 - 期日 十月十日ヨリ十三日迄四日間
 - 講習員數 兵庫縣十五名他トモ十名宛計七十五名
 - 3. 四國地方(徳島、香川、愛媛、高知)
 - 會場 香川縣木田郡屋島村屋島館
 - 期日 十月五日ヨリ八日迄四日間
 - 講習員數 各縣トモ十名宛計四十名
 - 4. 九州地方(福岡、大分、佐賀、熊本、鹿兒島)
 - 會場 福岡市社會教育會館
 - 期日 十月十日ヨリ十三日迄四日間
 - 講習員數 福岡、熊本トモ十五名宛大阪、佐賀、鹿兒島トモ五名宛計四十五名
 - 5. 關東中部地方(東京、神奈川、靜岡、愛知、富山、長野、山梨)

栃木、埼玉、千葉、岐阜、群馬、十二府縣)
 會場 東京府北多摩郡小金井村浴恩館
 期日 十月十七日ヨリ二十日迄四日間
 講習員數 各府縣トモ五名宛(計六十名)
 四、講習員資格

一、部落青年團ノ指導者又ハ部落ノ代表幹部ニシテ當該府縣知事又ハ融和團體長ノ推薦ニカ、ル者(年齢廿五才以上四十才迄)
 五、講習員經費

講習員ノ食費、食費ハ主催者ニ於テ負擔スルモ旅費ハ當該府縣又ハ融和團體若クハ個人ノ負擔トス
 六、講習科目

一、經濟更生運動ノ指導方針
 二、部落産業經濟ノ情勢
 三、部落經濟更生運動ノ方策
 四、體驗談

次で第二打合事項協議會開催の件につき附議。先づ山本囑託から各府縣に於ける開催期日に就いて原案を示して説明を爲し、埼玉縣、大和同志會等から期日變更に關し又信濃同仁會和歌山縣等から派遣講師の資格に關し意見並に質問が出て、赤堀、山本の兩氏之に答へた。次に富山縣融和會から生業資金、並に御下賜金に就いての希望するところありて正午休憩した。がこの休憩中に夫々關係地方別に集合、別々に打合せ

を爲し、改めて本會議に附議することになつた。

午後一時二十分再會、前記事項について、打合會を續行、協議の末は原案通り決定した。

右打合事項の審議を了り、こゝで大和同志會から、今回の應急施設に關し各關係當局に御禮を述べ、旁々今後も繼續して支出されたき旨陳情しては如何、尙文部大臣に對し懸案となれる訓令を督促しては如何との議出で、満場の賛成を得て議長一任で左記委員が指名された。

成澤(長野)山本(富山)吉川(大和)前田(大阪)内海(兵庫)原田(一
 如)岡崎(岡山)波田(高知)眞鍋(福岡)

〔決議事項〕

部落經濟更生運動要綱

第一 運動の趣旨

今や我國は内に深刻なる財界の不況により國民の經濟生活を脅し外に國際關係は彌々重大化せんとするに至つた。方これ未曾有の國難に直面せる秋と謂ふべきである。

此の時に方り國家としては時局匡救の根本對策を樹立し適切な應救施設を講ずるの要あるは勿論なりと雖我等國民も亦内外の情勢と國難の實相とを凝視し自奮自動生活全般の一新を畫し愛國的情熱と信念とを以て舉國一致難局打開に邁進すべきである。

殊に所謂部落經濟生活の實相を顧みれば過去久しきに亘る

差別的偏見の爲め産業經濟上の社會的進出を阻まれ、且産業經濟組織の變化に伴ひ特殊の産業の如きも年々不振に陥るに至つた。加ふるに傳統的習性として生活狀態に於ても其の日暮しに甘ずるもの多しとせず部落經濟生活の將來は洵に深憂に堪へざるものあり、之が打開は正に焦眉の急務なりと謂ふべきである。

この故に全國の融和團體はこの際奮然躍起し眞に部落經濟の自力更生を圖り各般の救済施設をして有効ならしめ茲に其の經濟生活の基礎を固くし以て將來の向上發展を期せねばならぬ。之即ち本運動を計畫實施せんとする所以である。

第二 運動の綱領

一、建國の大義に則り舉國一致國難打開に協力邁進する經濟生活の窮乏國際關係の重大化

之方に我國現下の重大問題である。我々國民は其の真相を十分に識り、國難に處するの覺悟がなくてはならぬ。

光輝ある三千年の歴史に鑑み大に自覺を喚起し、協力一致以て難局打開に邁進すべきである。

明るく正しき新興日本の建設は我等の使命である。二、部落經濟事情を痛にし經濟的自覺を喚起すること所謂部落の經濟生活は深刻なる不景氣の爲めと「差別」の爲

めに二重の困窮に襲はれてゐる。

其の將來を考へ、經濟的立場に目覺めて、今後の經濟生活に備へねばならぬ。

自覺は民生の第一歩である。

三、産業の經營を改善し、消費の合理化を圖り、以て新興生活の基本を確立すること。

生産、消費の兩方面に亘り一定の計畫を樹て、根本的工夫を凝し、一切の不合理を改め不利益を除き經濟の更生を期すべきである。

協同的組合を作つて個人本位の生活より、團體本位の生活に進まねばならぬ。

新興生活の根本は部落經濟の建て直しにある。

四、社會共存の意義を明らかにし協同一致の精神を振起すること。

社會を離れて人間の生活はない。小我に囚はれて兄弟争ひをすることは如何にも醜い。共に働き、共に助け合ひ、何事も協同一致でやらねばならぬ。

仲良く力を協せて働く村落は必ず榮える。

五、自力更生の氣風を振作し積極進取の氣象を涵養すること他力本位は現實の生活には禁物である。卑屈に流れ、他力に頼るやうでは眞の自覺とはいへない。

進んで自己の運命を開拓し大に發展すべきである。經濟更

生の原動力は積極進取の精神にある。

第三 運動の方法

部落経済更生運動は政府の國民更生運動の趣旨に則り精神の緊張を圖り敢然として難局に處するの覺悟を抱かしむることにあるが其の主眼とする所は此の機會を捉へ眞に部落経済生活の自力更生を期し経済生活の一新を畫することではなくてはならぬ。

従つて運動方法の如きも單なる一時的宣傳に終らしむることなく自主的打開の意氣に依り経済更生の具體的計畫を樹て之が實行實現を期すべきである。

- 一、講演會の開催、印刷物の配布等に依つて部落経済更生運動の趣旨並綱領の徹底に努むること
- 二、協議會懇談會等を開き部落経済更生に關する具體的の申合せをなし、又各部落に經濟更生調査會を組織し、部落を主體とする産業經濟計畫を樹て必ず實行實現を期せしむるやう指導誘掖に努むること
- 三、講演會、懇談會等を開き産業組合、農事實行組合、商業組合、漁業組合、又は同業組合労働請負組合等の如き産業經濟機關の設置を奨励し既設の各組合と共に經濟更生の根幹として積極的に活動せしむべく指導誘掖に努むること
- 四、講習會を開き産業經濟に關する指導者を養成し今回の經濟更生運動の細胞たらしむると共に今後共直接之が指導に當らしむること

第四 運動の實施計畫

(一)中央融和專業協會
一、協議會
イ、全國協議會
府縣主務職員並融和團體幹部職員を會同し更生運動に關する具體的に協議決定する

- ロ、地方協議會
關係各府縣に於て開催部落有力者を中心とする會同に講師を派遣し之が指導に當らしむること
- 二、講習會
更生運動に關する指導者養成の爲め關東中部、近畿、中國、四國、九州の五地方に於て部落青年を中心とする指導者講習會を開催すること
- 三、講師、指導員派遣
協會役員を始め學者實際家等より臨時講師並に指導員を委嘱し地方廳又は地方融和團體の要求に應じ之を派遣し趣旨の徹底及指導に努むること
- 四、印刷物刊行
イ、パンフレット刊行
部落自力更生に關するパンフレットを特輯し全國の部落を始め關係各方面に配布すること
- ロ、講演資料編纂

部落經濟事情並に更生部落の實例等に關する講演資料を編纂し地方廳及融和團體に配布すること

ハ、融和時報特輯

融和時報に自力更生欄を特設し趣旨の徹底に努むること

五、資料蒐集

部落自力更生に關する參考資料を蒐集し適宜の方法により宣傳に努むること

(二)地方融和團體の施設

一、協議會

管内數ヶ所(例郡單位)に於て部落有力者を始め町村當局其の他の關係者を會同し經濟更生運動の趣旨を徹底に努め其の具體的實行方法を決定すること

二、講演會

管内各部落に於て講演會を開き經濟更生運動の趣旨の徹底を圖ること

三、懇談會

管内各部落に於て懇談會を開き經濟更生の指導に努め其の具體的方法を決定し且つ經濟調査會並協同的組合の實現を期すること

四、市町村融和機關の活動市町村融和團體融和委員及關係各機關の活動を促し關係各部落に必ず實行組合を組織せ

しむるやう努力すること

五、青年及婦人融和機關の活動

青年養成講習會の受講者を始め青年及婦人融和團體の活動を促し關係各部落にて巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の徹底に努めしむること

六、各種團體との聯絡

本運動の實施に當りては市町村、教化團體、農會産業組合、漁業組合其の他各種團體との聯絡提携を圖り趣旨の徹底に努むること (以上)

出席者氏名

東京府	社會事業主事補	内田 雄雄
同	社會事業協會幹事	中島 千枝
京都府	社會事業主事	森 榮香
同	親和會幹事	
大阪府	社會事業主事	前田 宇治郎
同	公道會幹事	
神奈川縣	屬	頼田 良市
同	青年會常務理事	植木 俊助
兵庫縣	社會事業主事	軌保 昌範
同	清和會囑託	内海 正名
埼玉縣	社會事業主事	安藤 專哲
同	社會事業協會幹事	
群馬縣	社會事業主事補	石川 薫
同	融和會主事	澤口 忠藏

- 一、共同組合の指導に關する件 栃木縣下野昭和會提出
- 二、就職の機會均等に關する件 神奈川縣提出
- 三、所屬部落なき地方啓蒙の方法に關する件 神奈川縣提出
- 一、女子融和運動の現状に付承りたし 靜岡縣提出
- 一、自力更生の實例に付承りたし 靜岡縣提出
- 一、融和事業實施に當り之を喜ばざる地方の啓蒙方法如何 靜岡縣提出
- 一、部落産業の協同施設状況承りたし 千葉縣社會事業協會提出

- 一、現下部落の經濟的窮狀に鑑み適切なる應急對策如何 信濃同仁會提出
- 一、外觀的差別事象の顯著ならざる都市に於て融和促進上適切な施設方法如何 東京府提出
- 一、時局に鑑み最も緊急を要する施設如何 埼玉縣社會事業協會提出

議事

劈頭群馬縣及群馬縣融和會の提出にかゝる「青年男女の融和運動の實況を承はりたし」の協議題に關し群馬縣屬設樂仁氏の説明があり、これに對し埼玉縣の状況を安藤主事から説明し神奈川縣の状況について植木主事から述べて質疑應答があつた。

次で同じく群馬縣の提出議題たる「關東各府縣に於ける融和事業團體の聯絡協調を一層密ならしめ事業の實績を擧ぐる

適當なる方策如何」について同じく群馬縣の説明ありたるのち、地方的に各團體が協力して統整ある共同動作に出づることが最も有効であるからといふに意見の一致を見、これに關東融和聯盟を結成してこの際從來の範圍をも擴大強化することの申合をなし、當番縣に於てこれが創立委員會等の關係一切の委任をうくることとなつた。

次に下野昭和會の提出議題たる「農村部落の自力更生計劃に關する件及び共同組合の指導に關する件」につき上議し、萩原新氏の説明あり同時に同縣下の實狀を報告し、さらに中央融和事業協會の赤堀常務理事の解説的な談話があり各縣より色々な發言もあつて和氣横溢のうちに眞話に觸れた諸種の意見が交換された。

猶これに連關した問題として靜岡縣提出の議題をも併せて討議した。それから更に神奈川縣提出の議題に對しては植木主事の説明があり、千葉縣の提出議題に對しては増田屬から信濃同仁會の提出議題には成澤主事から、東京府の提出には中島常務幹事からそれ／＼詳細なる説明が行はれて各自意見を吐露して協議討議を行つた。猶當日關東水平社の名に於て八月二十八日の開放令の記念日を期して部落民全體會議を開かんとしてその準備會を開きつゝあつた同會の幹部の諸氏が本會々議の状況を傍聴のため來會せられた。最後に上原學務部長の閉會の挨拶があつて閉會した。

出席者氏名

中央融和事業協會	常務理事	赤堀都太郎
同	理事	宮地 久衛
栃木縣	社會事業主事補	秋山 三郎
下野昭和會	書記	萩原 新
群馬縣融和會	主事	澤口 忠藏
群馬縣	屬	設樂 仁
神奈川縣	社會事業主事	植木 俊助
神奈川縣青和會	屬	青木 信二
靜岡縣	社會事業主事	安藤 寛
千葉縣社會事業協會	屬	増田 正直
信濃同仁會	主事	成澤 英雄
東京府社會事業協會融和部	常務理事	中島 千枝
長野縣	常務理事	伊藤 末尾
埼玉縣	社會事業主事	濱田 修藏
埼玉縣	學務部長	上原 參良
同	社會事業主事	安藤 專哲
同	屬	岡野徳太郎
同	屬	長谷川盛枝
同	屬	平社銅之助
同	屬	小島新太郎

二、近畿融和聯盟委員會

第一章 會議

第十一回近畿融和聯盟委員會は昭和七年四月九日京都府廳内で開催、京都府學務部長の挨拶あり、同部長座長席につき議事に入る。

委員長より昭和六年度決算報告あり、一同之を承認し、次いで委員長の改選に入り森委員長留任に決す。

昭和七年事業の一として機關誌を隔月發行することに決し題名に就ては融和評論、融和運動批判等種々出たが委員長及藤範委員に一任す。

次回會場を兵庫縣とし六月中に開催すること、豫算増額陳情の件は満場一致で可決、先づ東西本願寺を訪問し重役に陳情すること、し期日は四月十八日と決す。

負擔金は前年度通り五十圓とし、研究會開催の場合は委員長と開催地の委員と協議して會期を延長することとして議事を終り正午休憩。

午後一時、再開大谷派眞身會長武内了温氏の「婦人融和運動に就て」の研究發表あり二三質問應答あつて第一研究を終る。「文書ニ著レタル差別字句ニ關スル件」に就いては藤範委員より著者名、圖書名の發表あり、之が解決に就いては全國協議會に於て決定せる通り中央融和事業協會に報告し、其の解決を一任することに決す。但し協會に於て解決出來ざる時は聯盟及全國融和團體の威力に依りて解決することを申合せたかくて一同記念撮影をなし午後五時閉會した。

尙同會議に於て融和問題の諸部面につき東西本願寺に對し
 聯盟側から更に一層の努力をなすべきやう要求、交渉するこ
 とになり同月十八日午前十時半に東本願寺へ、午後一時西本
 願寺に滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の二府三縣融和團體代
 表者が森委員長と共に訪問した。聯盟側から東西本願寺に要
 求した諸項目は左の如きものである。

- 一、融和事業調査會を設置して教團の本問題に對する對策を確立
され度こと
 - 二、一如會(西派)眞身會(本派)に對する補助金を増額し之が活動
を積極的ならしむること
 - 三、山立學校、教師養成機關、布教研究所にては正科又は科外講
義として本問題を加へられ度こと
 - 四、内部の自覺を妨ぐべき布教説教等をなさない様留意され度こ
と
 - 五、募材義務金等を考慮して内部の經濟疲弊の救済に留意され度
こと
 - 六、内部信侶の人材養成に努められ度こと
 - 七、融和事業に従事する信侶を調査し優遇の方法を講ぜらるると
共に差別言動を弄する信侶ありたるときは之が處置に付考慮を
拂はれたること
 - 八、融和日に對して臨時布教、又は布教使の動員をなす等教團獨
自の施設を講じ總旨の達成に努められ度こと
- 「備考」 同聯盟に於ては右の外七年度中尙六回の委員會及

研究會を會催して近畿地方融和團體の共通施設につき
 協議研究を行つた。

三、四國四縣融和事業協議會

四國四縣にては順番にて年々融和事業協議會を開催し來り
 しが、昭和七年度は香川縣の當番にて同年五月十三、四日の
 兩日間高松市(香川縣會議事堂)に於て、四國四縣第六回融和
 事業協議會を開催した。出席者は別項の通り各縣の融和事業
 關係者約二十名。左記の順序により中村香川縣學務部長の司
 會にて開催した。

- 一、開會の辭 香川縣社會課長 西坂録三郎
- 一、知事の挨拶 香川縣知事 伊藤 昌庸

一、協議事項

- 1、本年度に於て特に計畫せらるゝ事業の概要を承りたし
 - 2、融和事業施設並融和團體に對する縣費支出の概況
 - 3、内部の産業を開發し經濟的向上を圖る具體的方策如何
 - 4、融和促進上婦人の自覺を促すに有效適切なる施設如何
 - 5、融和教育の具體策如何
- 愛媛縣善鄰會 提出
 德島縣 提出

高知縣 提出

6、市町村融和團體に對する指導方法及其の活動狀況を承
りたし

7、副業指導の爲實施せられたる事業の内容及其成績を承
りたし

8、男女青年を融和運動に参加せしむべき方策如何

一、講話 香川縣 提出

自分が氣付きたる所感の二三を

中央融和事業協會常務理事 赤堀郁太郎

一、閉會の辭 西坂香川縣社會課長

協議會に於ける主要なる意見

- 一、部落を中心として産業經濟の座談會を開催すること
- 一、一定の部落あらゆる施設を集中しそれを模範として他に及
ぼすこと
- 一、町村融和團體の幹部に婦人を入れること
- 一、産婦集を出すこと
- 一、師範學校長を團體の幹部に入れること
- 一、副業等は地方の需要に應じて生産すること
- 一、社會教育との聯絡を圖り社會教育主事を團體の理事にするこ
と

部落の有産階級の青年を教育すること

出席者

中央融和事業協會常務理事	赤堀郁太郎
愛媛縣社會事業主事	菅 誠壽
同 善隣會評議員	森貞卯太郎
同 上	越智政一
同 東字和郷支部幹事	細川智教
同 德島縣社會事業主事	大畑忠一
同 同 屬	長谷部 豊
同 融和團體聯合會理事	丹崎 弘壽
同 評議員	林 儀三郎
高知縣社會事業主事	藤坂作太郎
同 社會事業主事補	中村 惠
同 社會事業主事補	中村 茂
香川縣學務部長	西坂録三郎
同 社會課長	桑島秀太郎
同 同 屬	神保 鎮雄
同 同 屬	丸山 匡右
同 社會事業主事補	酒見 忠勢
同 同 屬	仲 邑芳三
同 同 屬	村上 貞次

附記 協議會第二日即ち五月十四日、會議休養中小汽艇にて高松港外な

る大島療養所の状況を視察した。

四、九州社會事業大會(融和事業部)

昭和七年五月十日より三日間に涉り、熊本市公會堂に於ける熊本縣主催九州沖繩山口各縣社會事業大會は斯業従事者業六百七拾九名の出席あり、第一日の講演並總會第二日の各部會、第三日の議事と、毎日午前九時より日没に至る迄息つく暇もあらず、九十壹件の協議を遂げ斯業進展上劃期的な研究を爲し多大の收穫を納むる處があつた。

特に第五部會融和事業部に於ては提出議題は僅々五件に過ぎなかつたけれ共、中央より三好中央融和事業協會參事を迎へ出席者卅一名他部會の追従を許さざる眞剣さを以て協議を續け、特に異彩を放つてゐたが、その大略を記せば議長に造詣深き佐賀縣中村主事を推し、大分縣土師屬を副議長とし各自慎重審議を進め、三好講師を中心として和やかな氣分の内に満場一致を以て以下の可決者は決定を見た。

一、教育關係者に依る融和問題研究會設置の件

(熊本縣昭和會提出)

可決 融和促進上教育關係者に俟つべきもの多きは今更言を要せざる所なりと雖就中國民教育の衝に在る小學教育者に於ては常に本問題の解決に盡力し進んで融和問題研究會の設立に努められんことを要望す。

本件に關し縣及融和事業團體の採るべき事項左の如し
(一) 縣は教育關係者に適宜訓令又は通牒を發し之が促進を圖ること

(二) 縣及融和事業團體に於ては常に教育關係者の集會等の場合之と連絡し趣旨の徹底に努めること

二、九州融和聯盟設立の件

(熊本縣昭和會提出)

可決 融和事業の進展上融和團體の連絡協力は極めて肝要なるを以て此際本大會關係縣に於ける融和團體の聯盟を組織せられんことを要望す。

但し之が設立の時期方法に就ては熊本縣昭和會に一任す。

三、差別事件の合法的解決として融和團體の採るべき態度如何

(熊本縣昭和會提出)

決定 差別事件の合法的解決上融和團體の採るべき方法種々ありと雖その要諦は事件の真相を究明して以て具體的解決策を樹立し之が目的達成に關しては何處迄も積極的努力を爲すにあり。

四、内部産業開發に就ての實施狀況承り度し

(熊本縣昭和會提出)

種々實情の開陳あり。福岡の産織竹細工佐賀縣の消費組合、養豚事業熊本縣の竹細工指導講習會等融和事業の重要使命中最も困難なる産業獎勵の方策に就て隔意なき意見の交換をなし

(一) 販路の問題

第五部出席者

中央融和事業協會參事	三好伊平次
佐賀縣社會事業主事	中村幸太郎
大分縣屬	土師直
熊本縣上益城郡白旗村長	佐藤直
長崎市浦上町方面委員	梅本仁四郎
福岡縣嘉穂郡穂積村助役	岡崎才二郎
佐賀縣唐津市清和託兒園	清水俊晃
宮崎縣白杵郡高岡町方面委員	小原照教
熊本縣菊池郡菊池村	富岡茂
同 八代郡宮地村	要奈本丹五郎
同 宇土郡三角小學校長	渡邊尚廣
同 下益城郡豊野村	杉本武雄
熊本市池田町	金森茂太郎
熊本縣八代郡宮地村	西村亮藏
同 下益城郡杉上村役場	大澤彦喜
同 同 豊野村長	岩山靜喜
同 鹿本郡來民町助役	隅田屯
熊本市春竹町方面委員	巖平藏
同 本莊町	巖喜次郎
同 玉名郡伊倉町長	徳永熊太
同 同 町	平見順藏
同 八代郡宮地村	下田新作

(二) 内部の和衷協同の件

に就ては尙數段の研究を要すべく審議を進めた。

五、内部同胞に對し移住獎勵上の良法及其の準備如何

(佐賀縣提出)

決定 内部同胞に對し有効なる移住獎勵を講ずることは斯業の現狀に鑑み尙に肝要なるを以て凡そ左の事項に付ては關係方面に於て鋭意努力の必要あるを認む。

(一) 内部に對し正確なる移住思想を普及徹底せしむること。

(二) 移住に對しては出來得る限り之が補助々成の途を講ずること

(三) 有利なる移住條件の獲得に儘力すること。

(四) 關係各縣及融和事業團體等に於ては充分なる協調を持し以て移住に關する調査研究をなすこと。

(五) 時に當初に當ては優良なる移民の送致に努力すること。

(六) 關係各機關の連絡提携を密にし就中、中央官廳、中央融和事業協會等との連絡に就き遺憾なきを期すること。

尙右の外第一部に於て若松市提出に係る『方面委員として融和問題に關し探られつゝある實施狀況承り度しと言ふのがあつたが右條件は内鮮親和に關する各種の議題と共に方面事業並に融和事業に新らしき分野の展開を促すものとして各方面の注意を喚んだが方面事業部にて熱心に討議された。

下關市方面委員	藤井米藏
熊本縣菊地郡限府町同	荒木典次
同 玉名郡彌富小學校長	小山貞喜
下關市貴船町	植村金次郎
福岡縣親善會主事	眞鍋博愛
熊本縣鹿本郡大道村役場書記	永金作
熊本縣廳	齋藤唯夫
同	日隈富士男
熊本市役所	内田將三

第三節 府縣融和團體會議

各府縣融和團體の夫々の府縣を單位とする融和事業の全般の會議は昭和七年度に於て次の如く十七府縣に於て開催された。之等の各團體會議は其の團體の組織と運動計畫に關する最も重要なものである。これがため、會員組織を有する團體は夫々協議題を掲げて以上の重要事項を討議するが會員組織にあらざるもの、又は其の他の團體に於ては單に報告講演餘興のみを以て終始する所もある。各府縣の團體が、夫々全府縣下の確實なる組織力と活動要素を以て其の運動が進めらるゝに當り本施設の如きは最も其の基礎となるものであるが故に、之が機能に付ては各團體は更に重要視せられねばならぬであらう。

又夫々の議事内容に於ても、中央的會議等に於て決定せらるゝ融和運動の新方針が如實に反影し、各團體の方針の上に實踐せられつゝある所もあるが、又夫々の地方の實際的情勢に依り漸次進みつゝある所などが本施設の上に明瞭に現れてゐる。

一、京都府親和會第九回協議員總會

同會第九回協議員總會は昭和七年四月二十五日午前十時より京都市植物園内大禮記念昭和會館に於て開催された。當日の參會者は一市十六郡に亘る同會協議員五百餘名、來賓として京都市長森田茂、京都府會議長内山廣三、京都府融和團體聯合會代表、東西兩本願寺代表者等の諸氏にして、外に同會地方幹事たる府下警察署長十七名等、定刻に到るや一同着席後幹事開會を宣し、左記行事を進めた。

- 一、國歌合唱
- 二、詔書捧讀(横山會長)
- 三、式辭(横山會長)
- 四、會務報告(林幹事)
- 五、議事
 - 一、理事選舉に關する件
 - 會長一任に決し詮衡の結果後日發表することとなる。
 - 一、緊急動議 融和事業費國庫豫算増額に關する件(熊

野氏提出)

陳情書提出に決し委員に依り別記陳情文を草し可決す

一、同滿蒙移民に關する件

關係大臣宛陳情書提出に決す。

六、意見發表

熊野氏(東七條)、野口氏、佐野氏、(京都市)、木下氏

(川西)渡邊氏、若林氏(三條)

諮問 内部經濟更生の具體策如何

答申

融和問題の解決に關し現下最も緊要なるは經濟生活の安定を圖り社會發展の機運を促進するにあり、從來一部同胞の經濟的地位は概して低く殊に最近財界不況に依る經濟的苦難實に慘澹たるものあり、これが社會思想上に及ぼす影響も亦憂慮に堪へざるものあり仍つて政府公共團體融和團體等は相協力提携して左記事項に付て夫々必要なる施設を講じこれが徹底を期するは部落産業經濟事情に鑑み最も緊要なりと認む

記

- 一、一部同胞の經濟的智識の普及に努め大いに經濟的自覺を喚起すること
- 二、生産の合理化を行ひ收益の増加を圖るため各種産業に關する設備を充實し且これが技術の改善に努むること
- 三、職業の指導、紹介並に輔導を適切にし汎く職業上の機會均等

に努むること

- 四、職業並に地區の状態に應じ各種の組合事業を獎勵し之が普及發達を促すこと
- 五、地方實情に應じ有利なる副業の指導獎勵に努むること
- 六、從來の金融機關を改善し高利負債を整理せしむるため金融に關する施設を講ずること
- 七、經濟的差別事象の撤廢に努むること
- 八、移住獎勵のため適切なる方途を講ずること
- 九、消費の合理化を圖ること
- 十、生活様式の改善を圖ること

附帶事項

答申案に基く各條項の達成に對し本會理事會並に常設經濟更生委員會の積極的活動によりてその實を擧げられんことを希望す。尙内部の滿蒙進出に關する優遇法を講ぜられ度旨、關係大臣宛、同じく陳情書提出の件をも同時に可決せり。

滿蒙移民ニ關スル陳情書

政府ハ融和問題ノ解決ニ關シ諸般ノ施設ヲ講ジ其成績見ルベキモノ不尠ト雖モ更ニ現下ノ社會事情ニ鑑ミ一部同胞ノ經濟生活ノ安定向上ヲ圖ルハ最も喫緊ノコト、被存候然ルニ之ガ方途固ヨリ多岐ナルベシト雖モ移民ヲ獎勵スルハ最も適切ナルコト、存候政府ハ目下國策トシテ滿蒙ニ對スル大移民計劃中ト聞及ビ候ニ就テハ此際一部同胞ニ對シ優先權ヲ與ヘテ是ガ獎勵ヲナスハ融和問題解決上良策ト被存候ニ付此點時ニ御配

慮相預シ度京都府親和會協議員總會ノ決議ニ基キ此段及陳情候也

昭和七年五月日

京都府親和會長 横山助成

内務大臣 宛
拓務大臣
陸軍大臣

二、大阪府公道會第四回總會

大阪府公道會に於ては、融和運動の趣旨を強く社會に反映徹底せしむる目的を以て毎年三月十四日國民融和日當日總會を開催しつつあるが七年度も當日午後二時より府立實業會館に於て第四回總會を開催し、出席者府下市區町村長警察署長方面常務委員、府會議員、公道會役員會員、教化關係者其他千餘名に達した。總會は伊勢大神宮、遙拜壇上に掲載せられたる國旗に一同敬禮の後左記の通り進められた。

- 一、五箇條の御誓文捧讀(崎山學務部長)
- 一、昭和六年度事業報告(藤澤常務理事)
- 一、告辭(會長)
- 一、祝辭、祝電(丹羽社會局長官其他)
- 一、講演 融和問題について
講師 京都帝國大學教授 黒正 巖氏
一、餘興 浪花節 桃山 天聲氏

三、神奈川縣青和會第八回總會

昭和七年四月十五日午前十時から縣會議事堂に於て次の順序によつて同會第八回總會を開催し出席者約百四十名に達した。

- 一、開會の辭
- 二、遙拜
- 三、國歌合唱
- 四、詔書捧讀
- 五、會長挨拶
- 六、昭和六年度事業並會計報告
- 七、昭和七年度事業計畫並豫算に關する報告
- 八、會員意見發表
辻井 亨、長島重三郎、田浦初五郎、長谷川達成、茂田市五郎、秋山俊光、廣澤壽三、長澤喜重、成實隨翁の諸氏が意見發表をされた。
- 九、講演
「明るき融和運動への轉向」
中央融和事業協會囑託 下村春之助氏

「融和運動の障礙」

中央融和事業協會理事

陸軍騎兵大佐 宮地 久 衛氏

一〇、映畫 融和促進映畫

「潮はぬるむ」 五卷

一一、閉會の辭

尙ほ當日は友誼團體より祝電があつた。

岡山縣協和會、廣島縣社會事業協會、岐阜縣、埼玉縣社會事業協會

四、兵庫縣清和會總會

昭和八年三月十四日美方郡濱坂町公會堂於にて總會開催出席者五〇〇名、執行事項は會務報告、講演等であつた。

五、埼玉縣社會事業協會協議委員會

昭和七年九月八日午前十時から埼玉會館に於て協議委員會を開催した。同會からは地方改善應急施設に關する件を協議題として提出して説明を爲し質疑應答あり、實施上に關する希望意見等の應答あり、當局一任と決し、出席者よりの提出議題として未柄官左衛門氏より左記事項の説明の後討議に入り、中食後さらに研究協議をかさねて午後三時散會した。當日は協議委員殆ど全員出席して熱心に協議した。なほ官

斯くして午後五時全部の行事を終了し無事散會した。

本熊吉、成塚政之助、辻本晴一氏が特に出席傍聴を希望したので議長は出席員に謀りその賛成を得てこれに列し種々意見の開陳もあり極めて有意義であつた。

協議題

本會提出

地方改善應急施設に關する件

未柄官左衛門氏提出

一、精神的差別打開の爲

一、町村當局をして眞の認識を計りこれが中心に一般の指導方策

二、家庭内の想習性打破對策

二、人件に付

一、特殊手段を以て特に官署又は事業會社に採用

二、人物養成策(部落)

三、根本的對策

一、進ん、結婚關係の促進方策樹立

三、根本的對策

六、大和同志會第二十一回總會

昭和七年五月十六日午前十時より奈良縣高市郡畝傍町檜原神宮外苑建國會館に於て同會第二十一回總會を開催した。當日の來會者は町村長、中小學校長、方面委員、宗敎家、警察

署長、本會役員並に會員、支部役員等五百二十名にして、嚴肅なる内に總會のプログラムにより左の通り開會す。

一、開會の辭 中川 理事

一、御誓文の捧讀 淺田 會長

一、會長式辭 同 八田學務部長

一、表 彰 融和事業功勞者感謝狀を贈呈したる者

磯城郡田原本小學校長 長谷部 信治氏

同郡川東村唐古小學校長 島岡 甚七氏

高市郡歐傍北小學校 相良 盛男氏

表彰狀を贈呈したる者 中岡 サト氏

奈良市東木辻町 北川 ユヅエ氏

吉野郡大淀町託兒所保母 上牧村男子青年團

北葛城郡 同 村女子青年團

一、來賓祝辭演說 奈良市會議員

元縣會議員 赤羽 操氏

一、祝電披露 中川 理事

一、休憩 (晝食) 加藤 旭 勝氏

一、琵琶演奏 奈良旭里會

一、講演 演題 滿蒙國是と融和

中央融和事業協會理事陸軍騎兵大佐 宮地 久衛氏

一、琵琶演奏 大阪旭昇會

一、講演 演題 融和問題の理論と實際

中央融和事業協會常務理事 赤城 郁太郎氏

一、琵琶『融和促進歌合奏』 大阪旭昇會

奈良旭里會 笠 旭 昇氏

三、功勞者表彰 笠 君 子氏

四、閉會 中岡 旭 里氏

五、懇談會 中西 旭 靜氏

遠山副會長司會の下に議事に於ては豫算に關して、熱烈な意見の發表があつて、來年度からは積極的に豫算を編成すべしといふ希望もあつた。豫算總額は三千二百一十六圓である。

役員選舉の結果 副會長 有澤 與右衛門

理事 正村 五年

監事 高島義一外十一名

參事 廣田 太右門外七十四名

午後二時四十分開會、次の議題を中心として各會員から體験に基き、忌憚なき意見の發表があつた

一、潜在せる賤視差別の觀念を克服する適當なる方策如何

二、内部同胞の自覺向上を促進する方策如何

概況を記せば大體に於て、細胞組織的に同志を作り(會員大募集)從來の啓蒙を根強く徹底的にやること、特に婦人の

七、富山縣融和會第七回總會

昭和七年四月十四日午前十一時から縣會議事堂に於て先づ同會の役員會を開き、昭和七年度歳入歳出豫算、同生業資金歳入歳出豫算に就いて審議し午後一時からは總會に移り、左記次第により進められた。

一、開會 午後一時

二、議事 昭和七年度歳入歳出豫算

同生業資金歳入歳出豫算 昭和五年度歳入歳出決算報告

同生業資金歳入歳出決算報告 昭和六年度會務報告役員選舉

森岡 旭 華氏

加藤 旭 勝氏

吉川 副會長

十楚 書記

啓蒙に努力すること、差別事象の解決には地方役員の活動に俟つこと、内部の社会的進出を圖ること、機會均等の實を擧ぐる爲め官廳に於ても率先して人材を登用すること、内部の修養的自覺に俟つこと等の意見が主なるものであつた。要するに被差別者の實際を訴ふる熱烈なる希望を述べられて、嘗てなき緊張した會合であつた。

八、鳥取縣一心會第九回總會

鳥取縣一心會第九回總會は昭和七年十一月二日米子市公會堂に於て開催された。來會者は會員二百餘名、殊に婦人の出席者ありたるは總會に一段の異彩を副へた。

來賓としては大石(工業 鈴木淑徳)橋本(商工)橋本の各學校長、關係者として高橋保安課長、脇坂米子警察署長臨席された。午前十時開會、左記の通り順次進められた。

- 一、勸語捧讀(會長代理桑原學務部長)
- 一、會務報告(内山主事)
- 一、會計報告(高田囃託)
- 一、緊急動議

差別行動取締に關する請願の件
川口慈教氏提出
滿場一致可決、陳請方法は同會一任

一、會員意見發表
五千石村 木村氏外數名
餐後午後一時再會兵庫縣清和會鳥根縣和教會よりの祝電披露あり、次で二三會員の意見發表あり後中央融和事業協會囑託山本正男氏の「時局と融和問題」と題する講演を聴く一時間餘に互る氏の熱辯は會員に多大の感動を與へた。

九、鳥根縣和教會第八回總會

第八回鳥根縣和教會總會は昭和七年五月一日午前十時から篠川郡今市町の篠川會館に於て開催した。同館は八年前和教會創設の動機を造つた意義深い場所と感慨無量なるものがある。來會者二百餘名五月空の晴れ渡つた日、和やかな雰囲気の中に知事代理崎山學務部長、千家大社教管代理、遠藤今市町長外各町村長、隈部三刀屋中學校長、渡邊直江農學校長、外各學校長小林今市警察署長他他神職僧侶新聞記者等多數の來賓を迎へて開會、左記順序に依つて進められた。

- 一、詔書捧讀(大場副會長)
- 一、兩陛下萬歲奉唱
- 一、開會の辭(大場副會長)
- 一、會務報告(生松幹事)

ば敬進的内秘となるの傾向すらあり、同胞偕和の實現何れの日ぞや。

惟ふに融和問題解決の要諦は之が重要性を認識し、正しき理解の下に、固陋なる因襲を殲滅するに在り。

今や帝國内外の情勢極めて多事、國民の協同は眞に刻下の喫緊事たり、茲に於てか吾人は大衆の啓蒙と共に内部の發奮を促し之が向上充實を圖る爲め最善の努力を傾倒し、速に目的の達成に力むることを期す。

決 議

- 一、吾人は特に官公吏、宗教家、教育家其他各種團體の指導者に之が最完全なる理解を求め、依て以て益々一般の啓蒙を促進せむことを期す。
- 二、吾人は現下の實情に鑑み益々部落産業經濟の向上を期す。
- 三、吾人は融和問題解決に必要な民衆相互接觸の機會を益々多からしめむことを期す。

調査委員

高村長政、錦織恭道、田中福市、藤田興市、平井健三郎

一、賤視的差別の言動ありたる者に對し警察犯處罰令を制定せられむことを其筋に請願の件 (和教會提出)

調査委員 同上

一、内部同胞の經濟的解放の實を擧ぐるに最適なる方策如何 (和教會提出)

一、告 辭(會長)

一、祝 辭(遠藤町長、隈部校長)

一、議 事

- 1. 差別的言動ありたる者に對し警察犯處罰令を設けられむことを其筋に請願するの件
- 2. 内部同胞の經濟的解放の實を擧ぐるに最適なる方策如何
- 3. 宣言、決議(別項の通り)

一、會員演說

- 婦人融和運動に就いて 加茂 淑子
- 融和問題の根本義 福間 常信
- 信仰を基調とせよ 河岡 達成
- 通婚問題に就て 浮船 繁市

一、調査委員報告(滿場異議なく賛成)

一、講演

御誓文を拜して

中央融和事業協會講師 堀井 伊介氏

最後に大場副會長は融和運動の進路についての所感を述べて閉會の辭となし午後四時散會した。

宣 言

融和促進の烽火を掲げ、日夜不斷の努力を拂ひしこと茲に八星霜、今尙封建時代の殘滓たる賤視的觀念根絶するに至らず、動もすれ

調査委員

黒田興吉、高橋林蔵、奥名佐蔵、岩谷幸左衛門、井上勲治郎、山本正義

一〇、岡山縣協和會第十二回總會

同會第十二回總會は昭和八年二月二十七日午前九時より評議員會を開催し昭和六年度決算並昭和八年度豫算を決定し引續き午前十時より岡山縣會議事堂に於て開催された。出席者約三百名、來賓としては安藝岡山地方裁判所長、井上岡山市長代理、京都大谷派本願寺眞身會會長武内了温氏其他數氏。左記の通り進められた。

- 一、開會の辭(内田副會長)
- 一、挨拶(榎(會長))
- 一、祝辭、祝電(岡山地方裁判所長其他)
- 一、會務報告(林常務幹事)
- 一、議事
 1. 部落經濟更生に關する具體的方法(委員三十名を選び之が具體的方法を考究することとなる)
 2. 縣費補助増額方陳情に關する件
 3. 人材登用に關する件
 4. 市町村會議員改選に當り適當なる人物を選出せしめ以て本問題の徹底を期するの件

5. 選舉委員會を起して統制機關を設けること以上の事項を満場一致可決確定し、夫々委員を設け岡山縣知事、内務部長警察部長庶務課長に陳情する處があつた。

協議終了後會員の熱烈なる意見發表あり、原副會長陳情の報告を兼ね閉會の挨拶を以て盛會を極めたる第十二回總會も午後三時閉會す。

一一、廣島縣共鳴會第十一回總會

廣島縣共鳴會第十一回總會は、七年八月九日午前十時より雙三郡三次町小學校講堂に於て開催された。炎熱燦々が如き暑さも物かは、集ひ來れる會員九百、さしに廣き講堂も階下は言ふまでもなく、階上に至るまで文字通り全く立錫の餘地なき盛況であつた。定刻振鈴と共に愈々總會の幕が切り落され、次の如く會議は進められた。

- 一、開會
- 一、國歌合唱
- 一、開會の辭(鈴木學務部長)
- 一、祝辭(雙三郡教育會其他)
- 一、祝電披露(岡山縣協和會其他)
- 一、事業並決算報告(市來理事長)
- 一、議事
 - (緊急動議) 宣言決議作製の件(可決)

(同) 地方改善應急施設費二百萬圓支出に關し關係大臣及中央融和事業協會長に發電の件(可決)

一、諮問 現下の經濟事情に鑑み融和促進上最も適切なる經濟方策如何

市來社會課長から提案の理由を説明し、協議に入り產品郡小森武雄、福山市藤井慶一等より意見發表あり、委員附託となる。この時湯澤會長參着、直ちに別項の如き挨拶あり、ついで協議に移つた。而して協議事項中、差別言動取締令制定に關する件については、各方面より悲痛なる叫びと共に賛成演説續出し、満場大拍手裡に之が實現を希望し、當局に陳情することを可決した。

協議題

- 一、産業振興經濟助長ニ關スル件(祇園支部提出)
- 二、内部青少年女子ノ職業輔導機關ヲ設置サレタシ(福山支部提出)
- 三、市町村融和事業委員會ト副業獎勵ニ關スル現實化(蘆品郡支部提出)
- 四、融和教育要望ノ件(評議員會提出)
- 五、育英獎勵事業ニ關スル件(高田郡支部提出)
- 六、融和事業費増額ニ關スル件(雙三郡支部提出)
- 七、差別言動取締令ニ關スル件(比婆郡西部支部、賀茂郡北郡支部提出)

八、小學校兒童ノ差別的言辭ヲ弄シタル場合トルベキ解決方策ノ件(高田郡支部提出)

九、融和事業委員増員ノ件(植木達馬氏提出)

一〇、融和促進ニ關スル件(佐伯郡支部提出)

因襲的差別の世を誤り人を賊ひ社會の和平を害するの如何に久しく且甚大なるや、之が爲に辱を呑み、之が爲に恨みを抱く者古來多しとせず。かゝる陋習を打破し公正なる社會建設の爲國民融和の徹底を期するは是れ國民共同の責務にして、我國眼下の急務なり。

我等は曩に同胞融和の旗幟を高らかに掲げてより十有餘年、而も昨春よりは官民合同の組織に改め名實共に國民的運動として積極的進出の要を宣し、官民協力一致 凡ゆる努力が日夜傾倒せら

るゝと雖、今猶呪ふべき同胞差別人間賤視の陋習は依然として國民の腦裡に膠着して離れず、却つて世人は問題の重大性を或ひは故意に、或ひは無意識に閉却して顧みざらんとす、融和の實現果して何時の日ぞや、尚に痛嘆に堪えざるなり。

惟ふに融和問題解決の要諦は國民の悉くが問題の真相を明確に認識するに在り。かゝるが故に凡ゆる機会を捉へて之を大衆に訴へ、其の理解を喚起するの要なるは言を俟たずと雖、又内部同胞自らが社會に向て此不合理なる因襲的差別の徹底を強調し、以て問題の重要性を認容せしめるの最も効果的なるを確信す。

茲に於て吾人は一般大衆の啓蒙に最善の努力を拂ふと共に、内部同胞の正しき自覺を喚起して國民融和陋習打破の目的達成に邁進せんことを期す。

昭七七年八月九日

廣島縣共鳴會第十一回總會

決議

- 一、吾人は現下の實狀に鑑み内部同胞の産業經濟の更正を期す
- 二、融和教育の普及徹底を期する爲特に教育者の努力を促す
- 三、差別待遇取消令制定の實現を期す
- 四、現下の實情に鑑み政府並に縣當局に向て融和事業費の増額を要す
- 五、融和運動の徹底を期する爲男女青年の積極的進出を期す

答申

融和問題の解決に關し、一部同胞の經濟生活の安定を圖り、社會的發展の機運を促進することは最も重要な方策なりとす。然るに從來の施設を見るに之が經濟的方策として舉ぐべきもの極めて少く、斯る重大問題の閉却せられつゝあるは最も遺憾とする所なり。依つて現下の經濟事情に鑑み之が方策として左の事項の如きは速かに實施するを以て最も重要なりと認む。

- 一、一部同胞に對する職業の指導紹介並輔導等を適切に實行し、況く職業上の機會均等に務むること
- 二、在來の産業を保護すると共に有効適切なる産業に關しては十分なる奨励方法を講ずること
- 三、縣に産業指導に關する職員を特設すること
- 四、縣に産業及經濟に關する調査會を特設し具體的方策を講ずること

山口縣第八回融和事業大會

百萬縣民の迷妄を啓いて公明な社會の建設を圖るべき第八回山口縣融和事業大會は融和週間の第一日たる八年三月十四日午前十時より宇部市新川小學校講堂に於て開催された。此の日天氣晴朗にして夜來の暗雲は一掃され恰も融和運動の前途を祝福するかのやうであつた。

縣下各地より來集せる參會者は朝來引きも切らず定刻に至るや會するもの二百五十、茲に意義ある昭和七年度大會の幕は切られた。

昭和八年三月十四日

第八回山口縣融和事業大會

決議

- 一、融和問題の現實的解決方策として左の四條を強調す。
- 二、融和運動の根本精神を明かにし、一般大衆の反省と理解の促進を期す
- 三、青年融和運動の強化を期す
- 四、兒童融和教育の普及と之が徹底を期す
- 五、職業並に人物進出上機會均等の實現を期す

和歌山縣同和會第九回總會

和歌山縣同和會第九回總會は凜然たる寒氣を帯びた晴朗の天空に明け渡つた七年三月七日開會された、前日來、眞生同朋團日高郡聯盟委員の努力によつて、日高中學の大講堂は一千名を收容するに萬遺憾なき準備を整へられて定刻十時半を待つ。

西牟婁東牟婁より、伊都那賀より、若き同志に燃ゆる同志が續々として大講堂をうづめて終に一千しかもその四分の三は眞生同朋團と光の朋團、融和教育研究會の若人である。この光景を一目するとき「若き運動」の理想が遠くないことに莞爾たらざるを得ない程であつた。定刻總會は左記の順序に進められた。

一、開會の辭(足立常務委員)

一、會長挨拶(岡田知事)

一、功勞者表彰(中村法城、藤井藤介)

一、祝辭(土屋縣會議長國吉宇部市長)

一、會務經過報告(足立常務委員)

一、協 議

非常時日本の現狀に鑑み速かに同胞融和の實現を期すべき具體的方法如何(熱心に討議)

一、宣言決議起草委員任命(田中喜一外十二名)

(午後一時再開)

一、宣言決議起草委員會經過報告(姫井委員長)

一、宣言決議發表(別記の通り)

一、講演 融和問題の本質と最近融和運動の傾向

講師 中央融和事業協會常務理事 赤堀郁太郎

斯くて同職融和運動の方針とスローガンの決定、並に會員一同問題の重要性を協議し、之が完成の爲め努力すべき責任を感じ午後四時散會した。

宣 言

國家非常の時局に際し同胞差別の妄見を打破して國民融和の完成に努むるは目下の急務なり、我等百萬縣民は一心協力殫乎たる決意を以て融和問題解決の爲めに邁進せんことを期す。

右宣言す

- 一、開會宣告(緒方幹事)
- 一、國歌合唱
- 一、五ヶ條御誓文捧讀(會長清水知事)
- 一、告 示(同)
- 一、會務報告(緒方幹事)
- 一、祝 辭(南御坊町長其他)
- 一、會員意見發表
- 海草鳴神眞生同朋團 梅本芳太郎
- 西牟婁、朝來光の朋團 日野千恵子
- 海草、安原眞生同朋團 中井君太郎
- 伊都、橋本光の朋團 山東みち子
- 日高、切目眞生同朋團 岩本重太郎
- 那賀、東實志同和會員 岩林常盤
- 日高、南部光の朋團 柳谷つや子
- 日高、藤田眞生同朋團 福居幸太郎
- 一、同胞融和歌齊唱
- 一、講演 解放と生育
- 講師 顯眞學苑主幹 梅原眞隆
- 一、議 事(議長井上副會長)
- 一、未開拓地帯ニ組織的運動(兒童融和教育研究会、眞生同朋團、光の朋團)ヲ振起セシムル具體的方法如何(本會提出)

- 二、兒童融和教育ヲ一層徹底セシムベキ具體的實際案ヲ承リ
- クシ(那賀第二部兒童融和教育研究会)
- 三、兒童融和教育徹底ノ具體的方法ニ就テ(眞生同朋伊都團聯盟)
- 四、縣下各郡ニ於ケル融和教育研究会相互ノ連絡統一ヲ計ル件(富田川筋融和教育研究会)
- 五、少年團經營ニ關シ指導機關ヲ望ムノ件(朝來眞生同朋團)
- 六、縣下各眞生同朋團の相互連絡ヲ計ル爲和歌山縣聯盟設立ヲ望ム件(同上)
- 七、既設團體(眞生同朋團、光の朋團)ニ對シ各町村費補助金交付方ニ關スル件(眞生同朋團那賀郡北部聯盟)
- 八、縣下婦人會ヲシテ光の朋運動ニ參加方ヲ縣聯合婦人會ニ依頼ノ件(光の朋那賀東部聯盟)
- 九、結婚問題ニ就テ(御坊町柳岡俊教)
- (以上討論の結果三つの委員を擧げて各々決議案を練り左記の通り大會に報告ス)
- 斯くて最後に御坊小學校兒童に依る「チューリップと太陽」といふ兒童融和劇が上演され、ピアノのリズムに歌ひ出される融和の歌、眞實な靈魂にさげばるゝ人間愛の言葉に満ちられるやうな拍手を送つて午後四時半意義深い總會を終へた。
- 決 議
- 一、未開拓地帯進出に對する決議

- 1. 未開拓地帯に屬する町村及學校當局其他指導の地位にある向に對し充分本運動の重要性を認識せしむること
- 2. 未開拓地帯に中心指導者を養成する爲の施設を講ずること、例へば講演會、講習會、協賛懇談會等の施設を積極的に講ずること
- 3. 未開拓地帯を有する支會の活動をして一層活潑旺盛ならしむること
- 4. 既設の組織を動員して未開拓地帯の啓蒙並に組織運動に進出せしむること
- 二、兒童融和教育に關する決議
- 1. 兒童融和教育機關を設置すること
- (イ)全縣下に亘り兒童融和教育研究會を設置し之が統制指導に關しては學務部に於てなされたきこと、未設置地方には速に設置せしむる様努力せられたし
- (ロ)各種教化團體と連絡を密にすること
- (ハ)教師に對し講習會を開催し十分の理解を促すこと
- 2. 兒童融和教育に留意すべき事項
- (イ)毎月一回(十四日)融和教育日を設立し特に融和教育を行ふこと
- (ロ)各教科及び兒童生活について融和教育に關する事項を調査研究し之を取扱及指導方法を確立すること
- (ハ)一般の啓蒙及兒童融和教育助成の目的をもつて父兄及民衆の理解を強めること

- (ニ)男女少年指導は融和教育上重要にして且十分の考慮を要する點多々あるを認む故にこの問題の研究には特に意を用ふることに
- 三、各町村眞生同朋團、光ノ朋團に對し各町村費補助金交付方依頼に關する決議
- 1. 縣當局並に縣同和會名を以て各町村豫算の編成に方り補助金を交付すべく通牒方を依頼すること
- 2. 各町村眞生同朋團、光ノ朋團長名を以て町村長に補助金交付の款項をなすこと
- 3. 聯盟を組織せる郡は更に聯盟の名を以て關係町村長に補助金交付方を依頼すること、但し昭和八年度は適當なる機會に於て追加豫算として計上せらる様依頼すること
- 一四、德島縣融和團體聯合會
- 第四回協議大會
- 第四回德島縣融和事業協議大會は七年八月二十七日午前九時二十分から千秋閣で開催された。出席者は町村融和團體代表者二百餘名で來賓として德島司令官代理横塚中佐其他數十名臨席、定刻左記の通り會議は進められた。
- 一、開會の辭(高橋常務理事)
- 一、詔書捧讀(落合知事)
- 一、會長挨拶(同右)

- 一、事業報告(高橋常務理事)
- 一、委員會經過報告(小川實憲)
- 一、議事(議長、三浦副會長)
- 一、内部の産業を開發し經濟向上を計る具體的方策の件(縣聯合會提出)
- 二、内部同胞の經濟の充實を圖り投産事業設置に關する件(板西町融和會提出)

- 三、内部同胞負債整理の件(八萬村親睦會提出)
- 四、内部同胞産業研究會組織の件(高川原村親和會提出)
- 五、融和促進を圖る方策に就て要望の件(一條町親和會提出)
- 六、地方改善事業獎勵費増額の件(大山村親交會提出)
- 七、縣融和團體に縣下全市町村を加入せしむること(榮村親和會提出)
- 八、融和促進に就て既決事項處理方法に就て(應神村昭和會提出)

一、意見發表

效果的融和運動 大山村親交會 林儀三郎
 融和促進について 板西町融和會 丹崎弘造
 融和促進について 神應村 齊藤友一
 一、講演 内部の經濟更生に關する一考察
 講師 中央融和事業協會囑託 山本正男
 斯くて午後四時散會した

融和團體大會委員會決議

- 一、産業經濟に關する件
 - 1. 資金融通の便宜を與うるの道を開く事
 - 2. 産業を工場的高級新式に改良し進歩發達を遂げ得る機技術上の訓練及施設を講ずる事特に地方の状況に依り開墾農業を經營せしむる機獎勵する事
 - 3. 適當なる町村に産業研究所並投産所を設置する事
 - 4. 低利資金を借受け頼母子講高利負債の借替をせしむる事
 - 5. 専務職員を置き産業經濟に關する指導誘掖に務むる事
- 二、人材登用に關する件
- 三、經費増額に關する件

融和問題を徹底せしむる方策如何

- 一、官公吏教育者に對し融和問題を徹底せしむること
 - 1. 官公吏教育者を團體員とする融和促進機關を設置せられたること
 - 2. 官公吏教員等に特に内部出身の人材を任用せられたこと
 - 3. 學校長並教員に對し時々知事より本問題に關する諮問をなし之が答申を求められたこと
 - 4. 警察署長、市町村長、小中學校長等を知事に於て招集の節は必ず融和事業に關する訓示並指示をなすのみならず必要に依りては特に本問題の研究をなす機會を作られたこと
 - 5. 官公吏學校職員に對して經費の許す限り融和問題講習會講

演會等を開催し又之等の會合には何れの主催たるを問はず出來得る限り出席を獎勵せられたこと

- 6. 師範學校、巡查教習所の卒業期に於ては融和事業に關する指導上今一層教授時數を多くして只單に概念に止らず實際的方面を指導せられたこと
- 7. 官公吏教育者中融和事業促進上功績顯著なる者は表彰するのみならず特に優遇の途を講ぜられたこと
- 8. 其の町村出身の教育者には特に融和事業の指導者たる様就職上留意せられたこと
- 二、内部外部同胞の彼此混同生活を促進するの件
 - 1. 宅地建物購入資金貸付規定を制定せられたこと
 - 2. 改善地區内居住者事業資金貸付規定を制定せられたこと
 - 三、關係なき町村に融和思想を喚起すへき様講演會開催を其の筋に要望するの件
 - 1. 各市町村に例月講演會を開催せられたこと
 - 2. 小學校兒童に對する融和問題講演會並活動寫眞會等を開催せられたこと
 - 3. 縣下各市町村に於て必ず融和團體を組織せしむること
 - 4. 毎月改善地區内居住者の爲講演會を開催し關係筋に於ては經費の許す限り講師を派遣せられたこと
 - 5. 教育會、在郷軍人會、青年團、宗教團體、其他教化團體等主催の講演會、講習會等にありては融和運動の精神に鑑み必ず融和事業に關する事項を加ふる様主催者の注意を喚起する

に努められたこと

- 四、融和促進に關する件
 - 1. 毎年縣直管土木事業を續行し内部の失業者及貧困者を採用し救済の途を講ぜられたこと
 - 2. 縣に専任職員を設置し融和促進に努力せられたこと
 - 3. 物質的禁示法令を制定せられたこと
 - 4. 兒童就業獎勵費交附規程を改正し改善地區居住兒童を救済せられたこと
 - 5. 縣は熱心なる融和事業指導者を養成し且つ之か活動を促すこと
 - 6. 市町村豫算に融和事業費を計上せしむること
 - 7. 國民融和日の運動を全國的ならしむるの途を講ずること
 - 8. 新聞雜誌には機會ある毎に融和問題に關する記事掲載するの途を講し一般大衆に本問題の重要性を認識せしむること
 - 五、差別的行動及言辭を表する者に對し取締法制定促進の件

一五、高知縣公道會第十三回總會

同會第十三回總會は七年四月二十二日午前十一時より高知縣立城東中學校講堂で開催、來會者三百五十餘名來賓として三好伊平次、川淵治馬、一條清美、宮地久衛の諸氏、遙々東京より、其他鎌田縣會議長、楠瀬高知新聞社主筆、岡村鐵道

省高知出張所長他多数臨席された。

- 一、開 會
- 一、來賓祝辭(川淵代議士其他)
- 一、講 演 融和運動の障害

宮地 久衛

(午後)

- 一、功勞者表彰
- 一、講 演 融和運動の回顧並現勢
- 中央融和事業協會參事 三好伊平次
- 一、協 議 (同會提出其他十一項の討議をなし別項の如く決定す)

斯くて總會の日程を全部終了し最後に堀口學務部長の發聲で萬歳を三唱し午後六時近く閉會した。

決議事項

- 一、融和教育ノ徹底ニ關スル件
 - 決 議 融和教育ノ徹底ニ關スル件ニ關シテ、融和教育ノ普及ニ資スルニテ、公道ニ基キ舊來ノ陋習ヲ打破シ、海峽融和ノ新天地ヲ打開スルハ、一ニ青少年教育ノ徹底ニ俟タルベカラズ、故ニ總會ノ決議ニ依リ、特ニ左記施設ノ要ヲ聲明スルニ決ス。
 - 記 一、教育者相互ノ研究会開催
 - 二、師範學校教員養成所逡巡教習所等ニ於テ一層ノ留意

- 三、教育資料ノ配布
- 四、兒童講座ノ開設
- 五、教化團體並地方有力者ノ理解及努力
- 六、當局ニ對シ陳情

陳情書

差別撤廢融和促進ノ運動ヲ續クルコト、茲ニ二年アルモ尙徹底ヲ缺クノ憾アリ、力速成ヲ期スルノ途一ナラズト雖、就中青少年ニ對スル融和精神ノ涵養ハ、特ニ喫緊事項ナリ、是以テ教育、教化從事者等ニ對シ本問題ノ理解ト努力トヲ進メ、積極的の活動ヲ爲ス、機運當ナル御措置アラントコトヲ切望ス。

昭和七年 月 日

高知縣知事殿

高知縣公道會長

- 二、差別事件解決方法ニ關スル件
 - 差別事件ノ解決ニ當リテハ必要ニ應ジ、特ニ市町村長、警察官、融和團體等ヲ以テ適宜聯合協議會ヲ設ケ、前後處置ヲ講ズルコト
 - 三、部落經濟対策ニ關スル件
 - 四、部落經濟向上ニ就テ
 - 農村ノ疲弊ハ實ニ慘憺タルモノアリ、就中特ニ窮狀甚シキ部落ニ就テハ縣並政府ニ於テ速ニ適當ナル對策ヲ講シ、之ヲ救済ニ努力セラル、兼陳情スルコト
 - 五、部落内部ノ思想善導並衛生思想普及方法ニ就テ

六、警察官(逡巡部長以上)縣吏員ヲ部落民指導專務員トシテ戸數二百戸以上ノ部落ニ駐在ノ件

七、警察官ヲシテ部落認識ヲ徹底シ以テ指導改善ノ第一線ニ至ラシムル事

右ハ一(融和教育ノ徹底ニ關スル件)ニ包含スルモノトシテ留置スル事ニ決定

八、公道會事業トシテ縣下逡巡無料診療所ヲ設置スルノ件

公道會現在ノ財政上ヨリシテ深重審議ヲ要スルガ故ニ希望トシテ留置ク事

九、融和事業關係者ノ會合度數ヲ一ヶ年二回乃至四回位トシ各部籍ニ於テ順次開催ノ件

希望トシテ留置ク事

一〇、融和事業ノ教化事業ト名稱變更ノ件

右ハ早ニ提案者ノ希望ニ止ム

一一、差別取締令制定實現ニ關スル件

右ハ總會當日ヨリ引續キ左記委員ニ於テ直接知事、警察部長、特高課長等ニ陳情運動ヲ爲シタル結果、昭和七年八月二十八日解放令記念日ヲ期シ知事ヨリ縣下各警察署長ニ對シ縣令ニ代ルヘキ訓令ヲ發セラレタリ

一六、福岡縣親善會第五回總會

福岡縣親善會第五回總會は八年二月二十七日午前十一時より福岡縣廳大會議室に於て開催された。當日の出席員は、七

市十七郡に亘りて百二十名。内四十一名は町村長であつた。來賓としては知事小栗一雄、學務部長川島傳三、女子専門學校教授二十二鐵鏡の諸氏外數名。定刻に到るや一同着席左記の通り開會せられた。

- 一、開會の辭(遠藤常務理事)
- 二、會長の挨拶(林田春次郎)
- 三、知事挨拶(小栗一雄)
- 四、七年度事業報告(眞鍋主事)
- 五、昭和八年度事業計畫報告(同)
- 六、理事改選
- 七、議 事

一、部落經濟更生に關する良策如何

二、郡市單位の融和團體を組織せしむる良法如何(以上本會提出)

- 三、帝國の現状に鑑み融和問題の重大性を深く縣民に認識せしむる良策如何(理事吉村純清提出)
- 協議題其他會員の意見中主なるもの
 - 1、一部同胞失業者に對シ縣及親善會より、會社工場主等に使用方盡力ありたし。
 - 2、地方改善應急施設費は、地區内の改善事業のみに充てたく、昭和八年度に於て此の種の補助あらば、此の點考

- 3、地方改善應急施設費の使用方につき、充分考慮したる爲部落民の悦一方ならず其後納税に好影響を及ぼして来た。
- 4、都會地に於ける部落に對し、手工業を研究獎勵されたし。
- 5、警察官に諒解を得て、會員募集に迄盡力を傾はしたし。
- 6、町村長に認識を深め、一人宛の會員勧誘を願つても、三百拾五人の會員が増加する。
- 7、普く標語を募集し、三百六十五語を選び、毎日一語宛公文書餘白等に登載せよ。
- 8、三月十四日の國民融和日に、知事のラヂオ放送を希望す。
- 9、師範學校卒業生及警官練習生には、必ず融和事業の重大性を認識せしめし。
- 10、融和事業の緊急なるに鑑み、八年度計畫行事は、可成繰上げて實施ありし。
- 11、部落中最も貧困なるものに對し、今一層文化的施設補助の途を講ぜられたし。
- 12、部落經濟の更生に對しては、小作問題、労働組合の組織、職業紹介等研究調査を要すること多きを以て、調査機關を設けて、適當の方策を講ぜられたし。

一七、佐賀縣社會事業協會總會

佐賀縣社會事業協會の昭和七年度總會は八年三月二十八日縣教育會館に於て開催された。參會者は社會事業團體關係者百五十名に達し左の通り行はれた。

- 一、開會
- 二、會長挨拶
- 三、會務報告
- 四、表彰(記念品贈呈)
- 五、會員意見發表
- 六、講演(方面委員事業の精神と實際)
- 一、閉會 講師 岡山縣濟生會顧問 藤井靜一氏

第二章 普及宣傳運動

部落問題の解決上其の問題の意義を廣く國民一般に認識せしむることは運動の最も最初に於て必要であると同時に、其後に來るべき種々の分科的、科學的運動の展開の上にも重要なことである。過去に於ける融和運動の過程を顧るに本運動の初期に於ける對策の殆んど總ては問題の認識の普及擴大を期することであつた。其後運動の進展に依る部落内部の社

會的、經濟的狀態の變化、並に客觀的社會情勢の轉化につれて、本運動は更に内部自覺、經濟施設等に發展すると共に、融和運動の主力は寧ろこの新しき運動に轉向しつゝあるのである。然しながら之等の中心の運動を、容易に發展せしむべき客觀的一般社會の對部落觀念の是正は終始必要にして缺くべからざるものである。

以上の傾向を昭和七年度に於て觀るに、本運動中講習會に於て前年の三百六十二回に對し本年度の二百四十六回、講演會の一千三十二回に對する八百五回、映畫會の四百七回に對する三百五十八回、又國民融和日に於ても各施設を通じて漸減しつゝある。たゞ文書宣傳に於ては前年度の百八十一萬部に對し本年度は二百五十三萬部の如く増加の數字を示してゐる。之は本宣傳運動が初步的方策より更に理智的科學的に發展しつゝある傾向とも謂ふべきであらう。

第一節 講習會

一、講習會施行一覽

團體名	指導者講習會	融和事業講習會	青年講習會	婦人講習會	一日一夜講習會	其他講習會	計備考
中央融和事業協會	一六二	一	一	一五	一	一	三三三
府縣共同講習會	一	一	一	一	一	一	一五三

融和事業の普及徹底上最も組織的方法としての効果を豫期すべき講習會は、次の如く全國二十七團體に於て總計二四六回舉行し、講習員一九、五七六名を得た。統計上其の種別を指導者講習會、融和事業講習會、青年講習會、婦人講習會、一日一夜講習會等に夫々分類した。然しながら、之等は相互の間に跨る要素を含んでゐるものも尠くない。例へば婦人指導者講習會、青年一夜講習會の如く、何れにも屬すべきものがある。本統計に於ては特に其の特色を有するものに之を分類し、詳細は各團體の施行事業中に明示することとした。又其他の講習會比較的多きものは、教育者の融和講習會三團體十回で兒童融和教育上重要視されてゐる。保母講習會二團體三回、家庭講習會二團體三回等も之に準ずる効果を目標とするものである。

尙右の外産業經濟に關する講習會を各團體に於て施行せるものが少くないが、本施設は本年鑑資料の整理上産業經濟に關する事項中に掲載することとした。

本派本願寺一如會	四二〇回	三五三回	三、三二回	佛敎講習會	四七〇回	四、四二回
京都府親和會	一四三〇回	一四三〇回	三、一四七回	ルンビニ學園講習會	五七〇回	四、一三三回
大阪府公道會	一、二九〇回	一四三〇回	一、二〇〇回	公民講座	五二〇回	六、二二回
神奈川縣清和會	二六二回	二〇二回	二〇二回	保姆講習會	三二〇回	一、二九四回
兵庫縣講和會	三、六七〇回	二〇二回	二〇二回	相互修養會	三〇回	六、二〇回
埼玉縣社會事業協會	四二回	四二回	四二回	家庭講座	二六二回	三、六七〇回
群馬縣融和會	四二回	二四〇回	二四〇回	男女敎員融和事業講習會	五九四回	四、二回
千葉縣社會事業協會	四三回	二四〇回	二四〇回	融和問題と經濟講習會	六一三回	九、九五回
大和同志會	一七〇回	二四〇回	二四〇回	保姆講習會	二六回	四、二五回
三重縣社會事業講習會	一七五回	二五〇回	二五〇回			七、八三回
愛知縣社會事業協會	二六回	二五〇回	二五〇回			四、二五回

靜岡縣社會事業協會	二一八回	二一八回	二一八回	家庭講習會	四六回	一、二八回
滋賀縣昭和會	二一八回	二一八回	二一八回	眞生同朋團講習會	二八六回	一、二八回
岐阜縣社會事業協會	二一七回	二一七回	二一七回	光ノ朋團講習會	八六九回	一、二八回
鳥取縣一心會	四〇回	二一七回	二一七回	移動講習會	二二五回	二、二五回
島根縣和敬會	二二〇回	二一七回	二一七回	兒童融和教育に關する講習會	八三回	二、二五回
岡山縣協和會	三一〇回	二一七回	二一七回	佛敎講習會	二一〇回	二、二五回
廣島縣共鳴會	三一〇回	二一七回	二一七回			三、三三回
山口縣一心會	八九〇回	二一七回	二一七回			三、三三回
和歌山縣同和會	三一〇回	二一七回	二一七回			三、三三回
德島縣融和團體	一〇〇回	二一七回	二一七回			三、三三回
聯會	一〇〇回	二一七回	二一七回			三、三三回

第四編 融和運動

大分	警察署講演會	三	七〇	同
高知	警察官練習所講演會	二	八〇	同
富山	融和促進講演並懇談會	八	一、三〇	明治大帝五十年祭記念其他
鳥取	融和問題講演會	一	一〇	昭和七年十一月二日米子市公會堂に於て開催
徳島	融和問題講演會並映畫會	五	二、五〇	講師 本會役員、旗の下に
岡山	融和問題講演會	九	三、六〇	町村民、女、小學校生徒、教員、婦人會員等
廣島	融和講演會	二	四、三〇	安佐郡可部町外二十ヶ市町村に於て開催す
共済	中等學校講演會	五	三、五〇	廣島市内女學校に於て講演せり
山口	宗教家講演會	一	一、五〇	眞宗安藝教區僧侶に對し講演す
山形	一般講演會	三	七〇	
大分	縣設男女修養會利用講演會	二	一、三〇	縣主催の男女青年團修養會に於て一時間乃至二時間の講演をなす
和歌山	融和問題研究講演會	一	一、三〇	日高郡御坊町
徳島	融和問題講演會	六	七、六八	同郡南部町其他
徳島	融和事業講演會	三	八〇	警察官

愛媛	融和促進講演會	三	五、六〇	喜多郡大洲村其他、融和促進會宣傳
高知	融和講演會	七	五、六〇	高知市外十六ヶ所、講師 中央融和事業協會理事 駒兵大佐 宮地久衛氏
富山	融和講演會	二	四、七五	三井郡山川村其他
徳島	融和講演會	三	四、七五	宗像郡宗像高女校其他
大分	融和講演會	四	四、六六	融和促進、方面事業、縣下一般民衆、男女中等學校上級生徒、縣都市教育會、青年會、婦人會、其他各種團體
佐賀	融和講演會	三	一、〇〇	佐賀市其他講師 船貫哲雄氏
熊本	融和講演會	七	二、六〇	參會者 男女青年及一般來賓者

第三節 映畫會

融和問題宣傳上演藝方面にて、其の効果の大なることに於て第一位を占むるものは映畫に依る宣傳であらう。然しながら本運動施行團體は全國三十八の融和團體中二十一に過ぎざ

る状態である。これは一に本事業に伴ふ設備の不完全に依るもので、其の最も困難なる條件は本問題に利用すべきフィルム極めて少なきことである。本運動に於ける關係フィルムを有するものは中央融和事業協會に於ける數種類、及び之と同種のもの所有する數府縣のものに過ぎざる家々たるものである。又本問題を直接的に取扱はざるも、間接的の一般的意

味に於て本問題に應用し得べきものにも亦差支なきも、之等のものに於ても實際に用ひらるるものは尙ほ極めて少數である。而して本問題は數年來引續き叫ばるゝ所なるも、尙斯くの如き状態なるは本運動の擴大普及上眞に遺憾なると共に、更に此の方面に於ける一層の努力が各方面に於て期待されねばならない。

一、映畫會施行一覽

(數字の右側は開催回数、左側は參會人員)

團體名	融和問題映畫會	講演併用映畫會	其他映畫會	計	備考(映畫會種別等)
聖訓奉旨會			三、二〇〇	四三	映畫並琵琶會
京都府親和會			二、四五〇	六	軍人映畫會、青年映畫會、一般映畫會
大阪府公道會		二、九五〇	四二	二九、五五〇	
神奈川縣青和會		五〇〇	一	五〇〇	
兵庫縣青和會		二五、一〇〇	二六	二五、一〇〇	
埼玉縣社會事業協會	二〇、八〇〇	二六	二〇、八〇〇	二〇、八〇〇	
群馬縣融和會		一四、三四九	一	一四、三四九	

三重縣社會事業協會	九、〇〇三	九、〇〇三
愛知縣社會事業協會	二、五五七	二、五五七
滋賀縣昭和會	七〇〇二	七〇〇二
富山縣融和會	一三〇一	一三〇一
鳥取縣一心會	五、六五〇	八、一五〇
島根縣和教會	二、五〇五	一、八〇〇
岡山縣協和會	一、八〇〇	九、九五〇
廣島縣共鳴會	三、五〇三	三、五〇三
和歌山縣同和會	一、七、七五〇	一、七、七五〇
德島縣融和團體聯合會	六	六
愛媛縣善隣會	一、二、〇〇五	一、二、〇〇五
高知縣公道會	一、八、〇九四	一、八、〇九四
福岡縣親善會	一〇、九七〇	一〇、九七〇
熊本縣昭和會	三、九〇六	三、九〇六

君萬歳の旗の下に
歩、人の子

社會教化映畫會

熊本縣昭和會

計 一一一團體
一一、四一〇回
一一、二、八九〇

八團體
八、五四九回

三、九〇六
一一一團體
一一、二、八九〇

潮はぬるむ

二、各團體に於ける映畫會施行狀況

全國の各融和團體に於ける映畫會施行情況は次の如くである

愛知縣社會事業協會	活動寫眞會	七	三、五五	八名郡三上村外六ヶ村 縣合同主催
滋賀縣昭和會	融和促進映畫會	二	七〇	各所共盛大にして融和 促進上効果を收めたり
富山縣融和會	融和促進映畫會	一	三〇	於新川郡島村
鳥取縣一心會	映畫講演會	五	二、五〇〇	映畫君萬歳の旗の下に
島根縣和教會	融和問題映畫會	一〇	五、六〇〇	映畫君萬歳の旗の下に
岡山縣協和會	講演映畫會	三	一、八〇〇	毎月一郡に對し二、三 ヶ所の割合にて本會役 員出張し講演、人の子 其他
廣島縣共鳴會	映畫講演會	二	九、九五〇	赤松郡豊田村其他
和歌山縣同和會	映畫講演會	二	九、九五〇	講演會の際映畫を併用 せしもの
德島縣融和團體聯合會	映畫講演會	三	二、七、七五〇	海草郡三田村其他
愛媛縣善隣會	映畫講演會	二	二、七、七五〇	福井村其他一般地方民
高知縣公道會	社會教化映畫會	三	三、〇〇〇	社會教化の題下に融和 問題を加味宣傳せり
福岡縣親善會	映畫講演會	三	九、〇〇〇	
熊本縣昭和會	映畫講演會	一	五、〇〇〇	
大府會	映畫利用講演會	四	三、九、五〇〇	北河内郡牧方町其他
神奈川會	映畫講演會	一	五、〇〇〇	一般
兵衛會	映畫會	三	三、〇〇〇	一般民衆を対象とす
三浦會	融和問題映畫會	三	三、〇〇〇	大いに効果を收めたる ものなり
三浦會	映畫講演會	二	二、四、〇〇〇	町村単位、戸主、青年、 婦女學校生徒
三浦會	映畫利用講演會	三	九、〇〇〇	縣下各地

滋賀縣昭和會	六、〇〇〇	一八、〇〇〇	八〇〇	六、八〇〇
岐阜縣社會事業協會	八、七六〇	一八、〇〇〇	二六、七六〇	二六、七六〇
信濃同仁會	四、〇〇〇	二、七〇〇	五、七〇〇	二、七〇〇
富山縣融和會	六、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
鳥取縣一心會	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇
島根縣和敬會	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
岡山縣協和會	六七、二〇〇	四五〇	六七、六五〇	六七、六五〇
廣島縣共鳴會	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
山口縣一心會	三〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
和歌山縣同和會	六、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二一、〇〇〇	二二一、〇〇〇
德島縣融和團體聯合會	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
讚岐昭和會	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇
愛媛縣善隣會	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三三、五〇〇	三三、五〇〇

高知縣公道會	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
福岡縣親善會	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
大分縣親和會	三、一一〇	五、〇〇〇	一〇、一一〇	一〇、一一〇
佐賀縣社會事業協會	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
熊本縣昭和會	二四、〇〇〇	六、七六〇	二四、六七六	二四、六七六
鹿兒島縣社會事業協會	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇
計	一、二三八、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇

二、各團體に於ける文書宣傳施行狀況

各融和團體に於て實施せる七年度中の文書宣傳の狀況は次の如くである。

團體名稱	種別	回数	枚數	量	備考
中央融和協會	融和時報	十二回	計約六二四、〇〇〇部	各團體加合同發行	
地方版名稱	每月發行部數	加	量	備考	
京都府親和會版	四、五〇〇部	京都府親和會			
埼玉縣社會事業協會版	四、〇〇〇部	埼玉縣社會事業協會			
關東中部版	三、二〇〇部				
近畿各地版	九、一〇〇部				
群馬縣融和會	三、〇〇〇部				
大和同志會	二、五〇〇部				
信濃同仁會	四、〇〇〇部				
岡山縣協和會	五、六〇〇部				
山口縣一心會	二、五〇〇部				
大阪府公道會	兵庫縣清和會				
三重縣社會事業協會	滋賀縣昭和會				
和歌山縣同和會					
神奈川縣青和會	千葉縣社會事業協會				
茨城縣社會事業協會	富山縣協和會				
下野縣融和會					
岐阜縣社會事業協會					
縣融和會					

大和同志會	九重	一三〇	一	五,〇〇〇	四,五〇〇	三〇,〇〇〇	パンフレット	七種	五〇箇所、少年 活動、他団体 宣傳、學校訓話
三重縣社會事業協會	五,〇〇〇	九〇	一	四,五〇〇	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三重縣社會事業	一	自動車宣傳
愛知縣社會事業協會	五〇	五〇	一	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	パンフレット	縣下	ラヂオ宣傳、融 和委員設置、融 團體聯絡、通牒
靜岡縣社會事業協會	一	一	一	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	靜岡縣社會事業	一	問題懇談會 自力更生に 關する融和 八回
山梨縣	一	一	一	一	一	一	パンフレット	一	國民融和に關す る祈願祭 タイトル映寫、 一週間三箇所 一、四六通牒
共愛會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜縣社會事業協會	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	一	一
信濃同仁會	一	一	一	二,〇〇〇	一	五,〇〇〇	一	一	一
富山縣	一	一	一	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	一	一
鳥取縣	一	一	一	二,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	六種	一
和島縣	一	一	一	二,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	一	一	表彰一名

岡山縣	一	一	一	一	一	三,〇〇〇	一	縣下	融和行進ニ 關、旗一、五〇〇 〇〇ラヂオ放送
協和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣島縣	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
共鳴會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
山口縣	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
一山會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
和歌山縣	一	一	一	一	一	六,〇〇〇	會報	一〇,〇〇〇	各新聞
同和會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	路傍宣傳、 交通宣傳、 合一、二回
德島縣融和團體聯合會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	繪葉書宣傳、四、〇 〇〇小學校記念會
讚岐會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
愛媛會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
善美會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
高知縣	一	一	一	一	一	三〇,〇〇〇	一	一	他團體施設、旋 支會分會の施設
公道會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
福岡縣	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	融和時報	三五	一
親善會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
大分縣	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
親和會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
佐賀縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
熊本縣	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一
昭和本會	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇	一	一	一

鹿兒島縣社會事業協會

計	一九團體	六團體	二團體	二團體	六團體	三團體	一〇,〇〇〇
	二〇同	二同	五、六名	五、六名	二同	二同	
	三、六八名	二、三三	四、〇名	四、〇名	四、〇〇〇	二、五〇〇	一、七、八、〇〇〇

二、各團體に於ける國民融和日

運動施行状況

全国の各團體に於て行ひたる國民融和運動は次の如くである

中央融和事業協會

明治神宮参拜
平沼會長以下役員及關係者一同参拜祈願をなす

ラヂオ放送
内務大臣を煩し中央放送局より全國中繼を以て趣旨の徹底に關する放送をなす

印刷物配布
リーフレット六十萬部を印刷し各府縣及融和團體を通じて全國に配布す

他團體の施設聯絡
全國の主要新聞及社會事業、教化事業關係雜誌に融和日の趣旨掲載方を依頼す

映画貸付
地方融和團體の施設に對し同會所有フィルムを貸付

活動寫眞講演會
一 一般大衆 東京 同會役員

明治神宮並
一 七名

桃山御殿参拜

聖訓主義配布

近畿融和聯盟

御陵参拜 一回

催物 一回

リーフレット 一回 二〇,〇〇〇部

依頼狀送付

記事掲載方依頼

小冊子増刷

ポスター配付

リーフレット 二〇,〇〇〇枚

布 一〇,〇〇〇枚

東京府社會事業協會

文書宣傳 三回 關係各寺院、御門徒事務所、宗教、依頼狀送

調示 一回 所員 總長より調示

催物 一回 ショーウィンド

リーフレット、一宣傳ピラを裝飾し、屋外には看板一枚を出さしむ

京都市内融和團體代表者参拜本會代表朝倉囃子参拜す

會社工場、就職斡旋に各宗教團關する依頼狀、關係府等縣知事各新聞社

警察署、派出所、町村役場等に配付す

關係町村其の他に配布

東京府會

明治神宮参拜
會長、常務理事、委員等十餘名参拜

講演會 六ヶ所 一、六〇〇名
五隣保館、其他一ヶ所、講演及映畫を行ふ。

街頭マツチ宣傳
三、〇〇〇個
市内樞要箇所にて配布

リーフレット
五〇,〇〇〇部
郡部各戸に配布

街頭ピラ宣傳
一〇,〇〇〇枚
市内九ヶ所にて配布

電車乗換券廣告
三〇,〇〇〇枚
當日の電車乗客に配布

御陵参拜
一五人
府下各種團體代表者

融和時報配布
三、〇〇〇
同會役員其他官公吏へ配布

調話資料配布
五〇〇
市郡小學校長へ送附し當日の資料たらしむ

記念講演會
四
深草町外三ヶ所にて同會阪口氏等出席講演す

自動車宣傳
二
市郡に至りて夫々宣傳効果をあげ

デパート宣傳
三
特別飾窓、リーフレット、風船、小旗等を配布し宣傳す

興業常設館宣傳
三
幕間タイトル映畫、大立看板掲示

公道會總會開催
三月十四日午後一時より
諸般報告、講演等

神奈川會

講演會 府下各地 一週間に亘り開催す

印刷物宣傳 市電內ポスター 一、六〇〇枚
市電乘換券 八、〇〇〇枚
リーフレット 五、〇〇〇枚

講演會 三回 縣下各支部所在地に開催

リーフレット 三〇,〇〇〇枚 會員其他關係方面に配布

ポスター 一、〇〇〇枚 同右

依命通牒 内務警察、學務三部長を以て町村長、警察署長、中小學校長に通牒せり

講演會 一七回 五〇〇名 婦人を對象とし講演

映畫講演會 一〇回 六、六〇〇名 一般民衆同前

文書宣傳 一回 七〇通 縣下小學校長に對し融和に關する趣旨書及の文書を發す

シオリ配布 一回 三、五〇〇枚 縣下小學校生徒に配布す

融和時報 一回 一、〇〇〇部 町村長、委員、支部、官公衙、縣市會議員、中等學校へ配布

清和 一回 一〇,〇〇〇部 同前

リーフレット、一 五、〇〇〇枚 神戸市内へ配布す

ピラ 一回 五、〇〇〇枚 神戸市電乘換券裏面に標語を印刷す

兵庫會

市電乘換券利用 一回 七〇,〇〇〇枚

第二章 普及宣傳運動

第二章 普及宣傳運動

第四編 融和運動

三六〇

大和同志會
ポスター 一、〇〇〇部
融和時報特輯
リーフレット 六、〇〇〇
計 七、〇〇〇
向當日知事のステートメント発表、三部長より縣下町村長、中小
學校長警察署長に通牒事務部長の部落視察

大和同志會
宣傳ビラ配布 一、〇〇〇枚
宣傳ポスター 一回 五、〇〇枚
リーフレット 一回 三、〇〇枚
パンフレット一回 二、〇〇枚
新聞宣傳 七種
街頭宣傳 六箇所
主要市町
村

千葉縣社會
通 縣 各官公署並
公立學校
村內有志、一ヶ所約三
部落居住者 〇名平均三

街頭宣傳 六箇所
三、〇〇枚
村
主要市町
村
會社、工場、
大商店

下野融和會
實施方依頼 各市町村長、市
町融和團體
依頼す
「社會と人生」を融和
日特輯とす

會社、工場、
大商店
記念講演會 九回 來會者延人
員七、二〇〇名 縣民一般
期間外特別 演 同 二、七〇〇名 同
少年團の活躍 奈良市内ビラ
五箇所 二、五〇〇名 同

融和時報配布 三〇〇部 同右

少年團の活躍 奈良市内ビラ
五箇所 二、五〇〇名 同

「備考」印刷物の配布数 總計三七、〇〇〇枚

他團體宣傳
縣下教化團
融和日實施
方協議、講
演、講話會
等の實施

全縣下に貼布本
運動の總旨を宣
傳す

三重縣社會
講演會 九ヶ所 五、〇〇名
青年聯盟及地元市町
村共 主催

新聞紙宣傳
融和委員設置
取扱注意
方 依 頼
通 牒

愛知縣社會
講演會 五
活動寫眞會 五

本會各共存團に對し三月十四日當日は土地の事情に適應したる運
動をなさしむ
縣社會事業「靜岡
縣社會事業」

第二章 普及宣傳運動

三六一

第四編 融和運動

して融和週問を準備す

和歌山縣 路傍宣傳

伊都、那賀、海草、和歌山、日高、西牟婁、妻各郡市内

交通宣傳

一乘降者其他

講演會 六、三、二〇名

小學紀念會 合 一九二枚

新聞宣傳 一〇、〇〇〇部

繪葉書宣傳 一〇、〇〇〇枚

ポスター 五、〇〇〇枚

リーフレット 六、〇〇〇枚

融和聯合會

旗幟行進、學校講話等

善愛鄰會 他團體施設

支會分會の施設

公道知會 三、〇〇〇枚

辯論會 一回 高知市外一ヶ所

外縣下市町村、警察署、學校、融和團體等と提携して講演會、路傍宣傳等融和の宣傳に努めたり

福善會 リーフレット 一、二〇〇枚 各市町村、小學校長宛

國民融和日に關する文部次官通牒 一、六〇〇 各小學校長に配布

內務大臣の聲明 一、六〇〇 同

融和時報 一、三五 各市町村長に配布

縣下一般に揭示

第三章 差別事象及差別事件に對する運動

講演會 六、一、四〇名 内部及一般民衆

懇談會 二、二、四〇名 内部

内務大臣山下達雄閣下御放送ラヂオ録取 一、二〇ヶ所 講演會、懇談會場及一般民衆

ポスター 一、二〇〇枚 一般民衆

小旗 一、三、〇〇〇本 同

リーフレット 二、三、〇〇〇枚 同

自動車 一、九、一、二市二郡

自轉車 一、九、一、二市二郡

自動車 一、五、二市三郡

路傍講演 一、六、一市二郡

新刊新聞 一、五、五種 購讀者

大分市他二郡融和日の意義徹底

大分市南大分他二郡

公會堂他九ヶ所

大道町豊田ラヂオ商會

寄贈後援

街頭、湯屋、理髮館貼付

市内四ヶ所及講演、懇談會場にて

手交

關係市町村長、方面委員、教職員、青年聯盟、街頭宣傳

三組編成り

市内バス及市役所定期自動車後部宣傳

青年及宗教家

意義徹底

第三章 差別事象及差別事件に對する運動

部落それ自身の現實的存在の形態として經濟上に於ける集團的窮乏に對する差別事象並に傳統的封建的賤視觀より發生する諸種の事件は部落問題の現實的實相として現下の社會、經濟、政治並に一般文化上等各方面に種々なる現象を以て明かに嚴存してゐる。

即ち社會上に於ては地方自治諸團體組織上に於ける差別、社交關係に於ける差別容姿、差別言辭、結婚關係、住居關係等あり、經濟上には、共同的所有權上の差別、就職上に於ける差別、小作關係、商業上に於ける差別等あり、政治的には官公の間に於ける差別即ち七年度に於ける、軍隊三、村長並吏員二、村自治體議員一、警察官一、區長一等である。又一般文化上に於ける差別には各級の圖書の上に現れたるもの教育機關に現れたるもの、宗教團體に於けるもの等である。

而して此等差別に對する對策運動は、各融和團體に於て直接行ふもの、警察官、教育者又は自治體吏員に於て協力の下に行ふもの等である。尙最近各融和團體に於て青年融和運動の勃興と共に新鋭なる團體員を以つて勇敢なる運動を試みつゝあるものも尠くない。更に之が解決方策としては、從來に於ける個人的反省謝罪等の形式に依るものは次第に減少し、

例ひ個人的差別と雖も、町村又は團體に於ける理事者、又は町村、又は其の屬する團體の下に於て之が徹底的廢滅を期すべき謝罪講演會、文書宣傳並に本運動を實施すべき團體の組織團體の豫算計上等全體格的對策を講ずるもの著しく多きを加ふるに至つた。

昭和七年度に於ける之が運動を實施せるは團體數二十二、取扱件數二二七件に達し前年度に比し遙かに増加してゐる。

第一節 差別事象及差別事件に對する運動一覽

團體名	事象種類	件別	計	對策	解決條項	結果
中央融和會	差文社官學社結經住軍其	別書交	四	地方團體等と聯絡を執り調査の上取消、注意等を要求す	原型の差別字句の抹消、用語の使用將來注意等	解決 四
聖訓奉旨會	言關	關係	一	戸別訪問、懇談會の開催		未解決 一
近畿融和聯盟	言關	關係	一	中央融和事業協會の協力斡旋方通牒		解決 一
東京府社會事業協會	言關	關係	一	懇談會開催		未解決 一
京都府親和會	言關	關係	一	相方申合事項の手交、啓蒙講演會	戸割割合土地分割、謝罪轉校、詫書提出訓示	解決 三
大阪府公道會	言關	關係	一〇	糾弾、關係者の反省を促す	謝罪、謝罪講演會、謝罪廣告	解決 一六
兵庫縣清和會	言關	關係	五	協和委員の斡旋盡力、同會係員出張		解決 六
埼玉縣社會事業協會	言關	關係	六	警察署長、町村長に依り徹底的に理解を促す	御眞影前謝罪、講演會、懇談會の開催	解決 一七
大和同志會	言關	關係	六	青年聯盟及小學校長の差別者反省を促す。學務部長警察署長等訓示	講演會、座談會の開催	解決 六
三重縣社會事業協會	言關	關係	一	早期解決方をとり關係者に注意を促す	圓滿解決	解決 一
愛知縣社會事業協會	言關	關係	一	被差別者に理解せしめ穩健なる處置をとる	謝罪、講演會開催	解決 二
滋賀縣昭和一會	言關	關係	二	同會より役員を派遣駐在せしめ差別者、同團體と交渉會議の開催に依り解決を図る	差別組織の撤廢、差別行為の除去	未解決 三
信濃同仁會	言關	關係	八	調査員派遣役場、巡查、學校と協力解決に努む	差別者の理解反省	解決 二
島根縣和敬會	言關	關係	二			解決 二